

政

刑

號八第 號月八 卷一十五第

谷田博士追悼號

谷田博士追悼號に題して

谷田博士年譜

十六氏追悼寄稿文

英國のホースタル・システム(三) ルドルフ・
ジューフェルツ

海外時報

彙報

□ 全國刑務所長皇軍の武運長久祈願

□ 名古屋拘置所開廳落成式

□ 刑務所水害 神戸・橘通支
水戸・土浦支

二〇二
二〇九
二一七

七

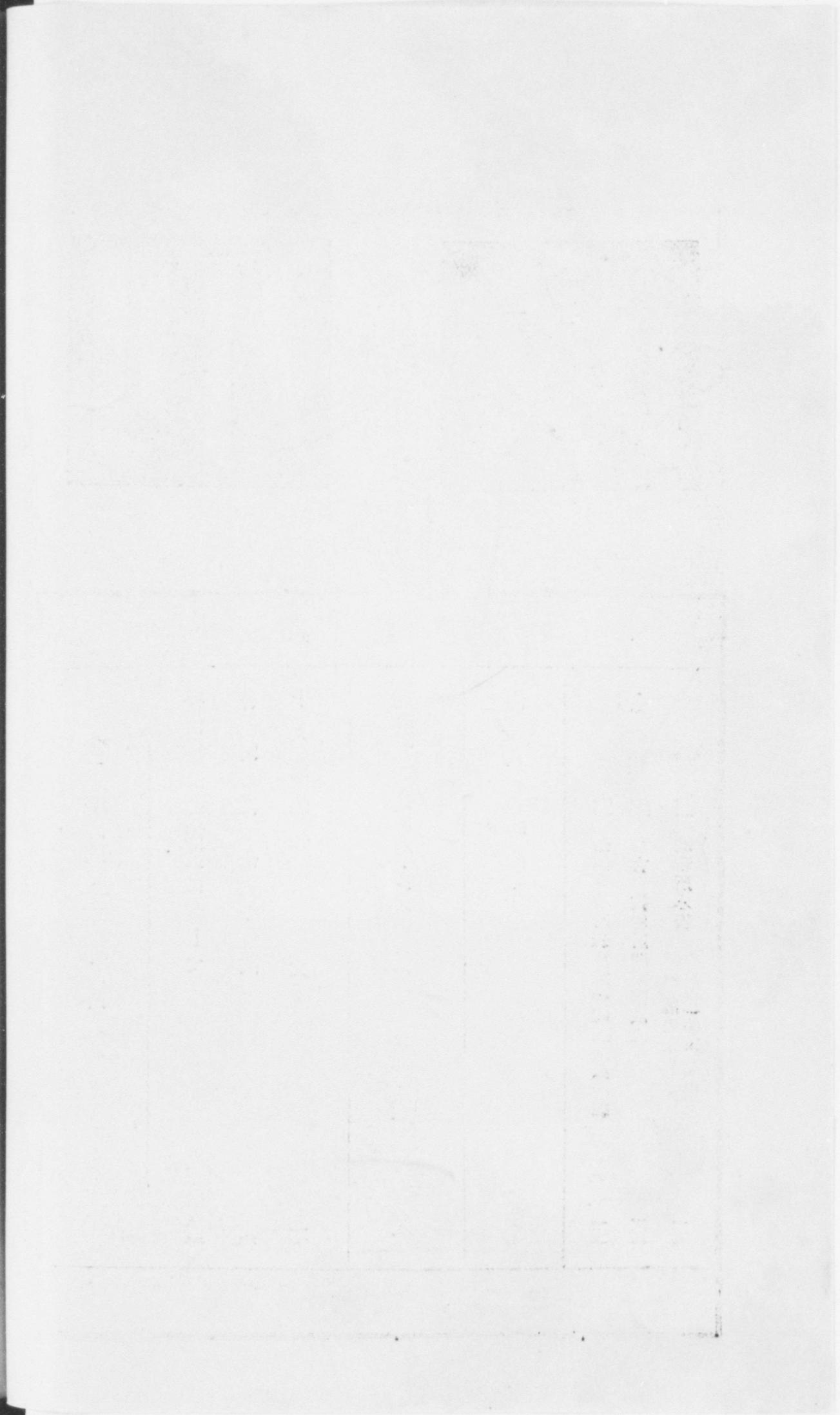
八

二
四
七

財團法人 刑務協會發行



故法學博士田谷三郎先生



刑政

八月號

第五十一卷

第八號

上、福岡刑務所
支那事變記念式黙禱



中
大村海上刑務所落成式
司法大臣(代理)祝辭



下、大村海上刑務所落成式
佐鎮參謀長祝辭



「谷田三郎先生追悼號」に題して

本年三月二十日谷田三郎先生が溘焉として長逝されたことは、法曹界にとつての一大損失であることは勿論であるが、我が行刑界としては感慨殊に深きものがある。先生は明治四十一年司法省参事官として監獄事務に關係されてから大正十年大阪控訴院長に榮轉せらるゝまでの約十數ヶ年——しかもその間十ヶ年近くといふものは監獄局長として行刑一切の指導に當つてゐられた——に互り我が行刑における制度の改善、施設の整備並に「人」的要素の充實等々に鋭意努力せられ、着々としてその實績を擧げられたのであつた。凡そ明治以來監獄局長若しくは行刑局長としてその任に在つた人は前後を通じて十數名の多きを數へることができ。しかしながら約十ヶ年の長きに互り行刑の首班としてその巨腕を揮はれた人はおそらく故先生一人のみであらう。それだけに故先生の行刑界に残された足跡は大きいのである。だがひとりそのみに止らない。故先生が行刑界を去り關西の法曹界に鬱然としてその山の如き存在を保つてをられる間にも、先生の嘗ての弟子達は道を大阪に横ぎる毎に先生の門を叩いてその教へを請ひ、先生も亦故山の後進でもあるかのごとく、喜んでその人々を庭に引き諄々として行刑の事を説かれてゐた。その意味において谷田先生は殆んど全生涯を通じて行刑のために盡瘁し且つ指導を惜しまれなかつたわけである。想ふに行刑の事は先生が壯年時代の大部分を捧げられた分野であるだけに、先生にとつては心の故郷ともいふべきものであつたであらう。従つて「故郷忘れ難し」の感は「人間谷田」の心胸に奥深く潜んでゐたものと想像されるのである。もとより先生の卓越せる頭腦とその旺盛なる研究心とはひとり行刑の分野に限られることなく、まことに行くとして可ならざるなきの概を示したのであつたが、就中行刑の姉妹事業たる保護事業の如きに至つては先生が終生その關心を禁めかねてゐられたものであつて、以て先生の志が那邊に存したかを窺ふに十分である。谷田先生は行刑の分野においても例へば累進制を初めて採用されたほどの理想家であつたが、同時に先生の理想は「志茲になければ則ち死せるなり」との信念に裏附けられ、さらに實行の可能なる範圍内においてのみこれを實現されたといふ點において異色がある。まことに先生の該博なる學殖と中正的確なる判斷力と人材を

簡拔して縦横にその驥足を伸ばさしむるの包擁力とは、これを適正妥當なる形において實行することに最もふさはしいものであつた。更に先生の行刑精神が先生の性格の中に深く根ざしてゐる正義感とそして「迷へる羊」——古の賢人がいかに愛の眼を以てこれを眺めてゐたかを思へ——に對する涯しなき隣人愛から出發してゐることは我々の忘るべからざるところである。先生が時に一劍天に倚つて寒しの氣魄と鋒銳とをその言行の片鱗に示されつなほ且つ西征すれば東人これを怨み東征すれば西人これを悲しむ底の古先王ヲ想はせるやうな風格を持してゐられた所以も蓋し此處に存するであらう。奇峰攀づべからざる矜持の心と春風人の面に快き温い心が實に先生の中に仲よく同棲してゐたのである。特に先生の友情に厚かつたことは先生の美德の中の最大なものの一つであらう。さらにまた先生の古今内外に渉る豊富なる智識と飽くことなき讀書の範圍とはまさしく先生の事業と功績との一つの大きいなる源泉であつた。大阪における先生の邸宅には約二十坪程の書庫が附屬してゐた。それは先生の「百科文庫」であつた。だが、それよりも先生その人が先づ「百科文庫」であられたのである。法律關係の書籍はいふに及ばず、その他哲學、社會科學、歴史、文學等あらゆる文化と名付けられるものへ向け先生はその鋭い觸手を伸ばしてをられた。一切の智識と思想とが先生の偉大なる頭腦の中で渾然として融合されてゐた。先生の心にはローマのごとくあらゆる方面へ通ずる道が開かれてゐた。先生がよく後進を導き育まれたことは周知の事であるが、先生は山上で訓を垂れずして山下で教を説かれた。先生がよく人の心を把握し得る力をもつてをられたのは偏へにそのためではなかつたらうか。又先生の聰明は人を見るに玉石を混淆せず、沉んや玉石共に焚くが如きの愚は決して敢てされなかつた。先生の多くの弟子達は今日と雖もことごとく親愛の情と併はせて敬慕の念を以て先生の長逝を痛惜してゐる。今や亡き谷田先生を偲ひまつるこの追悼號の成れる所以である。先生を憶ふ追悼記は茲に集まること十幾篇。蘆山の面目は蘆山を一周して見なければ判らない。好時の蘆山もとより賞するに値するも、煙雨の蘆山亦詩人の心を惹くに足る。各自の立場と視角と——つまり各自の心を以て、高峯を仰ぎ見ることく故先生を仰ぎ見て、そこに始めて蘆山の面目は髣髴として映じ出されるのであらう、行刑を中心として描き出された先生の面目は躍如としてそこに浮び上るであらう。遮莫、泉下の先生はこれを見て果して微笑されるであらうか否か。

谷田三郎先生年譜

明治四年

九月

谷田泰三三男として京都府熊野郡久美濱町に生る。

明治十四年(十一歳)

京都在住の醫家須川英橋氏に寄寓し、夜間上田氏に就き獨逸語を學ぶ。

明治十五年(十二歳)

二月

實母あい逝去。

明治十九年(十六歳)

須川氏の斡旋に依り、東京京橋區築地一丁目高田商會支配人武井氏に寄寓す。

明治二十一年(十八歳)

九月

私立獨逸語協會學校專修部(神田、西小川町)に入學、武井邸より通學す。

明治二十四年(二十一歳)

七月

獨逸語協會學校卒業。小石川區茗荷谷に自炊生活を爲し、母校に教鞭をとり、傍らレーマン氏の憲法講義を聴講す。

明治二十五年(二十二歳)

芝區櫻田本郷町岸小三郎氏(辯護士)に寄寓し、引續き母校に教鞭をとる。

明治二十七年(二十四歳)

十二月

判事檢事登用第一回試験及第、司法官試補を命ぜらる。

明治二十八年(二十五歳)

三月

新潟區裁判所詰、檢事代理を命ぜらる。

明治二十九年(二十六歳)

十一月

長岡區裁判所詰を命ぜらる。

明治三十年(二十七歳)

一月

判事に任ぜられ、豫備判事を命ぜらる。

明治三十一年(二十八歳)

五月

富山區裁判所判事に補せられ、翌月高岡區裁判所判事に補せらる。

明治三十二年(二十九歳)

七月

實父泰三逝去。
大阪地方裁判所判事に補せらる。

明治三十三年(三十歳)

此年三重縣宇治山田、西岡たまのと結婚す。北區堂嶋銀行裏に居す。

明治三十四年(三十一歳)

四月

京都地方裁判所判事に補せらる。梨ノ木通今出川に居す。

明治三十四年(三十一歳)

五月

大阪地方裁判所部長に補せらる。南區上本町六丁目に居す。

明治三十五年（三十二歳）

大阪控訴院判事に補せらる。

明治三十六年（三十三歳）

長男誠生る。

明治三十八年（三十五歳）

大阪地方裁判所部長に補せらる。

四月

検事兼司法省参事官に任ぜらる。東京地方裁判所検事に補せらる。民刑局兼務を命ぜらる。

芝區葺手町に居す。

明治三十九年（三十六歳）

八月

法律取調委員を命ぜられ、刑法改正の審議に與る。此年赤阪、福吉町に轉居。

明治四十年（三十七歳）

五月

四月改正刑法の公布あり、翌五月法律取調委員を解かれ、同月改めて法律取調會幹事を被仰付。刑法施行法及監獄法の調査を命ぜらる。

明治四十一年（三十八歳）

三月

改正刑法及監獄法實施準備委員を命ぜられ、監獄法施行規則、拳銃携帯に關する勅令等監獄法附屬法規の起草に従事す。

四月

法律取調委員被仰付。

司法省監獄局獄務課長兼務を命ぜらる。

六月

判檢事登用第一回試験委員並明治四十一年辯護士試験委員を命ぜらる。

七月

犯罪人異同識別法の取調を命ぜられ、九月指紋法採用方を答申す。同月各地に出張して指紋法の實地指導を爲す。

十月

第一回出獄人保護事業講習會に講師として「免囚保護に關する各種の問題」を講述す。爾來屢々此種會合に際して、免囚保護事業に關する理論並に實際に付て講演を爲し、斯業の振興を圖る。

十一月

各控訴院管内典獄協議會に出張し、新刑法並監獄法の解釋適用に關し實地指導を爲す。

十二月

監獄協會茶話會に於て「假出獄に就て」講演す。（監獄協會雜誌二二ノ一掲載）

明治四十二年（三十九歳）

三月

司法制度取調の爲歐米各國へ被差遣。四月横濱解纜の神奈川丸に乘じ渡歐の途に就く。（横田秀雄氏と同船す）

九月

此月發刊の大日本百科辭書の一編法律大辭書中に監獄及假出獄に關する部門を擔任執筆す。

明治四十三年（四十歳）

三月

シベリア經由歸朝す。

第二期監獄官練習所に監獄學を講じ、爾來大正十年に至る迄毎期監獄に關する理論と實際に就て講述す。

四月

司法大臣は地方長官會議に於て出獄人保護に協力方を訓示し、參考資料として谷田氏譯出のバーデン大公國地方保護會準則及同中央事務所定款を印刷配付す。

六月

判事檢事登用第一回試験委員並明治四十三年辯護士試験委員を命ぜらる。

明治四十四年（四十一歳）

四月

司法省官制中改正、民刑局廢止。刑事局兼務を命ぜらる。

五月

判事檢事登用第一回試験委員並明治四十四年辯護士試験委員を命ぜらる。

十月

監獄協會、財團法人組織と成る。同會理事に就任す。

十一月

監獄局長に任じ、高等官二等に叙せらる。

此年西大久保に轉居。

明治四十五年（四十二歳）

一月

新刑法施行の結果に關する調査を爲し、第二十八帝國議會豫算委員に配付す。（監獄協會雜誌二五ノ二掲載）

四月

免囚保護事業獎勵費を本年度より三萬圓に増額す。

六月

萬國監獄常設委員會委員を命ぜらる。（我國は此年創て該委員會に加盟す）

大正 元 年 九 月

御大喪に因る恩赦に際し、之が執行に關する諸般の事務に執筆す。

各宗寺院に對し司法省希望十六項を示して宗教家の奮起を促し、又屢々各種會合に

十一月

臨み「恩赦に當り當局の執りたる所置と我國保護事業の現況並將來に對する希望」等に就て講演し、斯業の擴充發達を勸奨し、聖旨の貫徹に遺憾なきを期す。其結果年末には保護團體數は前年に倍加し二百十一會を算するに至る。

監獄協會は谷田氏著「免囚保護に就て」を發刊し、數千部を各地の免囚保護團體、宗教家、地方吏員、有志等に寄贈す。

大正 二 年（四十三歳）

二月

全國免囚保護事業の統一、聯絡を圖る爲、監獄協會内に中央保護會を設立す。爾來組織的に保護事業の發展を企圖せる爲、斯業は一層の進歩を現はすに至る。

監獄協會會則を設定し、會務の處理方法其他會員慰籍の方法を定む。

三月

第八回萬國監獄大會議長たりし米國シカゴ大學教授チャールズ、リチモンドヘンダソン氏來朝。上野精養軒に於て歓迎午餐會を催す。

四月

一般行政整理に伴ひ監獄の機構を改め、從來の課所長制度を廢して主任制度を採用し、且執務手續を簡捷し獄務の刷新を圖り、尙新に典獄補の官を設け部内後進を策勵する所ありたり。

七月

典獄會議に於て行政整理の趣旨を説明し、獄務改良の方針を指示す。論旨明快にして一々其の肯綮に當り、多大の感銘を與ふ。尙同會議に於て參考資料として滯歐中の調査に係る「英國の囚人分類並階級處遇制」なる圖表を配布す。爾來囚人分類處遇若は階級處遇法を採用するもの續出し、我國に於ける階級制度の發達に劃期的の

進展を齎らすに至る。

十一月

法律取調委員小山温（不良少年に關する法律案特別委員）花井卓藏（同）豊嶋直道（同）鈴木喜三郎同幹事大場茂馬の諸氏と共に小田原特設少年監を視察し、同分監に於ける點數制累進處遇法運用の實況等に付調査する所ありたり。

十二月

刑事訴訟法改正主査委員を命ぜらる。
法律取調委員の勳功に因り勳四等旭日小綬章を下賜せらる。

法律取調委員、小山、花井、豊嶋、鶴澤（特別委員）鈴木五氏及山岡幹事と共に川越特設少年監を視察す。

大正三年（四十四歳）

三月

在監者食量給與手續を定め、多年の懸案たる食量等級問題を解決し、全國的に之が給與を統一す。

不良少年に關する法律案主査委員を命ぜらる。次で七月不良少年に關する法律案起草委員を命ぜらる。

四月

昭憲皇太后陛下崩御に因る減刑恩赦に際し、更に保護事業の伸展を圖る。

六月

監獄協會茶話會に於て『獨逸に於ける最初の少年監に就て』と題し、ウキツトリヒ少年監の構造、作業、累進處遇制度等に付精細なる講演を爲す。爾來特設少年監にして該處遇制度（期間制）に倣ふもの多し。

七月

男爵三井八郎次郎氏私財七十五萬圓を投じ、財團法人輔成會を設立す。仍て監獄協

會は同會に對し、中央保護會の事業を移讓す。副會長に推さる。

十月

感化救濟事業講習會に於て『歐洲に於ける犯罪少年問題の起因を論ず』と題し講演を爲す。（監獄協會雜誌二八ノ七掲載）

尙此年監獄巡視要綱を編纂し監獄巡閱官の指針たらしむ。

大正四年（四十五歳）

四月

感化院長會議に於て「我國に於ける犯罪少年の統計」に付講演を爲す。（監獄協會雜誌二八ノ一二掲載）

七月

豫て少年監、女監等の整備を圖り、其形態漸く整ふに至りたるを以て、長期監、未丁年監、女監等特別監の種類を定め、分類拘禁の制を確立す。

八月

大禮使事務官被仰付。十月京都行幸供奉被仰付、次で翌年一月銀杯一組を下賜せらる。

九月

次男豊生る。目下京都帝國大學法學部に在學す。

十一月

大正三、四年事件の功に依り勳三等に叙し、瑞寶章を下賜せらる。

大正天皇御即位に因る減刑恩赦に際し、一層保護事業の發達改善に努め、翌五年五月地方長官會議に於ては寺内總理大臣及松室司法大臣より其協力を求むる所ありたり。

十二月

第二次行政整理に因り、免囚保護事業獎勵費削除以來大正八年之が復活を見るに至る迄、輔成會をして政府に代りて保護事業獎勵金を交付せしむ。

大正五年(四十六歳)

二月

監獄衛生の改善を圖る爲、芥川信氏を東京監獄囑託と爲し、東京帝國大學醫科大學衛生學教室緒方、横手兩博士指導の下に、専ら監獄衛生の研究、調査に従事せしむ。

五月

安濃津監獄特別區劃内に静岡、名古屋、岐阜、金澤及膳所の各監獄拘禁に係る不良囚を集禁し、特別處遇を爲さしむ。

十一月

典獄會議に於て分類的累進處遇法採用に付て、當局の積極的意嚮を開示したる爲、階級制度の一般的採用の氣運熟す。

大正六年(四十七歳)

一月

藤田靈齋氏を監獄協會茶話會に招聘して「息心調和法に就て」講述せしめ、尙其著「息心調和在監者修養法」を刊行し、各監獄に配付し任意に實行せしむ。

五月

アドルフ・フツクス氏「免囚保護事業執務心得二十則」を譯出す。(輔成會會報一ノ二掲載)

七月

獄制研究資料第一輯「普國監獄則」及「獨逸自由刑執行法草案」翻譯成る。(監獄協會出版)

大正七年(四十八歳)

四月

敷地賣却に因る財源提供の方法に依り、大阪監獄の移轉改築に着手す。爾來富山、

宮崎、新潟、宮城、青森、釧路、の諸監獄、尾道、岩國、松本の各分監等を相次で建築し、分類拘禁並行刑處遇の適實を期す。

此月及五、六月監獄協會茶話會に於て「米國の囚人自治制」に就て講演す。(監獄協會雜誌三一ノ九、一〇、一一掲載)

五月

典獄會議に於て特設少年監の狀況報告を聽く。

七月

救濟事業調査會委員被仰付。

大正八年(四十九歳)

一月

元集治監たりし樺戸、十勝等北海道所在の監獄の整理を計劃し、一月樺戸監獄を廢止し翌九年十勝監獄の釧路移轉に着手す

二月

少年法の起草を了り委員總會に報告す。爾來屢屢總會を開き慎重審議の結果二、三の修正を加へ七月議決の旨司法大臣へ具申す。

四月

支那共和國政府より贈與したる二等嘉禾章を受領し及其の佩用を允許せらる。學位令第二條に依り法學博士の學位を授けらる。

七月

法律取調委員會被廢。臨時法制審議會幹事被仰付。

九月

法律取調委員の功に依り旭日中綬章を下賜せらる。

十月

監獄協會は本年度より監獄官練習所補助費二萬圓の交付を受くるに至り、練習所開設期間を六ヶ月と爲し、尙學科の改良其他生徒に對する諸手當を改む。又新に獎學

大正九年(五十歳)

金給與規程を設定し、刑事學殊に監獄學を専修する者並特殊の監獄事務に従事する者に對し、獎勵費を給し専門家を養成す。
尙此年東京帝國大學稻田教授に囑託し、豊多摩監獄獨居拘禁者の健康状態の調査を爲さしめ、同監獄衛生状態の改善を圖る。

二月 夫人たまの流行性感冒に罹り、大久保の自邸に歿す。次で四月長男誠を亡ふ。

四月 刑事訴訟法改正の調査委員を命ぜらる。

五月 「犯罪と犯罪人」成る。(輔成會出版)

六月 第三回時局講演會に於て「少年法に就て」講演す。(監獄協會雜誌三三ノ一〇、一、三四ノ一、二、三、四掲載)

十一月 大正四年乃至九年事件の功に依り金八百圓を下賜せらる。

此年牛込區富久町に轉居。

大正十年(五十一歳)

一月 社會事業調査會委員被仰付。

五月 典獄會議に於て少年受刑者處遇に關する諮問を爲し之が處遇の統一を圖る所ありたるも、尙久しく之が實現を見るに至らず。

六月 任判事大阪控訴院長に補せらる。

一級俸下賜。

社會事業調査會委員被免。

大正十一年(五十二歳)

一月

萬國監獄常設委員會委員被免。

大阪控訴院管内保護事業の改善、發達並聯絡、親睦を計る爲、全國に先じて大阪控訴院管内司法保護事業研究會結成せられ、會員一同の懇請に依り會長に推さる。爾來同會の爲め剴切懇篤なる指導を爲し多大の功績を擧げられしが、昭和二年六月會の發展上寧ろ檢事長を會長と爲すの最も適切なりとの信念より、會長を辭任す。後同會顧問として引續き提撕の勞を惜まず、毎年の總會には必ず出席して斯業に關する講演を爲しその發展に盡瘁す。

昭和二年(五十七歳)

四月 年俸七百圓加賜。

昭和六年(六十一歳)

六月 官等俸給令改正一級俸下賜。年俸六百圓加賜。

十二月 特に親任官の待遇を賜ふ。

昭和七年(六十二歳)

二月 勳一等に叙し、瑞寶章を授けらる。

昭和八年(六十三歳)

正三位に叙せらる。

昭和九年(六十四歳)

大阪控訴院管内辯護士大會名譽顧問に推さる。

昭和十年(六十五歳)

昭和六年乃至九年事變に於ける功に依り、金三百五十圓を授け賜ふ。

昭和十一年(六十六歳)

裁判所構成法第七十四條の二に依り九月二日限り定年退職。

昭和十三年(六十八歳)

日本生命保険株式會社顧問となる。

三月

京都帝國大學法學部に於て、五回に亙り「我國司法制度の沿革」を講ず。

二月

司法保護事業功勞者として司法大臣より表彰せられ、金杯を贈らる。

十月

身體違和を覺ゆ。

十月

此年日獨親善を目的とする榊の會名譽會長に推さる。

谷田先生の追憶

(寄稿者芳名イロハ順)

岡部常

一 谷田先生卒然として逝く、お彼岸の三月廿日春漸く闌ならんとする折柄先生は遂に逝かれて了つた。回顧すれば廿三年の昔、久留米緋の單衣に小倉袴を着けて、先生から司法屬の辭令を受けてからズツト廿三年の長きに亙つて、御世話を受けて居つたのに、今遽に永遠のお訣れをすることになつて、感慨極めて深きものがある。書けば色々盡きぬが、刑務界に範圍を局限して一二の追憶を誌したい。

二 先生が日本の新行刑道の確立に偉大なる足蹟を印せられたことは餘りにも顯著である。昭和に入つてから特段の進展を示したかに見える行刑道も、實は明治時代に源があり、特に先生が指導的地位にあつた、大正時代に基礎が築かれて居たと見るべきである。既に昭和九年突然生れたやうに考へられる、累進處遇令の如きも、實は大正時代に培はれた力の蓄積があつたればこそのことなので、點數制が良いか、官吏考査制を採るべきかなど、疾くに大正の初から論議せられ、又全國各刑務所に於て試験的に實施せられ、具に利害得失も論ぜられ、幾多試練を經、其の成果が昭和になつて漸く結ばれたと見るべきだ。

三

囚人自治制と謂へば、今では陳腐に屬する題目であるが、廿年前には極めて稀しいものであつた、先生は當時逸早くオスボーンの所説を紹介されたが、聴く人の中には新しがりやとも謂ふべき人が居て、直ぐ自分の所で或部分を實施して、先生から其の先走りの態度を窘められた例もあつたが、先生は冷静にオ氏の所説を検討して利害得失を稽へ、米國に於て如何に成り行くかを豫言すると同時に、吾國に於て如何に是を採り納るべきかの點を示唆され、徒らに時流に阿ねらず、遠く將來を見透して堅實の道を示されたことを回想する。

オ氏所説の重點は、従前の行刑が徒らに善良なる囚人を作るに急にして、善良なる市民の養成を忘れたるを難じ、刑務所の目的は外界の自由社會生活に存し、其の爲に官憲に頼らず、自己の力、自己の責任を以つて事を處理すべきものにして、且つ此の自由生活に適する人を作るの途は自由を與ふるの外に存せずとなす點に存したが、先生も特に此の點を強調して沈滯勝の吾國行刑界に一大警鐘を亂打せられたことを回想する。

オ氏の所説は先生の卓越せる行刑理論を通して吾國に紹介せられ、吾國行刑の往くべき道を示されたので、當時の行刑人が此の新説に依つて啓蒙せられ、如何に斯界に裨益したかは、今更ら改めて爰に絮説するまでもないことだ。

四

先生の外國語學の力の優れて居られたことは餘りにも有名なことで、獨逸語は最も得意とせらるゝ所であり、佛語にも堪能であり、後には英語をも能くせらるゝに至つた。外國書讀破力の旺盛だつたこと、夜睡れぬまゝ、一晚で一冊讀破したなど言はれることも稀しくなかつた、一時は餘り讀み過ごされて、爲に不眠症に罹られ、病の爲めに睡れなからとて、愈々徹夜して讀書に耽けられた時もあつた。獨逸語は話すことも書くことも得意とせらるゝ所で、書くことに就いては、邦文で記述するよりは、寧ろ樂な點があるとは屢々述懐せられた所だつた、現に刑務協會五十周年

記念論文集にも、邦文では憶却だが獨逸文ならば、とのお話もあつたので、ソレコソ協會でも望む所だからとて、是非とも獨文の論文起草方をと、協會の使命を帶して私が御願ひして居たが、遂に御健康上の理由にて御承諾を得るに至らなかつた。先生の論策を記念論文集に逸し、殊に獨文の珠玉篇を永久に戴き損じたことは、返へす返へすも惜しまれる。然し今から考へると、昨春軽く發作した腦溢血後御健康の恢復を見ず、既に秋頃には大分病勢進行平素の御執務の如きも、よほど無理を推して居られたものかとも考へられる。二月末頃最後に御會いたした時の如きは、大分御疲勞の態に拜し、殊に白内障で視力が著しく衰へたので、手術を必要とすることなど語られたことだつたが、ソナにも御病狀の變化せることに注意も拂はずに、昨秋來度々原稿の執筆を懇請したことの非禮、心なしの業なりしことを、今に於て悔恨する次第である。

五

先生が釋放者保護事業に深き理解を有たれ、監獄局長御在職中輔成會創立に寄與せられ、中央指導機關を確立せられた功蹟の如きは、吾國保護事業界に没すべからざる所である。大阪控訴院長に轉ぜられてからは、大阪方面の保護事業を、直接指導誘掖せられ、更らに全國に率先して保護事業研究會を創設、範を全國に垂れられた、是が動機となつて全國に次々と研究會が組織せられて、斯業の發展に資することの如何に多大なものありしかは、私の贅言を要せぬ所である。

大阪方面の斯業關係の講演會といふ講演會には、大抵御出席、講演に坐談に斯界に御指教を垂れられたことだつたが、公の講演としては、一昨昭和十一年九月十二日大阪毎日新聞社樓上に催された、近畿保護事業家大會席上に於けるものこそ恐らく最後のものであつたらう。虫が知らせたとでも言ふべきか、先生は此の時是が私の此種講演の最後のものとなるであらうと前提されて、極めて示唆に富むだ話をされたが、其のお話中私を刺戟したのは、行刑とか保護事

業の如きものは、なか／＼世人の理解を得難きものであることを述べられ、曾て伯林に起つた『ケペニツヒ大尉事件』の話がされたことだつた。ケペニツヒといふ偽大尉が堂々軍服を着けて伯林の社交界に現はれて、然かも大袈裟な犯罪を敢てし、一世の耳目を聳動したが、當局は巧に此の機會を捉へて、斯道の改良發展に資したことを説かれ、如斯世の理解困難なる事業の爲には、當局者は常に注意して機會を掴むことを忘れてはならぬと訓へられたが、今になると、遺言の如く貴く味はれるのである。

故谷田先生を追憶して

大 月 義 平 次

私は大正五年に大阪の検事から典獄に轉官し、更に大正十三年に再び福井の検事正に轉官したのであるが、その間の約十年近くといふもの、主として故谷田先生の部下として何かと先生の御指導を仰いでゐたわけである。先生の人格とか學殖とかいふことについては他に語るべき多くの人もあらうが、私の知る限りでも、先生は行刑といふことに對し非常に熱意を有たれてゐた。谷田先生は明治四十一年に司法參事官として監獄局の事務を取扱はれることになつたのであるが、當時は明治三十六年の監獄官制により監獄事務が内務省から司法省へ移管されて間もない頃であつたので、従つて監獄職員を司法省官吏として統御する上において種種困難なこともあつて、先生はその點に非常に御苦

心をなされたと聞いてゐる。私が行刑界に入り先生の御指導を受けることになつてからも、度々その話を先生から伺つたものである。先生は又行刑の實績を擧げるためには、行刑當局と刑罰執行の指揮權を有する検事との間に圓滑なる連絡協調を保つて行くことが最も必要であるといふことを常に説いてゐられたが、大正四年から五年頃にかけて、大野數枝、寺崎勝治、赤塚源次郎の諸氏並に私など、検事から典獄に轉官したものが數名あつたが、それは何れも先生のさうした御考へが具體化した結果であると思ふ。この問題については私に一つの思出話があるから序にそれをお話して見やう。たしか大正八年の典獄會議の際であつたと記憶するが、時の原首相が、一時司法大臣を兼攝してをられた關係で、同會議へ一時間程臨席されて、種々典獄の意見を徴されたことがある。その時原兼攝法相は典獄一同に向つて、服役者の中に冤罪者はないかといふ意味の質問をされた。すると當時小菅の典獄であつた故有馬四郎助氏は直に起つて、服役者の中にはたしかに冤罪者があります、現にその實例があります。といつた意味のことを陳述されたのである。ところが私の検事としての經驗——私は明治三十八年に検事を拜命以來、大正五年典獄に轉官するまで約十餘年間検事として勤務してゐたのであるが——によると、服役者の中に冤罪者があるなどいふことは未だ曾て耳にしたこともなければ、又滅多にさやうなことがある筈のものではないとも思つてゐたので、一體いかなる反證があつて、一旦有罪と確定して服役してゐるものを特に冤罪なりと認めるのであるか、さういふ行刑官の意圖が那邊に在るのか私には一向に合點が行かなかつたのである。だが又考へて見るも、原兼攝法相としては、我が國にも陪審法を實施しやうとの御考へから、或はさうした質問を發せられたのかもしれない。とすれば私としても一應の意見を述べ置かなければならぬとさう思つたので、私は會議の席上で原兼攝法相に向つて次ぎのやうな事例を引いて私の意見を申し述べたのである。即ち私が始めて典獄として赴任した徳島監獄に、同監獄職員の大多數が、多分冤罪であらうとの疑の下に、多少手心して處遇してゐた一女囚がゐたが、その女囚の犯罪事件といふのは高知縣の某山村において

行はれた夫婦共犯の強盗殺人事件で、夫虎五郎（假名——以下同じ）はすでに某地において死刑の執行を受けたが、その妻のお熊は、従犯として懲役十五年の刑を言ひ渡され、大阪から移監されて来て當時徳島監獄で服役中だったのである。ところがこの女囚は、大阪から移監されて来るなり、自分は人を殺したやうな覚えはない、自分は全く冤罪であるといふやうなことを固く主張して已まない。その様子がいかにも眞剣らしいので、前にいふやうに、監獄職員も大部分のものはお熊のいふことは或は事實であるかもしれない、冤罪といふのが本當かもしれないと大體信するやうになつて、處遇にも多少手心を加へるやうになつた。私はどうも訝しなことがあるものだと思ひましたので、そこで高知の検事局に照會して一件記録を取り寄せて一應讀んで見たのであるが、それによると、虎五郎お熊の夫婦は、村内の日傭稼ぎ平助なるものが、禪の中にいつも金銭を巻き込んで納つてゐるといふ事實を知つて折もあらばこれを強奪してやらうと日頃からその機會を狙つてゐた。或る日、お熊は夫虎五郎に命ぜられて、色仕掛けで平助を山中へ誘き出したが、そこにはもう虎五郎がチャント待ち伏せしてゐて、平助を見るなり矢庭に持てる手斧を以てこれを斬殺し、金銭を強奪し去つたものである。成程お熊は殺人行爲そのものには直接手を下してゐないが、夫の言ひ付けを受け、その情を知つて平助を山中へ誘き出し、共謀で金銭を強奪したのであるから、強盗殺人の従犯として十五年の懲役刑に處せられたのであつた。家宅搜索を行つた際にも、血痕の付着した手斧やユカタが発見されてその犯跡は掩ふべくもない。沉んや大審院まで上告して棄却された事件であるから、その犯罪事實については殆んど疑ひを挾むの餘地がないのである。唯たま／＼お熊なるものが、法律思想のない山村の一婦人であつたところから、夫の命を受けて平助を山中へ誘ひ出した位で——しかも自分は殺人行爲には手を下してゐないし——懲役十五年になるとは餘りに無法であるとしてその點がよく理解出来なかつただけのことである。つまり法律に對するお熊の無智がお熊をしてさう思はせたに外ならなかつたのである。そこで私は記録によつて事件の捜査開始、豫審並に公判の情況等お熊夫婦の犯

罪事實を詳しく話し、お熊としても、事件の従犯として十五年の懲役刑を言ひ渡されることは法律上到底免れ得ないことであるといふ所以を懇々と説明してやつたところ、お熊もやつと合點がいつたらしく、その後は冤罪云々のことは一切これを口にしないやうになつたのである。右の實例を説明して私は、行刑官が刑事記録を見ずして、半信半疑にもせよ、本人の言ふことを信するやうな傾向に傾くが如きことあらば、行刑上由々しき問題であるといふ意味のことを原兼攝法相に申し述べたのであつたが、原法相は、裁判とても人間のすることであるから冤罪が絶無であるともいへないかもしれない、しかし出来るだけその絶無を期せなければならぬといふやうなお話であつた。尤も一面、行刑官の立場としていへば、いはゆる愛を以て受刑者に臨むといふ意味からとかく受刑者の供述を信用することになるといふのも無理のないことであるかもしれない、又さうした温情は勿論なくてはならぬであらうが、記録を見ずして、受刑者の言ふことのみを信するのは考へ物であると思ふ。私はその後谷田先生に對しても、行刑官は檢察と行刑との連絡協調を圖るために時々刑事記録を取り寄せて、これを行刑上の資料に供することが必要である旨を申述べたところ、先生にも無論反對はないやうな御様子に見受けた。その後山岡局長の時代になつて、半年以上とか若くは一年以上とか一定の刑期以上の刑の執行指揮をする場合には、檢事は、刑務所の典獄へ向け、行刑上の參考資料を送附すべしといふ旨の訓令が出たのであつたが、そんなわけで、谷田先生が檢察と行刑との連絡協調を圖らんとされた御趣旨は、今日では相當その實績を擧げてゐると想像する。

その他谷田先生が後進を引き立て温情を以て人を導かるゝことに熱心であつたことは何人も知つてゐるところであらうが、しかしその導き方が相當手きびしく私なども眞向上段から、御叱りを受けたことも屢々あつた。しかし先生に對して決して怨みがましい感情を抱くものは一人もなかつた。それは先生の徳のいたすところであらう。私は今日でも先生から受けた御指導御薫陶に對して實に感謝と感激の情を禁じ得ないのである。（談）

谷田三郎閣下の薨去を悼みて

和田 岩 雄

噫、谷田三郎閣下、我閣下の知遇を忝ふること二十有數年。親に優る慈悲と、師を超ゆる指導を蒙り、今更尊き御恩寵の追憶の數々を、茲に擧げて、數ふるに追あらずと雖、最も近き而かも閣下の最後の力作として、又閣下が渝らざる行刑界の深き理解ある指導者として、又社會啓蒙の辭として、行刑界の爲に御盡し下されたる事實として深く感激し感銘措かざる一事を擧げて、永久に閣下の御徳を偲び奉らんとするものである。

憶ひ回せば早や一昨年十二月二十四日、閣下の門を敲いて、當所殉職刑務官の碑文を請ひたるに、閣下には其の數日前來病氣中なりしも、枕頭に余を召されて、碑文は金石文と稱し、古來極めて六ヶ敷ものとせられ、凡そ三年位を経れば脱稿せざるを例とす、事極めて容易にあらざれども、兎も角も快癒の期を期すとの、御應諾の御言葉を賜り、其の後小康を得たりとて、案を送らる。極めて長文にして碑面大なれども收らず、之を要約すれば、其の意義を損する憾みあり、之を漢譯すれば、碑文の恒例に倣ひ、碑面にも收まり得る次第なれども、現時漢文を讀むもの、日に減少するの傾きありて、如何なる名言益語も、用法上無價値に過ぎ遺憾なしとせざるを以て、成るべく細字たりとも、何人にも讀み易く、解し易からしめんことを欲すれども、數百年後風化して字體を存し得ざるに至るの虞れあつては、惜しき極みとも存ぜられ、結局漢譯を適當の人に依頼すべきことを仰せ出さるゝに迫り、幸に當地漢學の耆宿越智宣哲師あることを告げ、此の人に依頼することの承認を得たるも、師は碑文は敘事を原則とす、理論を挿む場合

ありとせば、凡そ頌徳の範圍を出でざるべきを要すとの建前にて、用捨なく理論の部分を除き、末尾に銘を加へて示さる。素より美文たることには感嘆したるも、閣下の意に反すること遠きを以て、原文を出来る文保存する途なきやを質したるに、學者としては此の外の書き方なしとのことにて、已むなく閣下に諮りたるに、閣下之を見て、腐儒語るに足らず、遠き昔支那の大家の碑文中にも、理論を加へたる實例もあり、原則として理論を避け敘事を貴ぶは當然なれども、吾久しく監獄局長の職に在り、其の意中を表現するに非れば、余の碑文を草するの意義存せずとて、甚だ御不興に拜せり。余も亦閣下の此の意を拜して、大に我意を得たるを喜び素より儒者輩の型の如き死文を希求するものに非ざるを以て、閣下の原文を尊重し忠實に漢譯するやう、改めて依頼すべきを約して、立歸りたるも、素より再び越智師に依頼するの意を有せず、又其の甲斐なきこと故、當地中學校長古川正澄氏と謀りて、越智師の忠實なる漢譯なる如くして、閣下に呈す。閣下其の漢譯の幼稚なるに満足されず、之を京都大學名譽教授文學博士狩野直喜先生の斧正を仰がれて、茲に始めて昨年四月除幕式を擧ぐるに至れる碑文とはなりたる次第である。其の全文左に。

書ニ殉職刑務官碑陰

頃者、奈良刑務所長典獄和田岩雄君、來謂余曰、今奉職於我刑務所者、百四十人、曰、拘禁、曰、戒護、曰、作業、會計、經理、以至衛生醫療所、從雖異、莫不恪勤精勵、一旦遭變、忘躬蹈危而無厭、其志之純、其行之烈、可謂不恥古善士矣、然刑務所隔絕別域、與世不相聞、是以其美行善事、多湮滅不稱者、前任典獄伊江朝陸君有慨於此、乃謀表彰其功績、顯著而物故者、企畫略成、偶轉任京都、余以之承其後、即

欲^シ繼^シ成^シ其^ノ志^ヲ刊^シ石^ヲ錄^シ以^テ事^ヲ殉^ル職^者從^テ司^法保^護事^業斃^ル其^ノ職^者並^ニ在^リ職^ニ二^十年^而今^ニ既^ニ物^故者^ヲ以^テ傳^ヘ不^朽諮^ル之^ノ內^外贊^者翕^然御^所町^今出^丑松^君等^援助^尤力^設備^略整^遂上^申司^法省^受其^認可^起工^將有^日願^公爲^記其^由來^余淺^學非^才尤^拙於^詞章^但以^夙奉^職司^法部^在監^獄局^長任^多年^常念^我刑^政興^廢感^慨洵^切夫^司法^者治^世管^鑰國^家休^戚所^繫而^其最^緊要^者爲^刑事^政策^刑事^政策^中至^要至^難事^業莫^若行^刑行^刑者^刑事^政策^中樞^而檢^察裁^判諸^機能^待之^始完^其用^故欲^振作^一國^刑政^須先^齊刑^務所^機構^以期^行刑^適實^然運^用之^妙存^於其^人非^獨法^令所^能辦^要在^得忠^誠士^任事^恩威^並行^而後^刑平^可得^而庶^幾矣^今我^國刑^務所^自稱^曰紀^律之^府官^紀嚴^肅吏^稱其^職業^績優^秀於^歐米^諸國^多不^見其^比然^世人^尙慣^見舊^弊不^察改^良之^迹動^則嫌^惡之^而刑^務官^之有^功勞^者往^往無^過而^問焉^者豈^不痛^哉若^夫司^法保^護事^業所^以救^導刑^餘窮^氓防^止累^犯以^保全^行刑^效果^實爲^刑事^政策^必須^要件^而世^又舉^附忽^諸其^奚能^期刑^政振^作恢^弘哉^和田^君等^建碑^之舉^蓋有^見於^此也^遂書^以與^之云^爾

昭和十二年四月

判事正三位勳一等法學博士 谷 田 三 郎 撰

右の通り出来上りたりと雖、舉式の日取の關係上、標題を篆刻する暇なかりし爲、今春其の工を起して數日中に拓本として閣下の御高閣に供することとなりたる際、忽焉として薨去せらる。拓本今や成りたれども、幽明處を距て、之を齋さんすべもなし。憶。

先生谷田博士を憶ふ

香 川 又 二 郎

人は自己よりも卓越した人の性行を批評する資格はないものと信じて居る不肖私は、谷田先生の往事を語ることは遠慮しやうと思つたが、因縁淺からざるものがあるから是非にとの刑政編輯部からのお言葉に甘へて、追憶とも感想ともならぬ斷々談片を無理に繋ぎ合せて綴つて、先生の面影を偲びたいと思ふ。

刑政の革新期 顧みれば谷田先生の知遇を受けるやうになつたのは、先生が大阪地方の判事から司法省の參事官に轉任して來られてから一二年の後明治四十年の末か四十一年初頃かに、行刑事務に關係されるやうになつた時、小山温博士が監獄局長の職に就かれてから一年足らずの頃であつたと思ふ、今日から回顧すれば既に春風秋雨三十年を過ぎた昔である、それから間もなく監獄局專屬となり獄務課長の職に就かれたから、其の以後は直屬の下僚として日々親しく先生の指導を受けるやうになつた、云ふまでもなく明治四十一年十月からは新刑法を始め刑法施行法、監獄法が實施せられるのであるから、刑政の上に新舊分岐點が劃期的に定まる時期である、監獄則や監獄則施行細則の廢止其他監獄法規の改廢が目前に迫つて居る、時代思潮に連れて改革刷新を要するものが山積して居る、其の大使命を果すべく監獄局に來られた先生は頗る多事多端である、殊に新法の要求に伴ふべき重要法令の整理をしたり行刑施設の上に新に計畫せねばならぬ事柄が多かつた、此の喫緊な秋に迎へられた谷田さんは年齒三十臺の少壯で元氣

と第一次行政整理が行はれて間のない頃であつたから事務輻輳の爲めでもあつたであらうが又一つには講學研究に熱心な先生は歐洲の旅から歸へられてからは、層讀書眼が肥へたのか、寸暇あれば洋書を繕き、一たび巻を披けば、知らず識らず時を過すのであらうと思はれる事もあつて、早出晩退と云ふか、陽の短い季節でも長い夏の日でも日の昏れるまでは、いつも役所に居られた、眞夏の暑中休暇の季節でも日没でなければ退廳せられなかつた、先生の精力絶倫なことは定評のあるところ又事に臨んでは爲し終るまでは續けるといふ氣象であつて、熱心の餘りそうなるのであらうとは思つた、それは實に感心な事であつたが併し部下の中には、局長さんの家には下婢の一人か二人居て、炊事洗濯や子供の世話など差間もあるまいが我等風情は眞夏の夕には子供に行水させたり子守り手傳ひして、山妻の轉手古舞ひを助けてやる位の少閑がほしい、といふやうな愚痴を零すこともあつた、併しこれは些細な私事であつて敢て齒牙にかけるに足らぬが、それは下級屬僚の生活状態の片鱗を洩したものであるから強ち淺猿しい心根と咎むべきでない、と同情の一瞥を呉れた人もあつた、そこで其の同情の言に甘へて特に用務のある屬僚は別として其の他は事務の差繰りをつけて定刻を過ぎたら退廳させて戴くことにしやうといふやうな内々申合せをしたこともあつた、これは先生の働き盛りで不惑の歳を過ぎたばかりの時であつて、倦まず息まず精勵された事が反映したものであらうか。

先生は判事、參事官、監獄局長、控訴院長と永年司法界に活動されたから其等公務上の事績や又夙に保護事業方面の指導開拓に盡力せられたことは既に公評もあり、私は差控へる。

これから先生に接して又傳へ聞いて、感じた面影とでも云ふべき二三の事に就て述べることを許して戴きたい。
直情徑行の人 谷田先生は率直に言ひ率直に聽き容れる人であつた、直情徑行と謂ふのであらう、従つて對手に對つても率直ならんことを要求するが如く思はれる節があつた、それ故磊落にして野武士の風尚を帯びた人と特に親し

みが深かつたやうに見受けた、併し先生は磊落豪放のやうなところがあつたが又至つて細心翼翼のところがあつた、先生に對つて打解けて語り合ふ裡にも、其の人が無邪氣に直入的に腹中を披瀝すれば「直言容受」で快く受容れるが、若し遠廻はしに謎のやうなことを口にしたたり諫言がましく諷刺的にやり出すと先生は倏ち喝破し、そうして誰の前をも憚らず大喝直言、寸鐵肺腑を刺すやうに其の人に迫つて非禮を咎め、對手が沈黙して恐入つても猶聽さず、列座の面々をして、あの平素柔しい人がと啞然たらしめたやうな事があつた、それだけの事實を見ると、短氣な人とか大人氣のない仕打とか思はれもするが、それが翌日になるとケロリと忘れたやうに何の蟠りもなく春風駘蕩、それから前に倍して能く愛し能く信じ懇切に導かれたやうであつた、これが凡庸の人では出来ぬことである、即ち前日の折檻は愛の咎であつた、復其の愚を繰返さないやうに懲らしておくといふ一念から出た慈悲であつた、勝安房——海舟といへば幕政奉還の際の大立物であることは誰も知つて居るが、此の人は、教を請ふ爲めに其の門を叩く人があると、出逢頭に擲擧したり、碌々口を利かぬ中に、突如鐵拳を振舞ひ『生意氣な』とでもいふやうな態度を示し、對手が怒つて其の席を去れば、それ切りでおしまひ、何とせられても執拗く喰下つて來る人、即ち辛抱強い、事に堪へ忍ぶ人なら、豎子誨ゆべしとして、懇篤に導き入れた、と徳富蘇峰氏の「我が交遊録」で見たことがあるが、怒つて去る人は自ら奮發して大成するであらうし、根氣強く懷いて來る人は手引きして之を活かしてやる、方便は異つても孰れに對しても慈悲の發露であることは違ひはない、谷田先生も其の儔か將又別に慮るところありしか。

偉大なる抱擁力 陽に怒るが如くして陰に慈しむ徳善の一端を前に述べたが又能く人の長所短所を知り各適處に其の器材を發揮させるやうに意を用ひ、偏せず黨せず雅量を以て抱擁するといふ雄大な度量、寛容な人間味があつた、監獄局長時代谷田先生が一日親しい友に語らく『人間は性格も氣質も智能も十人十色、同じ學校で同じ教育を受けても

卒業の際同一の型の人間とは成らぬ、況や同じ日本人でも關東の人、關西の人、九州の人、東北の人と、土地に由り人情風俗も異れば習慣も異なる、個々の人に就て觀ても、年齢に於て、體力に於て、智能に於ても各異なる所がある、部下五十有餘人の典獄中二人や三人、型外れの人であらうとも敢て異とするに足らぬ、人に長所短所あり能不能あり同一人にも短所の陰に隠れたる長所があるものぢや、それを發見したいと冀ふのであるのに、聞くまゝの批評や風説に動かされるのは斷じて大丈夫の襟度でない」と、此の語は滅私奉公の至誠の發露であつて、それでこそ下に在る者は安んじて其の職に竭すことが出来るのである。

無盡藏の智識 青年時代獨逸協會に通ふ頃苦學した昔語を聞いたことがあるが唯一の道樂とも謂ふべきは、讀書であつたやうに思ふ、少壯時代から内外の史書を讀破し經史哲理何でも御座れ、その上外國から新刊ものを取寄せては一氣に讀了し、新智識を吸収する、従つて智囊非常に充満して居た、それだから何等の工夫準備なしに何時でも、否當時に準備がしてあるから殊更にせずとも何時でも如何なる場合でも、立ろに工夫成り蘊蓄を傾けられる、其の口を衝て出る一語々々が堂々たる議論であり明快な意見であつた、又文章を綴ることも迅速で巧妙であつて却々明文であつた、谷田先生は小河滋次郎博士の文筆の端麗にして雄健なることを推賞して居られたが先生の文章亦修辭の妙なる、思想をまとめて情理を盡すところ綽々嫻々の趣があつた、蓋し學、古今東西に徹するといふ博覽強記に由る所以であらうと思つた。

自ら信するところに強し 先生は非常に理智に富んで居られたが、一面情に脆いところがあるかと思ふと又非常に意思の強い人であると思はれることもあり凡人の端倪し得られざるものの如く、其の執れとも賭定め難いところがあつた、これは想ふに智情意が克く圓熟して居るから、胸に燃ゆる情熱を藏しつゝ、冷靜な理智を包含し其の調和に依つ

て中庸を保つやう抑制自省されたのではなからうか、自らは激情を抑へつゝ親切に情誼を盡されたと思ふこともあつた、先生に接して居る間に、先生が忍び難き事に遇ふても、情の激するところを能く隱忍自重して居られると思ふ事が再三あつた、又其の半面に自信の強い人で一旦斯うと信じたことは侃々諤々一步も譲らず、而して其の信する所を貫徹する爲めには、作すべき渾べての事を盡す、時間も勞苦も厭ふところもなく、全力を竭す人であつた、法令の立案や人事に關して、法制局と照復し折衝する時などには、其の向の人から種々の質問や説明の補足やいろ／＼註文が出る、理由書に理由書が必要になり有力な資料に更に裏書するやうな要求があつても快く引受ける、これは信する所を貫く爲めには如何なる難行をも辭せぬといふ堅い決心からである、専門家から視れば格別に重要とも思はれぬ事でも、先生は鄭重に扱はれた、手數のかゝる煩瑣な統計を作成したり實例を調査して、答辯に説明又説明を加へて、對手が領解するまで倦まず撓まず努められた、技曲を弄して巧妙に切廻はし甘く通過させやうとするやうな事は微塵もなく、對手方をして充分に納得させねば止まぬといふ信念を以て臨まれたのである、それで法制局邊りでは頗る評判が良かった、そこで一たび其の堅實味が購はれて、印象を好くするとそれから後は、他の事件で交渉する場合など格別の苦もなく、スラ／＼と抄取つた、又貴衆兩議院の委員會などに政府委員として議案の説明をするにも極めて親切に微細の點に至るまで條理を釐くし又議員の要求や希望があれば快く容れて、一朝一夕には調べられないやうな資料を提出することを引受け、夜に日を繼いで作上げる、そうして議事の進行を迅速にすることに専念せられた、それは政府委員としては當然のことであるべきであるが所謂觸らぬ神に崇りなしとして成るべく口を緘して言葉尻を捕まらぬやうにする連中とは全然反對の異彩であつたと思ふ。

友に敦し 此の熱心と親切には花井卓藏博士も感心して大に褒めて居た、谷田先生と花井博士とは何ういふ機會か

ら知り合つたのか知らぬが互に相信して清い交際を續けて居られたやうで時々局長室に、花井博士の顔が見えた、其の接觸振りが、いかにも親密のやうであつた、そうして花井博士の求めに應じ又自ら進んで諸種の研究材料を提供して花井博士の志す所を援け満足させた、花井博士著『人生と犯罪』の巻頭に、人口と犯罪件數一萬分比例圖表が掲出されてあるのも其の一つである、花井博士は刑事専門の名辯護士であつたが、其の花井辯護士は辯舌は雄辯でもなく能辯でもないが、其の口から出づる一言一句は皆積年推敲し精蕩した理論であると博士自ら言つて居られた、味噌の味噌臭きは眞の味噌にあらず、法律家の法律臭きは眞の法律家にあらずと或人が云ふたが、花井博士はさういふ類の人、法律臭からさる法律家であつたやうに思ふ、此の花井博士と谷田先生が管鮑の交をしたといふことは又谷田先生の一面を物語るものではなからうか、其の人爲を知らんと欲せば先づ其の友を觀よといふ諺に詐なければ、谷田先生が花井博士と親しい間柄であつたといふことは、肝膽相照するものがあつたのか其處に歌々似通つたところがあつたのであらうと思ふ。

人事無常 内助の功半に令夫人が逝かれた事は先生の胸中大衝動を與へたやうに推察された、夫人の遺骸を野邊に送り出す際、令息令嬢を棺側に侍らせて、夫人が生前に於ける内助の勞功、教養の苦心に就て、心から且つ犒ひ且つ謝し、恩愛の廣大なることを告げて其の遺志を贖ふせぬやうにと訓誡せられたさうであるが、情熱に燃ゆる先生の胸中いかに感慨深かつたことであらう、私は其歳の初夏の交一日先生を其邸に訪ふて弔辭を陳べると、先生曰く、生老病死の憂患は常に有る、有爲轉變の測るべからざることも平素心得て居るといふものの、妻の死に遭ふて、其の事を深刻に感受した、愚痴なやうだが、苦惱も起る、煩悶もする、それを醫するのはどうしたら可いか、昨今淨土宗經典等佛書を繙くが、自分が學問して種々の事を識つて居る故か、却て自ら理詰めに陥つて、なか／＼信仰に入り難

い、そこで復た考へ込む、併し幾ら考へても所詮修練を積む一途あるのみと悟つた云々と心境を語られたことがあるが、私の思ひ做しか先生は其の頃を一轉機として更に想を凝らし精神的修練に宗教信仰に精進せられたやうであつた。

監獄局長から大阪控訴院長に榮轉され又兩三年前公職を退かるゝなど公私日常生活の様式には變化があつても、舊知を捨てず新進を擁護し、新陳去來はあつても濃かな情誼に渝りなかつた、恐らく先生には去るもの日に疎しいふ感じは起らなかつたであらう、國家多事、先生の指麾を仰ぐべきもの鮮からざりしに今や亡し、噫。

噫 谷田三郎博士

吉 益 俊 次

明治、大正、昭和の三時代に互つて、我國司法界に於ける切れ者として幾多の功績を遺された谷田博士が去る三月二十日午後五時落花のそのの如く眞に突如薨去せられその訃を聞く者をして呆然たらしめたのであるが、博士の偉才の再び得難きを思ひ、一大躍進期に直面せる我國現下の狀勢に於て有爲の人材を失へる事は返す／＼も哀惜に堪へぬ次第である。博士の一生は實に奮闘の一語に盡きるとまで云はれて居る。京都府下丹後の一寒村久美濱に生れ、裕ならぬ生家に育ち、十三歳の時僅に天保錢十枚とか十二枚とかの金と手紙を父より與へられて京都に出で、遠縁に當る醫師の學僕として働く事になり人生のスタートを切られたのである。主家の手傳ひの片手間に獨逸語を勉強して居た

が、向學の志壓へ難く十四歳の春遂に東京に出て岸と云ふ醫師の學僕として、晝は多忙な主家の仕事に追はれ、夜は深更まで暗いランプの灯の下で専心勉學に耽られた。博士が後年甚しく眼を悪くされたのも、一にこの時代の眼の酷使によるものであると云はれてゐる。この猛勉強が遂に主人の醫師を動かすところとなり、手傳の傍獨逸協會學校に入學する事を許されて、茲で初めて正規の學校教育を受ける事になり、博士の悦びは欣喜雀躍どころではなかつた。以來向學の志は炎に油を注ぐに等しく、其の勉學は實に熾烈を極めた。當時獨逸協會學校と云へば時の大官桂太郎、平田東助等が獨逸の知識を移入する目的で創立されたもので、諸學科全部獨逸語を以て獨逸人が教授したものであつた。これまで幾分でも獨逸語に對して素養のあつた博士もこれには聊か面喰はれたが、然しこれが返つて向學心を煽ふる結果ともなつた。それが爲か明治二十四年卒業の際は、拔群の成績で關係内外人を驚嘆せしめた程であつた。この時博士は二十歳の若輩であつたが、見込まれてその儘學校の獨逸語教師として止る事となり、多くの獨逸人教師の中にあつてこの少年教師は堂々と教壇に立つて、授業をやつてのけたのであつた。さなきだに短身の博士が少年教師として、長身大男の外人教師との間に行はれた、教師生活こそよきコントラストであつたらうと、微笑しく想像されるのである。斯くする中明治二十七年に至つて判檢事登用第一回試験に見事合格せられるや學校を辭め新に司法官生活へのスタートを切られる事になり、その門出として先づ新潟區裁判所へ司法官試補として、赴任せられた。爾來昭和十年大阪控訴院長の榮職を退かれるまで、長い司法部生活を續けられたのであるが、この間の活動功績は他に譲るとしてこゝでは主として隠れた人となりをうかがふ事にしよう。

博士は獨逸語のみならず、英佛語に至るまでよく通じ、實に語學の天才であつた。殊に獨逸語に至つては日本人離れしたもので、博士が獨逸へ派遣せられた當時同國の南北兩地方の語に通じて居られたので、直ちに全國諸機關に向つて調査研究に取掛られたもので、他の多くの外遊諸氏が何れもその當初を語學修得に費消せられたのと、その趣を

異にしてゐる。又在獨中に獨逸の或監獄の典獄代理をされた如きは、同國としても外國人を司獄官に任用した事は稀有の事とされて居るが、これ等は何れも博士の語學通と仕事熱心の賜と云はねばならぬ、博士は幼少の頃より刻苦勉勵されたのであるが、それは實に生涯を通じて續けられた。かく己を處するに嚴であつた博士は、亦人に對しても寛容ではなかつた。従つてその周圍の人達まで、常に緊張し啓發されたのであつた。特に博士は見込ありと認められた部下に對しては、夜間私宅に於て語學を教へ、或は歐米の諸學説を説いて人材養成に努められたものである。博士は闘志に燃えた人であつた事は人のよく知るところで、他の非に對しては飽まで論難攻撃されたが、一旦信頼した者は之を重用し吹聴されるのが常であつた。これで博士に對する恩顧を感じる諸名士の多いのも頷れるのである。

明治三十八年博士が大阪地方裁判所部長判事から司法參事官として本省入りをせられたのも、矢張博士の平素の實力が認められた結果であつて、實に地方から本省入をした嚆矢であつた。當時司法省としては諸制度革新の重要期であつて、從來内務省所管の監獄局を、司法省に移管して間もない過渡期で、博士は局長候補者として獄務課長を勤め、明治四十二年準備研究の意味で以て、獨逸派遣となり明治四十四年歸朝小山局長の後を受けて監獄局長となられたのである。我國の免囚保護事業の開拓に盡力されたのは、この頃からの事で、局長として又輔成會理事として、輔成會主催の保護事業職員養成事業に或は地方講演に或は文筆によつて奮迅の活動を續けられ、斯業今日の隆盛の基礎を築かれたのである。保護事業に對しての盡力は以來終生これを續けられ博士の所謂、犯罪人は一面に於て恐るべき社會の公敵であり、同時に一面に於て最も憫むべき社會の犠牲者であるとの信念より釋放者の保護こそ社會人の義務であり、且つ聖業なりとして一般的普及に努められたのである。後大阪控訴院長として大阪に行かれてからも、保護會の地方的指導機關の必要を提唱せられて、今日の大阪控訴院管内司法保護事業研究會の創設を見たのであつて、以來他の各控訴院管内に於てもこれに倣つて、現在の各研究會が續出したのである。

谷田さんと酒については餘りにも有名である。實際よく飲み且つ健啖家でもあつたが、その胃腸の丈夫な事は稀に見るところであつた。知友と相寄れば必ず飲み且つ論ぜられるのが常であつた。或る物ずきな藝者が谷田さんの飲む杯の數を算へ、三百何十杯迄は算へたが、其後は分らなくなつたと云ふ話が傳つて居ます。兎に角酒は好物であり又豪の者であつた。獨逸在留中は流石に表面的に控へられた模様ですが、時には場末のレストラントで獨逸人とビール合戦をやり、大ヂョッキ二十七杯を舉げて斷然優勝し、相手方を啞然たらしめたエピソードもある。博士にとつては家庭の晩酌が勉學の前提をなしたものであつて、酔へば必ず寝み、夜中一時、二時頃より起床して靜かな環境裡に讀書するのが習慣であつた。従つて書齋は即ち寢室として調度されてゐた。讀書が濟めば早朝から家の拭掃除は勿論庭園に至るまで、丹念に手入れをされた。これによつて運動不足を補ひ、體力の維持を計られたもので、博士の手は常に農夫、土工の如くひどく荒れて居た。これ幼少の頃より苦學力行せられたことが、晩年に及ぶまでその悌を残して居たとも見られるのである。

常に歐米の狀勢に注意して、新知識を得ることに努め、最近獨逸に於ける公刊物を取寄せ熟讀して、之に對しても一家見を有して居られた事は實に敬服に價する、只惜むらくは名文達識の士であり乍ら、著書の少かつた事です。其にも拘はらず大正八年法學博士の學位を得られた事は、不斷の努力の結晶であり、その實力を認められた結果であるが、博士は學者としてより寧ろ實務家として有名であつた。

昭和十年停年で以て永い司法官生活を退かれるや、博士を知る者何れもその人材の埋もるゝことを惜み殊に時の日本生命社長弘世氏は、之を痛惜し、同社の最高顧問片岡直温氏の歿後その空席に博士を招聘することゝした。此處では相當の優遇を受けて居られた模様であるが、一昨年夏のこと、政府より保險法改正に就ての諮問が、この種の會社へ發せられた事があつた。日本生命でも重大事項として博士に詢つたところ、之に對して例の勉強熱を發揮して、法制

著書を始め保險に關してあらゆる方面より徹底的な研究に没頭し、數回徹夜まで敢行して、遂に明徹な答申案を作成された。この無理が年齢の關係もあり、相當の精神的疲勞を來したところへ、今度はその慰勞の意味で紀淡海峽へ鯛釣に出掛けられた、この行に當つて夜航の船で大阪を出發し、同行の人達とウキスキーを飲み乍ら、殆んど徹夜で座談に過し、翌朝目的地に着くや直に鯛釣に掛られた、ところがこの日は亦珍しく豊漁で終日炎天下に興にまかせて釣に没頭された、これが非常に體に應へ、慰勞の行樂は返つて疲勞の上塗をする結果となつて、歸阪後軽い中氣が出たのもこの無理からであつた。その後暫くは節酒して居られたが、仲々禁酒どころではなかつた。博士の身を案じる者が、時々宴席に出ることを止める様に、獎めては見たが家に居るよりも寧ろ外出して酒宴に出て居る方が、體の爲にはよいのだとの返答で、これは家に在ればどうしても難しい讀書の習慣が病氣には最もいけないのださうであつた。

今度の逝去は實に突然で、家族の方も判らぬ間の出來事であつた由であるが、博士は常日頃より同じ死ぬならば、激烈な卒中で一發に行く方がよいなどと、漫談裡に知人に漏して居られた事が、斯くも早く悲しい實現となつたのは誠に痛い限りである。

谷田先生を偲ぶ

辻 敬 助

谷田先生は明治、大正、昭和を通じての監獄界及司法保護事業界の先覚者であられると同時に偉大なる指導者であられた。我國監獄界の理論的指導者としては故小河博士の如きがあるが實踐の方面に於ては終りを全うしなかつた。然るに先生は行刑の實際と理論とを兼ね合せ、透徹せる頭腦と該博なる學識とを以て、永い間我が監獄界と保護事業界とを指導し育成されたのである。いはゞ我監獄界及保護界の生みの親であり、育ての親であられたのである。併しこれ等の御功績を一々擧げることには、到底紙數の許さぬところであるから、此所にはほんの思ひ出のまゝを書きつらねて、先生への思慕の情を述べさせて戴くことにする。

私が初めて先生に御目にかゝつたのは大正元年の秋で、今は故人の谷野先生（當時獄務課長）に引き合せて戴いたのである。其處には豊野事務官も居合はせ又住江屬なども控へてゐたが、學校を出た計りでまだ世馴れない私は、顯官の前にたゞ怖ぢ怖ぢする計りであつた。併し嚴として犯し難き裡にも、慈愛の籠つた御言葉や明朗な御風格に接して、何時とはなしに非常な親しみを感じ、久方振りて叔父にでも會つてゐるやうな心安さ、懐しさを覺えるやうになつた。それに齒切れのよい爽かな辯舌で、獨逸監獄界に於けるクローネ博士の偉業等を物語られ、一語は一語より熱を帯び、眇たる貧書生の爲に諄々として説き去り説き來り、倦む所を知らない御熱心さに我を忘れて長座したが、思ひ出しても有難い勿體ないことであつた。

それから間もなく私は司法屬を拜命したが、屬官生活は僅に數ヶ月で而も獄務課の末席をけがしてゐたので、殆ど先生に接するの機會がなかつた。先生は當時恰かも監獄界未曾有の行政整理計畫の實施に心を碎かれてゐたのであつた。行政整理に際し之と交換條件として、典獄の二號表昇格並に典獄補の官を新設せんことを計畫したのも先生である。如此要求は行政整理の趣旨に反するものとして、其通過が危ぶまれたのであつたが、該閣議請議案が如何にも名文であつたので、内閣は名文の有つ魅力に動かされて、何等の異議なく之を容れたといはれてゐる。この請議案は先生親しく執筆して、當時の庶務主任の住江屬が淨書し、法制局に廻されたのである。談偶々此事に及ぶと、「それは住江君の優麗な筆觸に、法制局の役人がまゐつたのだ」と謙遜されてゐた。

それから私はかれこれ六年餘り東京、巢鴨、奈良、水戸と轉々して、再び司法省に歸つて來たのが大正八年の五月である。監獄事務官の増員に伴ひなるべく下級の典獄をといふので、私が入ることゝなつた。首席は松井（現輔成會副會長）さんであつた。高等官の末席ではあるが、さきの屬官時代のやうな暢氣なことも出来なかつた。殆ど毎日のやうに局長室に出入しなければならなかつた。人事なども一々吾々兩人に御相談があつた。聊かの私意偏頗なく實に公明なものであつた。首席の松井さんが居るので多くは右に倣へ主義で済ましたが、それでも主任事項に付ては責任を持たなければならなかつた。何分貧弱な頭腦の持主であるので、透徹せる頭腦と豊富な經驗とを持たれる先生にとつては、隨分世話のやけたことであつたと思ふが、よく手まめに筆を入れられ、時には眞赤になつて原案が下がることもあつた。殊に情願の裁決案や處遇上に關する照會案などは中々の難物であつた。公務上減多に御叱責になるやうなことはなく諄々として教へ、又よく人の意見を容れられたが、時には晴天の霹靂調査の杜撰と無能を痛罵せらるゝことがあつた。要するに公務に付ては飽迄嚴正公平にして、瑣事と雖も決して苟もせられなかつたことは唯々敬服の外なかつた。

其頃刑務協會には主事として元豫審判事北島良吉氏が居た。豫算會議などで退廳が遅れるとよく松井さんと三人で

夕食の御相伴をしたものであるが、聊かも城府を設けず、如何にも豁達によく飲みよく談じられた。先生は辯論の雄であられたが、座談は一層巧みで、諧謔の人北島君も一目置いてゐた。恵まれた健康の持主であられたせいもあらうが、當時殆ど酔を知らぬといはれてゐた。一時社會局長として時めいた田子一民氏が禁酒せられたことがあるが、「田子君の如きは禁酒などと觸れ廻る程飲めないのだ」といふて笑はれてゐた。酒席などでも常に明朗快活で、就中無邪氣な話題を好まれ、時として先輩、知人の逸語などに興ぜらるゝこともあつた。併し同僚の陰口や人身攻撃は先生の最も不快とする所で、却て其人の長所を舉げて之を辯護するを常とした。そこが先生の抱擁力のある所で偉い所であつた。いつも「どんな人でも何所か取得があるものである、人格の下劣なものは致方ないが性格上の缺點などは問ふ所でない、皆用ゆるに足る」といはれて、常に人の美點に着目し之を伸ばさしむることを期せられてゐた。

それに先生は所謂苦勞人で、少年時代にはかなり苦學を続けられたので、下情には頗る通じてゐた。當時世界大戰の影響を受けて、物價は暴騰し國民生活は益々困難となり、下級職員の生活難は洵に想像以上深刻なものであつた。政府は取敢ず下級官吏に對し臨時手當を給することゝしたが、全く姑息の改正で焼石に水であつた。先生は此の窮狀に限りなき同情を寄せ、監獄局員中の生活困難の人々には、特に色々心遣ひを賜つたことは實に有難いと思つた。乍併經濟界の好況は作業の經營を頗る好調に導いて、大正八年度作業収入は激増して四百萬圓を突破するに至つた。前年度に比し實に百二十萬圓の増加であつて、監獄局員は自らの窮狀を忘れて作業収入四百萬圓突破の聲を喜んだものである。

次に當時の新年の名刺交換會は極めて簡素なものであつたが、谷田局長はいつも金色燦爛たる大禮服姿に身を固め健康そのものゝ様な朗らかな御顔で、新年の挨拶を述べられ、盛に杯を舉げて誰彼の別なく獻酬せられたものである。この和やかな交驩、團圓の雰圍氣は、吾々の樂みの一つであつた。そしてこの新年の御挨拶はいつも我々の希望

への鞭撻であつた。就中大正九年の干支の庚申に因んだ三猿主義の御話は、私にとつては誠に印象深いもので、今尙耳底に残つてゐる。今日の如き大難局に處するには大に觀、大に聽き、又大に言ふべきであると結ばれ、大に積極的奮闘努力主義を強調されたのであつた。實際先生はあの多忙な地位に居られて實によく讀書された。其御藏書は所謂汗牛充棟、八疊の書齋を埋める程であつた。語學は獨逸語を最も得意とせられたが、佛、英の讀書力も素晴らしいものであつた。毎日御出勤の電車や自動車の中には、タイムスなどの英字新聞を携へて居られた。

大正十年判事定年法施行の餘波を受けて、再び法官生活に入られ大阪控訴院長として赴任せられた。大田黒東京檢事正が大阪檢事長へ榮轉されたのと同同時であつた。平沼さんが春陽會主催の送別會席上で「御兩所とも關西の地に赴任になることは、どんなにか御喜びのことゝ拜察するが、どうか御自愛專一を祈る」と云ふ名挨拶をなされたのもこの時のことである。先生の履歷書を見れば實に順風に帆を揚げ殆ど水到渠成、春來開花の感あり、極めて順調なる官吏道を踐まれたのであるが、先生程の聰明と人格とを以て遂に司法官最高の地位に登られなかつたことは、返す返すも残念なことである。併し先生は自ら野人を以て任じ、大宮人は其任でないとして殆ど何等の執着をもたれなかつた。寧ろ先生は控訴院長としては最高の待遇を受け、勳一等の殊遇を受けられたることを、心から御喜びになり自己の幸運に感謝して居られた。そんな處にも先生の人格の奥床しさが窺はれて、司法部の爲先生の出廬を祈つて已まなかつたが遂に實現しなかつた。

大正十四年春私は歸朝の御挨拶旁西下したことがあつたが、眇たる小役人の爲に先生は多忙の御身を態々驛まで御出迎を賜つたことは、實に有難く私の感激を新にした。先生は斯様にして後進の爲には常に慈母の如き愛を寄せ、激勵を賜つたのであつた。昭和四年私が大阪の典獄に轉じてからは一層何くれと御世話になり、或は嚴父の如く御叱りを蒙り、或は慈母の如く慈みを受け、常に公私の上に御懇導を賜つたことは、私の拙い筆の到底書き盡せない處であ

る。就中私を激勵し鞭撻したのは、先生の東京時代に劣らぬ潑刺たる御元氣と明朗なる御風格であつた。先生は家庭的には随分御不仕合せであられたが、何時御會ひしても元氣旺盛で、未だ曾て意氣沮喪してゐられる先生を見かけたことはなかつた。先生を御訪ねすれば平素の憂鬱は消し飛んで行つた。そして新興ナチスの行政改革、就中司法制度や行刑制度に就て御話を承ることを常とした。ベルリンの國際監獄會議の模様なども實に詳細に調べて居られた。大阪兼神戸獨逸總領事ワグナー博士とも親交あり其方面からの資料も澤山手に入れられてゐた。最近榎の會の名譽會長として日獨文化融合の爲に種々貢獻せられたことは人のよく知る所であるが、ワグナー博士は「先生のクラシカルな立派な獨逸語を聞くと、母國に於ける若き日の學窓生活が憶ひ出される」といはれてゐた。か様に國際上の知識も頗る豊富であられたが、晩年には國史にも多大な興味を持たれ、就中幕末史や維新史の御造詣が頗る深かつた。多少古い事の好きな私は色々國史の読み方などに付ても御指導を受けたこともあつた。

要するに先生は稀に見る篤學の士で、俊敏なる御天稟と驚くべき御勉學とに依り、其見識は多士濟々の司法官中に於ても一頭地を抜き卓抜してゐた。加之先にも述べたやうに所謂苦勞人で、よく人情の機微に通じて居られたのと、常に明朗な親み易い一種の風格を備へて居られたから、貴賤朝野の別なく社會の所有方面に多數の友人を有せられ、民間法曹は勿論關西實業界の巨頭連にも先生に私淑するものが少くなかつた。されば大阪巡視の歴代の法相や大審院長は官民合同の歡迎會の席上に於て、常に大阪に於ける官民一如の羨むべき美風を激賞して、先生の功績に歸し感謝するを常とした。或有力な辯護士はよく「又大臣は谷田禮讚にやつて來たな」といふてゐた。それ程に大阪の官民間に衆望を負はれてゐた。先生が退官後日本生命の顧問として入社されたのも、今は故人の弘世社長が先生の御人格に惚れ込んで、辭を低ふして招聘せられたのに因るといはれてゐる。昨秋頃より宿痾漸く癒えて御脚も非常に軽くなつたと聞き、先生の溫容に接するの目を樂みにして三月下旬西下したのであつたが、それが御葬送の爲の西下となつ

たのは誠にいたましい極みである。意餘りありて筆進まず却て先生の徳をけがせることの多かるべきことを恐れ、悵然之を久しうするのみである。

谷田先生を懷ふ

坪井直彦

先生の死は實に突然であつた。しかし先生としては豫期の死で、かねて望まれてゐたやうに何の痛苦もなく大往生を遂げられたのである。わたくしたちも先生の近年の健康状態より、いつかこのことあるべしとは豫想してゐたのであつたが、實際その計に接したときはたゞ茫然として、風もなき閑庭に何ものかどつと音して倒れたやうな氣持ちであつた。

蒼穹に音して椿落ちにけり

これがその刹那のわたくしの感じである。

わたくしが先生を知つたのは殆んど三十年前のことで、先生が歐羅巴へ出發の際、神戸に於てその行を送るために設けたる一席の小宴であつた、こゝで先生の酒客たることを始めて知りまた敬畏の念も萌したのである。航海中の無聊を慰するためと思ひて、使を灘の加納本肆に走らせて熱帯航海に變質せぬと云ふ保證付きの酒を取り寄せて船に入れた。しかしその酒は熱帯圏内に入らぬ香港着前既に飲み盡くされたとのことで、後にこれを聞いたわたくしはか

かる酒客に對して僅かばかりの酒、しかも熱帯航海に變質せぬ注意を加へたなど、その愚を恥ぢ自笑したのであつた。これがわたくしの先生と酒についての交友となる最初の印象である。

わたくしが先生に知られたのは先生が歐洲より歸朝の直後で、そのころわたくしは横濱に在勤して居たので、偶々司法省へ出頭して小山監獄局長に横濱監獄の施設につき要望することがあつた。小山局長はそれは一應谷田參事官に相談せよと云はれたので先生に會つた。これが先生に對し公務上始めての應對である。その頃の噂さに依ると先生は一とかどの理屈家でことに新歸朝の鋭鋒當るべからざるものありとのことであつた。而かもわたくしの要望事項はすゝぶん自分勝手の嫌ひもあるものであるから、これを持ち出したら言下に一蹴さるべきかと覺悟して提案したが、豫期に反し提案理由もよく聞かれ且懇切丁寧に意見をも述べられて諒承されたのであつた。わたくしはそれに乘じて尙不急のことまで要求し終には先生の意見に抗辯までした。これに對してはたゞ苦笑してゐられたのだがこの初對面は慥かにわたくしを厚顔不遜の徒と云ふ印象を以て知られたのである。爾來先生の翼下に知遇を承くること幾十年の間わたくしに對するこの印象は啓蒙鞭撻の陰翳として折に觸れ事に衝りて現るゝことが首肯された。わたくしはそれを覺りては先生の至情に感謝したのであるが、偶々酒間などに於て靦面にこの教鞭を振り翳さるゝときは憤慨したこともあつたので今に至りては慚愧恐縮の念に耐へぬ次第である。

先生は翼下のものに對しては常に師父の如き溫情を以て臨まれた。しかもその溫情は平等であつて能不能を擇ばず不能者にありては寧ろその濃かなるものがあつた。わたくしどもから見ると到底濟度し難しと思ふものに對しても倦まず撓まず懇切に世話さるゝので一度先生の翼下に育まれたものは一樣にみなその徳に敬慕感泣するのである。しか

し先生は怒りボイと云ふ評がある。評者の如く先生は實際よく怒られた、がその怒りは多くの場合に於ては啓蒙指導の愛の鞭であつた。しからざる場合は先生を知らざるものゝ自ら求むる怒であつたやうである。先生は己を枉るといふことを常に自ら戒められてゐた。往々この枉己の機微に觸れて怒を干むるのであつた。わたくしも先生と抗争したことは一再ならずで、時には互に腕を捲りて哮りあふたこともあつたがその原因は愛の鞭の受けそこないか枉己の機微に觸れたかの兩者であつて、事理明白になると大風一過霽々たるものであつた。

先生が行刑界に於ける偉蹟は周知の事實であるゆゑわたくしは差控へる、がたゞわたくしが特に感激してゐることに就て蛇足を加ふることを許して戴きたい。先生は監獄局長在任中行刑の威信を顯揚することについて最も意を到された。司法省といへば常に他の省の下タ敷視さるゝ恨みがある。そしてその下タ敷たる司法省内に於て監獄局は更に省内の下タ敷、或は伴食局として輕視され何ごとにも各局の餘瀝を嘗めしめられて甘んずるが如きの憾がある。ことに監獄費豫算に就ては他の重壓に虐げらるゝことは、わたくしどもが特に憤慨に堪へぬところであつた。先生はその重壓を排除し下タ敷より揚跳せん爲めには常に自ら進んで抗闘されたのである。わたくしたちはその先生の抗闘が多少にても効果を揚げられたときには衷心歡喜の聲をあげた。

就中ある時……歲月は忘れたが寺内内閣の時……經濟界の盛況に伴ひ物價は暴騰し、求職者は拂底し會社などは高給を以て人を求め、各官廳も豫算の増額を爲して急に應ずるといふ秋に際會した。こゝに於て監獄のみが依然たる低額なる豫算の俸給にて吏僚が落ちついてゐる筈はない。行刑上缺くことの出来ない看守の缺員は日に月に多きを加へこれが補充は全然不可能となつたので監獄費豫算の増加は眞に焦眉の急となつた。始めは普通の手續を踏んで先づ會

計課長や次官を通じて大藏省に交渉されたのであつた。が所謂下夕敷省のかなしさで採り上げられさうにもない。逡巡時日を経過するのみである。わたくしども在京者は日々司法省に詰めかけ對策を講じ豫算増額要求のなりゆきを窺ふのであつた。こゝに於て先生は深き決意を以て先づ司法大臣の承認を得て自ら大藏大臣に交渉し尙ほ總理大臣に直接面談して諄々事情を進言されたのである。總理大臣は始めてその實情を知つて事忽かせにすべからざるを覺り大藏大臣の澁るのを排して先生の要求通り所期の目的を達成せしめられたのである。司法省に詰めかけて居たわたくしどもこの快報を得て愁眉を披き先生を擁してその勞苦を感謝した。且又この一事にても他省の下夕敷省が各局の重壓を跳ね飛ばしたることは更に歡呼の聲を掲げしめたのであつた。

○
先生が監獄局長たること滿十年、十年の歲月を一局長として勤続されしことは決して短かしとせずだ。その間先生は敢て他に榮位を覬覦するなく、また控訴院長や檢事長の空位を覘ふ野心もなく一意専心行刑を以て終世の天職なりとして努力されたことは、輒近に於ける名を逐ひ實を迎ふるに致々たる浮華の人心に鑒みて思ひ央ばに過ぐるものがあらねばならぬ。しかるに官海の風潮は終にこの名局長をして心にもなき榮譽ある彼岸に押し進めた。先生の器としては素より如かあるべきで、わたくしども惜別の情を耐えて大いに祝福したのであつた。先生はこの榮職にあること亦十餘年、その間にあつても他に思を馳するが如きことなく更に最高の榮位に要請されしも決然これを辭退して關西の大御所、當代の大久保彦左衛門と云ふニツクネームのもとに我關せず焉と泰然自若その本分の完璧を期せられた。その淨神はまことに尊敬すべきであらねばならぬ。

○
先生が本協會に努力貢献せられたことも亦わたくしが無言を弄するには及ばぬ。先生は轉官後も依然本會の消長に

焦慮せられわたくしどもと共にその喜びを同くし、その憂ひを等しくせられてゐた。時に本會の活力が填澁したかの感ある際の如きにあつては、わたくしに向つて往事を責められた。それは先生が本會々長としての晩年の意見で「協會の機構は行刑當局の外に超越して斯道の改良進展を謀り當局の施設よりは常に先んじて指導督勵する任務であらねばならぬ。これが爲には總裁や會長は當路者以外に求め得ることに定款の改正を要す」と云ふのである。これを當時の理事たるわたくしどもに内議されたのであるが、理事の中には賛成したものもあつたが、わたくしは賛成しなかつた。この先生の提案の旨趣は本會創立の際に於ける本會の目的で斯くありたいのであるが、顧ふに往年に於ける苦き經驗もあり且當時にありては本會事業遂行上にも支障を來し、或は本會の基礎安定の上にも影響する虞あるゆゑ遺憾ながら現状維持を主張して先生の意に従はなかつたのである。それゆゑ屢々わたくしに對して、あの時自分の謂ふ通りにせぬゆゑ折角守り立てた協會も無爲無能に終るではないかと慨嘆さるゝのであつた。兎にかく先生は本會を以て行刑の一翼として終始身力を竭されたのであつた。

○
先生とわたくしとの酒交については杯盤の間自から教訓を受けたり、失敗を重ねたり、奇談珍聞もあるが、酒については志氣相通するものもあつたが殆んど二十二年間、時を擇ばず所を嫌はず形影相伴ひ逢へば且ぞ盃を銜まんやで痛飲したものだ。しかも互に俗歌一つ知らず多くの場合は焦遂が醉に齊しく高談四筵を驚かすで談中杯を樂んだ。先生は興到るとよく獨逸語で外國の詩を唄ひ時には相俱に赤壁の賦や長恨歌などを高誦して得意がたつたのであるが、わたくしが昭和六年胃潰瘍を患ひて節酒して以來は、十分御對手が出来ぬ爲めに酒席を共にするも頗る寂しみを感ぜられてゐたやうで頻りと節酒解業を勧められてゐたが、本年紀元節の日に司法事業御獎勵金傳達式の式後晝饗の際卓に對坐して唯一盞を交へたるを最後として永遠の袂別となつたことこそまことに哀しみの極みである。一三、四、一〇稿

故 谷 田 博 士 を 偲 ぶ

長 山 又 四 郎

余は谷田博士が監獄事務官に轉任せられて間もなく面會したが、別段深い印象はなかつた。然るに余が大正四年二月、九州の佐賀より北海道の根室に轉勤を命ぜられ赴任の途次、司法省監獄局に立寄り、局長たりし谷田博士に挨拶したが、恰も親が一粒種の子供を初旅に上する様な氣持で言はるゝには嚴寒の折柄、暖地より寒地に赴任するのは、並大抵でない嘸困つたであろう、根室の裁判所長を勤めて居つた僕の叔父が、氣候の悪い爲、自然病氣に罹り三週間位前に死亡したから、君も餘程健康に注意せよ、叔父は單獨赴任して居つたので、荷物も尠い、貴重品は既に取り寄せたが、未だに古屋所用の道具は残つて居るから、全部君に進呈する、後任の裁判所長は未だ赴任して居らぬから、三吉檢事正に左様取り計らひ呉るゝ様に、展書を遣はすから持參せよとのことであつた。余は赴任するや直に、右展書を三吉檢事正に渡して尋ねたところが、最早二三日前に處分したと言はれ結局頂戴することは出来なかつた。さりながら谷田博士の滾々として盡きざる慈愛と、燃ゆるが如き情熱は余の肝に銘じ忘れ難き感激を覺えた。爾來谷田博士を上官であると云ふよりは、寧ろ恩師と云ふ感興から、對面する毎に非常なる親みを以て、卓見を拜聽したが、言はるゝ事は平凡で而も當然に過ぎた當然の事柄で、他の先輩も大同小異常に唱へて居られた刑務官の心得方である。之を實踐躬行するには、餘程六ヶ敷い、夫れが上官としての權威があり、且つ師表たるの徳を備へて居らるゝ谷田博士の訓話であるから、士は己れを知る者の爲に死すと云ふ古諺の通り實行に顯はして、御覽に供する覺悟を以て、努力したのである。其訓話の梗概を左に列擧して刑務官諸士の參考に供することにする。

先づ第一刑務官吏は社會の安寧秩序を維持する役目の者であるから、正を護り邪を矯め、善を勧め惡を懲らし、弱きを扶け強きを挫く義侠的正義人道の擁護者たることを、自覺せなければならぬ。刑務官吏は常に修養を積み、研鑽を重ねて、其造詣の深き學識経験を應用し、普く衆望を一身に蟄集するの心懸けあるを要す。刑務官吏は常識に富み、圭角なく、統御の才に長じ、崇高なる人格を要す、萬一言行上に缺くる處あり、彼等の輕侮を招くことあらば、百の説法も千の命令も、何等の効能あらざるに付、彼等の師表となり、模範たるの徳器を具へなければならぬ。刑務官吏は威あつて猛けからず、所謂親しむべく狎れしめざる威嚴を備へ、寛仁大度にして彼等を御すること我が子の如く、苟も愛憎偏頗が在りてはならぬ、一視同仁を以て蒞むべきである。一般に怒る者は愛を忘れ、恨む者は仁を忘る、然れども親が子の非行を悪んで憤るは其の子を愛する爲である。夫れと同様に、彼等の非道を正すや、諄々として説諭教導し、場合に依りては情忍びざるが如く、恰も孔明が馬稷を斬るの思ひを以てすべきである。刑務官吏の一舉一動は、彼等に對し非常なる感化力を及ぼすから、國體の根本義に基づく知仁勇の精神を、常に涵養せなければならぬ。行刑上の輸送は即ち平時の戦争である。其戰捷を獲得せんとするには之が大將たり指揮官たる刑務所長は、常に衆に先んじ身を挺して部下將士たる職員を統率し、其嚮ふ所を知らしめて、鼓舞激勵せなければならぬ云々と説かれた。

余は以上の事柄を聊かたりとも空しくせざるのみならず、谷田博士が直接行刑せられたると同一の効果を擧げた、水火も辭せぬ覺悟にて努力したる積りなりしも、及ぼさること遙に遠き感があつた。谷田博士が大坂控訴院長に轉ぜられた後も自分の心境を時々通信もし、面會した時も克く話して居たが、其都度衷心より悦んで聽かれた。亦谷田博士が監獄局に轉勤せられんとするに際し、人の輕んじ且つ厭がる監獄の事であるとの理由で、親戚中より多數の人が極力反對せられたそうであるが、其説明に人の嫌ふ巡查も人民保護をする有難い役目である如く、社會に害毒を

流し、安寧秩序を亂したる罪人を隔離して、感化改善せしむる救済の任務であるから、司獄の職も有難と世間が認め
て呉れる様になると申されて、同意を得られたとのことである。之に依りて見ても如何に感化教育事業に興味を有し
て居られたかが分る。尙谷田博士は凡ゆる辛苦艱難を嘗め盡されたる人であるから、裁判官としても適任者であられ
たが、更に人を指導教育するに尤も適任者であられた。殊に雷霆の威と春風の徳とを有して居られ、他人の不正怠慢
を責めらるゝに方りては、頗る峻厳に一步も假借せられず、譴責頭上に落下せんとするや、眞に電閃き雷怒るが如
く、雷に責めらるゝ者豈獨り戰慄するのみならず、傍觀する者殆んど堪へ得ざるの感がある。併し此の落雷も本人を
思ふ衷情の顯はれであるから、譴責が済むと後は、大風一過で溫顔慈容實に親しむべき佛を示して、懇説せらるゝ
爲、何人も反省悔悟し、其恩寵に感ぜざる者なきを目撃した。要するに感化教育の秘訣要諦は、嚴に失し、寛に流る
ゝことなく、所謂寬嚴宜しきを得るにあることを痛感し、且つ體驗した。

今や戦時體制下の行刑に倍々奮闘努力を要するの秋一層谷田博士を追慕して止まぬ次第である。

谷田博士の思出

山口 貞 昌

去五月十日東京に於ける縁故者の發企で、故博士の追悼法會が嚴修せられ、次で懷舊座談會が催された。其模様は
保護時報の記事で拜見した。當時僕も御通知を受けたが、偶々旅行不在中で參列出來ず、甚だ残念に存じて居つた。
然るに今度雜誌刑政が弘く故博士の舊知に募り、追悼號を特輯せらるる由を承り、此拙文を送つて故人を偲ぶ料とす
る。

僕が谷田博士に知を得たのは、明治三十七年で、同氏は大阪控訴院、僕は大阪區裁判所に孰れも判事として勤務し
た時であつた。僕は博士が非常に獨逸語に堪能で在らるる由を傳承し、故高野兵太郎君の紹介に依り、初めて刺を投
じ遂に及門の弟子となつた。

最初教を受けた原書は「フキチングの獨逸民事訴訟法論」で、僕はそれこそ眞當に辭書と首引きで孜々として勉強
し、漸く十頁なり二十頁なりを下讀して、博士の御宅へ出掛けて行く、師弟の間に横はる書物は唯一冊で勿論僕の方
向に展開されて居る、僕は適當に段落を切り、甚だ怪しい發音で之を讀誦し譯解する、博士は書物を見ず黙つて聽聞
するのみであるが、僕の誤譯を指摘するは素より、動詞・冠詞・副詞の變化・發音のアクセントに至る迄逐一説明教示
せらるゝこと、實に精細を盡し懇切を極めたもので、僕は勿論博士の溫情に感泣したが、寧ろ其端倪すべからざる學
力に、驚嘆し發憤自彊の念を禁ぜなんだ。

講義が了ると屹度、亡令夫人の御心入に依る酒又はビールの御饗應を受けた、僕は元來餘り酒趣を解せぬ方だか

ら、僅に博士の御相伴たるに止まつたが、其猷酬の間に法律の疑問や、執務上の心得等に付て、教を受け啓發せられる所尠なからぬものがあつた。斯くして博士が翌三十八年夏司法省参事官に榮轉し、東京に移居せらるる迄一年有餘、引續き毎週一回宛授教を辱うしたが、僕の不敏の爲め遂に語學は物に成らず、博士に對し辜負する所甚だ多きを痛感する。

博士は明治三十八年春の異動で、大阪地方裁判所部長に轉任せられた爲め各部事務分配に依り、僕は幸にも博士の主宰たる民事部の陪席に配置されたが、其時の上席部員は、現に東京控訴院檢察長の顯職を占むる吉益俊次氏其人であつた。同氏とは曩是僕が明治三十五年の夏大阪區裁判所へ赴任以來、既に親交を重ね來りし間柄であるから、僕は此兩先輩指導の下に、公私内外に付、何等隔意顧慮する所なく、日々愉快に職務に従事することを得て、非常に幸福であつた。若夫僕が法曹として多少の志操伎倆を有し得たものとすれば、全く此間の陶冶修養に基くものである。

其當時谷田部長が鋭敏な頭腦と豊富な經驗とで、事實上及法律上凡百の角度より、保争事案を觀察して、審理を進行し、合議を指導せられた手腕は、實に水際立つた見事なもので、私かに感嘆を禁ぜなんだ。従つて我々陪席も亦拱手して、成を部長にのみ仰いで居る譯には行かず、及ばぬながらも魯鈍を盡して勉強努力した。従つて合議の如き全く眞劍で、所謂絃々相摩し兩刃交つて火花を散す底の激論又激論を重ねたが、部長は決して之を厭嫌する風なく、寧ろ陪席の唯々諾々たるよりも、諤々蹇々たるを欣ぶと謂ふ態度を示されたから、一層馬力が懸つて面白い位であつた。

其頃の大阪は今日と違ひ、一般の交通機關は皆無と云ふも過言でなく、唯僅かに巡航船と稱するぼん／＼蒸氣船が、淀川と東横堀川の一部とを航行したに止まつた。薄給の官吏に人力車は勿論常用出來ぬから、勢ひ歩行するの外ない。恰も我々三名は東區上本町方面に住ひ居つたから裁判所より約一里内外の距離を記録包を抱え、道々合議を蒸

返しながら相伴ふて退廳歸宅するを常とした。巴里では大學教授の持つ鞆の型が殆んど一定して居り、是に因りてプロフェツサーたるか否を鑑別出來る由であるが、若し彼の頃大阪市内で流行遅の洋服を着し、鼻下に髭を蓄へ、嵩高な風呂敷包を抱へて歩行する紳士體の男を指し、之を判事と呼べば決して誤判の虞がない程共通の風俗であつた。

司法省参事官に就任した谷田氏は、次で獄務課長となり、獨逸留學を命ぜられ、監獄局長となり法學博士の學位を授けられ、各種法律の起草委員となり、隨所に其材力を輝かし中央有数の人材たる實を示された。當時僕は屢々博士より平沼、鈴木兩大先輩が部内の俊髦を自由に駕御驅使して、各自其能を盡さしめ且益々之を砥礪せしむる狀況を傳聞し、司法部並に博士の前途の爲大に祝福したことがある。其實例の一、二を擧ぐると氏が未だ獄務課長たりし時代に、僕は本省の課長室を訪問し、平素の心易さから充分「ノック」もせず室内に這入つた處、博士は腰掛もせず何か切々と書いて居り、傍には平沼次官と小山局長とが嶋を負ふ虎の如く漫歩すると云ふ異様に緊張した光景だから、此方は喫驚敗耗し、早々退却して後日に至り博士に其裡許を御尋ねしたら、何か緊急を要する案文の起草を命ぜられたので、推敲脱稿の上、次官室へ持参すべく申したるに、否此處にて待つとて、遂に居据りて書かされ忙しかつたと話されたことがあつた。又博士の話に刑法改正案が成立し、平沼次官が樞密院で、其改正要綱を説明する際に、或日のこと明朝迄との期限附で、之が起案を命ぜられ、爲めに一項目に付、成案を得るに従ひ、之を淨書して提出したことがあつて、其間平沼氏も午後十一時頃迄在廳居残をしたと謂ふ。次で同氏外遊の際、英文の新刑法要旨を作り、之を諸外國の碩學又は重なる圖書館に頒布せんとの議が起り、博士に其起草を命ぜられたるを以て、英文は自己の長所得意とする所に非らず、他に其人あるべしとし切に之を辭退したるも遂に許されず、已むを得ず心中上長の無情を啣ちつゝ、苦心慘憺之を書き上げたることありしが、其結果英語の學力を増したる所多く、衷心平沼男に感謝したと謂ふことで、此他種々面白い話があつたが之を省略する。

僕は明治四十一年に朝鮮に赴任し、大正三年より行刑官に轉出し總督府司法部の刑事課長となつた。然るに朝鮮では獄務の指揮監督を刑事課で主管して居つたから、此方面に付全然無智識の僕は早速上京し、博士に就いて種々教を受け且寒氣強き東北地方の監獄を視察した。其際僕は博士より監獄巡視の要綱を掲げたプリントを貰つた。是は前年來判檢事が行刑の實際を知らぬ様では、到底具體的に妥當なる量刑をすることが出来ないとして、判檢事の監獄接近と謂ふ論議が盛んなりしと、監獄局に専門的の監獄巡視官の設置なく、檢事に之を代行せしむる企てと、此兩方から當時檢事が屢々監獄を巡視したことがあつた。其時に博士が所謂お素人の檢事に對して、監獄事務の實際を視察する場合如何なる事項に着目すべきかを示された虎の巻で、獄舎の建築より戒護・計理・作業・衛生・職員の規律等に至る迄全般の監獄事務に就き、逐一注目調査すべき要點を舉示された、非常に便利有益なもので、若し克く該書を咀嚼し、之を自家藥籠中の物と爲し得れば、實に立派な獄務家に成れる程であつた。

僕は大正九年の暮に官を辭し、東京で辯護士となつた。丁度貸家も電話も共に高價拂底の時代で、暫時の間家族を横濱の親戚に預け、自分は借事務所の一室に起臥した程であつたから、家屋電話の件より移轉荷物の保管に至る細事迄も、隨分博士の配慮を煩はした。明治三十八年大阪で袂別以來は、雁信を通ずるか又は僕が時々郷里長野に歸省の都度東京を経由し、舊交を温むるの外なかつたのが、今度は亦同じ東京住ひで日々博士の警咳に接し得るは甚だ欣ばしいことであつた。併し此欣悅も束の間で博士は大正十年初秋の頃、大阪控訴院長に榮轉せられた爲め、復々遠く別るゝことゝなつて、博士が年々司法官會同に出京せらるるとき又は僕が訴訟用等で關西方面へ旅行するときに來往するに止まつたが、それでも年々勤くとも五六回以上は、拜眉款談の機會を得た。其最終は昭和十二年の十一月十四日、岡山行の途中御影町の隱棲を訪問した時である。

博士は生來殆んど著患に罹られたことを聞かず、内臓の諸機關も筋骨も共に頑丈であつた。反之僕は羸瘦虛弱で屢

屢疾病に冒され、大阪在勤時代知友の間では、僕が鬼籍に入るトップ候補者と評決された位で、博士と一緒に湯に入ると、健否の標本を並列する觀があつたが、所謂弱柳風雪に摧折されずして、今仍ほ殘年を保ち健康を以て聞えた博士が却つて捐館せられたのは實に天壽測るべからずである。

博士には格別の趣味や道樂がない。碁を解せず、少しく棋を嗜みたるも「大下手」の列を脱せぬ、其他歌謡や書畫骨董の趣味もなく、全力を擧げて讀書と飲酒とに没入された。博士の書を読まるるや修養の爲め必要有益と云ふが如き小乘的階段を超過して、既に趣味道樂を形成した。其獵書の範圍は、嘗に獄政家又は司法官たる職務に關するもの止らず、廣く文學藝術の方面にも互り、亦其本領たる獨逸書に限らず、英・米・佛より漢書に及ぼし古今東西萬卷の書は博士の腹笥に藏されて其用を果したものである。

酒は素より其量に限りなく、多々倍々之を辨し、亦敢て時處を擇ばず雅朋佳肴あれば喜んで對酌するを辭せなんだ。容易に酔はず、酔ふも亂に至らず、餘程酔はれたときに、古色蒼然たる我歌謡の二、三と獨逸語の歌を口誦むのみで、多くの場合は杯を擧げて談論風發氣焰萬丈、酌人達には一寸歡迎せられぬ方であつた。最も感心するは如何程大醉されても翌日の仕事を缺かぬことで、是は實に驚嘆に價する。唯遺の酒豪も其晩年には酒量が減退し早く醉境に入らるゝ様に思はれた。

畢

谷田博士と行刑

正木 亮

行刑の上に於て後世にその名の謳はれるには凡そ三つの典型が必要であるやうである。實際今日までの行刑史を繰返し緋く人人は必ずわたくしのこの提言に共鳴されることと思ふ。三つの典型とは何か、一つは行刑改良家としての典型である。その二は人道主義者としての典型である。そしてその三は人格者としての典型である。この三つの典型は一人の人が兼ね備へる場合があり又別々の形に於てあらはれる場合があり得る。そして行刑の實戦に就かぬ人は行刑改良家としての典型か又は人道主義者としての典型のみを有する場合が多い。

行刑改良家としての典型と人道主義者としての典型は稍その類を同じくする。何となれば、ここに行刑改良家とはギロチンの發見者として有名なルイ・セツトやギロチン博士の如きをいふにあらすして行刑によつて人間改造をしようとする人道的・宗教的立場に立つ人人を指す場合が多いからである。いくらい刑具を發案したからとてそれが一片の事務的器具の發明であつたり乃至は處理法の發案者である限りそれは只發明者たるの名を得るのみで行刑改良家として後代に残り得る性質のものではない。

人道主義的典型はその典型自體に超現代的な性質があり人間改善の努力が見え而して愛他的憐憫性が見出され恰も宗教家に悠久性が見出さると同じやうに宗教家的行刑改良家を形作るのである。故に、この種の典型は宗教家の中

に多く見出されるのみならず少くとも信仰を奉ずる者の中に見出される。

人格者としての典型は多く行刑實務家の中に見出される。然し、この種の典型的人物は容易に生れるものではない。手腕家であれば反面に於て政治家的不誠實性を内包し、柔順であれば時世に訶諛し、溫容であれば事勿れ主義の一代性に過ぎない。所謂毀譽褒貶相半するが如きは眞に人格的典型といふことは出来ない。然し、とにかく實務を基調として人格手腕思想共に一世に超越するが如き實務家をわたくしは人格者的典型に數えるのである。

第一の典型に屬する者として今日まで傳へられて居る者例へばオーバー・マイヤー、マコノキー・モンテシノス、ウオータークロフトン、モット・オスボン等であり、第二の典型にはジョン・ハワード、ベンジャミン・フランクリン等が之に屬して居たといひ得よう。そして、第三の典型の中にはアメリカのブロックウェイ、ドイツのクローネやフインケルンブルグ等が屬して居たといふことが出来る。

二

かやうな典型的行刑人の範疇に入れるべきわが國の人物としてわたくしは茲に小河滋次郎博士、谷田三郎博士、留岡幸助氏、藤澤正啓氏及有馬四郎助氏を擧げて置きたい。その中小河・谷田の兩博士は行刑改良家として典型的人物であり、留岡氏は人道主義的典型の人であり、さうして藤澤有馬の兩氏は毀譽褒貶相半する點はあるが先づ人格者的典型者の中に列せしめることが出来るであらうと思ふ。

その典型的行刑人の一人としての谷田三郎博士をわが行刑界は失つたのである。偉大なる損失であり又行刑界への悲しむべき衝動であつたことはいふまでもない。わたくし自身にとりて見れば博士はわたくしの行刑學の恩人であられたし行刑改良家を志して居たわたくしの學ばんとするところに對して示された典型の持主であられたのである。博士の個人的・私的生涯を全然知る機會のなかつたわたくしとしては博士の私的追憶を書くことの出来ぬ代りに博士の

學問的・改良事業的の部面をとりあげて追憶記に代へて見たいと思ふ。

最近わたくしの恩師牧野英一博士が「刑法の三十年」といふ新著を世に公にせられた。そしてその著第五十三頁に「行刑の實際は、行刑當局に依つて既に久しく改革を企てられてゐたのであるが——行刑局長としての谷田博士の名が回想されねばならぬ」云々と書いて居られる。即ち、わが刑法の大家としての牧野博士はわが行刑界の改革の代表的稱呼を呈せらるべき唯一の人として谷田三郎博士を選んで居られるのである。そこに既に學問的に看過することが出来ぬ博士の地位が示されて居るのである。

されば、わたくしとしては茲に谷田博士の學問的地位に付て先づ記述して置かねばならぬと思ふ。

三

谷田博士が法學博士の學位を持つて居られたことは博士の學者的地位の保障であつたのであるが、さてその學位は何によつて得られたか。谷田博士は小河滋次郎博士が學位請求論文を提出されたのと反對に推薦によつてその學位を得られたのである。わたくしはそこに谷田博士の特徴が躍如として居ると思ふ。

谷田博士はわたくしの接した限りに於ては實に博覽強記の人であられた。行刑學上必要な所謂萬卷の書籍を涉獵讀破して居られたこと博士の右に出づる人はなかつたやうである。然しまたこの博士ほど著述の尠い學者は世に稀であらうと思ふ。而も、今日のわが行刑界に根強く喰ひ入つて居る行刑思想の一斑即ち囚人自治制に關して博士は之を日本に導入された始祖であられたし又その講演が監獄協會雜誌第三一卷第九號以下に「米國の囚人自治制」としてのせられ、その中に「此自治制は從來の獄制に反抗して起つた改革運動の産物である。さうして、之が創立の理由として主張せられて居る論議の中には、從來の獄制に存する不備缺點が名残なく指摘せられてある。是は舊慣に囚はれて動もすれば神經遲鈍の状態に在る我々に取つて正に天來の警告であつて、心ある者は之を聽いて今更の如く己れの平

生を省み、何時までも安閑として居られないといふ感を起さねばならぬであらう」といつて博士の改良家的良心を明白に示して居られるが、しかしその記述すら尻切れとんぼに終つて居るのである。

まとまつたものとしては大正元年十月五日大谷派本願寺慈善協會に於ける講話「免囚保護と刑事政策」が同年十一月に監獄協會から「免囚保護事業に就て」と題して單行本として發刊されて居るが、之は主として免囚保護に關する問題の要點として道義上より免囚保護の必要を論じ而して刑事政策上より免囚保護の必要を論じ、進んで監獄事業と免囚保護事業との關係を述べられたものであつて行刑に關する博士の博識を照明されたものではなかつた。

かやうに著述の尠い而も著述された場合には結論に届かぬうちに止めてしまはれた博士がどうして博士になられたか、そこに博士の行刑上の偉大なる學識を察知せねばならぬ世評があつたのである。谷田博士の著述は未完成であつたが、しかしその未完成はあまりにも多量の知識が禍しての未完成であつたのである。

誠に光榮ある未完成が作り上げた監獄學博士！それが即ち谷田三郎博士であつたのである

四

谷田博士は明治四十四年に監獄局長に就任されそして同十年までその職に居られた。大正二年は松田司法大臣の下に行政整理の行はれた年であつた。擴張行刑や宣傳的の行刑を爲すことは比較的容易であるが整理行刑は凡庸な人物のよくし得るものではない。恰度この時に當つて谷田博士は監獄局長として行政整理の當面にたたれたのである。烈烈たる氣魄の持主がどんな改良縮少をやるかは恐らく衆人環視の下にあつたのであらうと思はれるが、博士はその年七月三日の典獄會同席上に於て「今回ノ行政整理ハ我監獄界ニ於テ未ダ曾テ有ラザル大規模ノ改革デアツテ、其影響スル所管ニ監獄行政ノ部面ニ止ラズ一般刑事政策ノ消長ニ至大ノ關係ヲ有スルノデアル、故ニ之ヲ實行スルニハ最モ周到ナル注意ヲ用ヒ最モ綿密ナル調査ヲ遂ゲ實際ニ施シテ寸毫モ誤ナキ手段方法ヲ攻究セネバナラヌ然ラザレバ整理

ハ却テ不整理トナツテ、將來如何様ナ害毒ヲ社會ニ流スマヨ測リ難シ」といふ司法大臣の訓示の一節を捕へて以て阿諛的整理に陥ることを戒めて居られる。そこに學者的局長の價値を多分に發揮して居られるのみならず行刑の重要性を長くそこに確立されて居るのである。この點特に後代局長連の模範として玩味すべき點ではあるまいか。

この行政整理に於て博士は課長制度を廢して主任制度を採用された。その理由として課長制度のもたらす所謂群雄割據の掃滅にあるとせられた。その結果として後年その弊が是正されるに至つたが、同時にその結果として刑務官の士氣が漸く衰へてわたくしの行刑局在任中再び課長制度に復活されたことに付て博士は當時之を當然の復活として反て是認せられた程の大度の持主でもあられたことを今でも記憶して居る。

然し、かやうな行刑的改良は博士の功績としてはむしろ微細なものといひ得よう。より高き學問的行刑改良は裏面に於て試みられ植ゑつけられて居た。即ち、その一は自治制の導入とその二は累進制の確立であつた。前者は大正四年に小菅監獄典獄有馬四郎助氏の申出でを默認してそこに所謂獨歩制を初めたことである。後者は同年博士自ら起案したイングラント式採點法による累進制を豊多摩監獄に實施せしめられたことであつた。

これは全國的でなくして只二監獄の試練に過ぎなかつたけれども行刑思想の近代的中樞を爲して居るこの二つのものを採つて以つてわが行刑の肥料たらしめたところに谷田博士の行刑改良家としての典型の一半が覗はれるのであるまいか。數へ來れば限りがない。わが近代行刑の實質的基礎を與へた人としての博士、わが國のモンテシノスとして、又クロフトンとして敬意を表すべき博士に關するネクロロジイを書くわたくしは誠に幸なる行刑學徒である。

五

行刑改良家としての典型を持つ谷田博士に付ては以上を以て筆を擱かう。然し最後に博士がわたくしの行刑學を指導しようとして與へられた恩情がいかに深かつたかに付て博士が拙著「行刑上の諸問題」の贈呈に對して與へられた

遺墨を掲載することを許され度い。わたくしに關する限り當らぬ贅辭であり如何にも自己宣傳めいて心苦しくはあるが之によつて博士が後輩に傾けられた行刑學上の關心の程度を最もよく知り得る材料として敢て公にすることを許された。

「拜啓春寒料峭各地インフルエンツア流行の際御滿堂益御清勝筆硯愈御多祥之段大悅至極に御座候老生不相變碌々まかり在候間乍憚安神願上候平日は申譯なき御無沙汰に打過居り恐縮此事に存候昨日は御高著御寄贈に預り御懇情何時もながら千萬難有御禮申上候早速目錄だけ拜見仕候處誠に失禮なる申分に候得共芽生の時から丹精して育上げた裏の柿の樹が始て立派な實を結んだのを見るやうな氣持が致し無限の愉悅を覺え申候學兄が捉え給ひし Thema は非常に interessant で anregungsvoll で、これこそは正に斯界に新光線を放下するもの、老生も篤と拜讀啓蒙の益を受くべく樂み罷在候何卒此上とも御精進相成、斯界唯一の新人たる御任務を御果し被下候様衷心より祈願申上候夫に就き一言蛇足を加へ度きは露國にて頒布したる昨一九二八年三月二十八日附の UKSSK の改正令同年五月二十一日附の RSFSR の新令を御参照の上「不拘束強制勞役」の執行方法を御精査相成、我國に於ても本制度が輸入せらるる様に御盡瘁之程不堪希望候先は不取敢御禮まで如此御座候時下折角御自重祈上候 艸々拜復

三月十一日夜（昭和四年）

谷田三郎

正木學兄

硯北

追而過日 Finkelmburg より來翰、貴兄が彼の地に在せし時の事ども細々書き列ね追慕の情を寄せ居候同氏も其内退職と相成、一生の内一度は日本へも漫遊し度くとも思ふがトテモ叶はぬ望ならむなど啣ち居候あたり漫ろに

哀を催し候」

弟子に對する情誼細やかなるそして何かと指導を吝まれざるあたりをありくと手紙によつて示して居られる。そこに行刑を退いても猶行刑に畢生の關心を持たれる博士の思想の躍如たるものあることを讀むことが出来る。嗚呼その恩師が今弟子の筆によつてネクロロジイを書かれねばならぬことになられたのである。

——昭和十三年七月二十日夜稿——

谷田博士を偲びて

寺崎 勝治

大正九年夏、私が豊多摩監獄へ轉任の命を受けたとき、谷田監獄局長から懇篤なる書翰を頂き感激と喜悅とを以て赴任した。私は當時の監獄は「餘りに舊習に囚はれ、牢屋時代に近い」と云ふ感を有つて居たので、直接に局長の指導を受けて嚴肅にして明朗なる行政をやつて見たいと云ふ希望から、この轉任を非常に喜んだのである。

豊多摩監獄は我邦監獄中最も古い歴史を持つて居るものであつて、慶長八年に常盤橋外に置かれ、延寶五年に小傳馬町に移轉した。小傳馬町の牢屋敷と云ふのは是である。明治八年に市谷谷町に移し市谷谷町囚獄役所と稱した。其後幾度も名稱が變り、明治三十年に市谷監獄署となり、同三十六年に至り市谷監獄と名づけた。同四十二年に豊多摩

郡野方村に移轉し新築工を竣つて大正四年豊多摩監獄と改め、同十一年豊多摩刑務所と改稱した（其改稱の際、私は中野驛所在地であるから中野刑務所が良いと申出た、郡名は豊多摩、村名は野方であるが二つとも餘り知られて居ない。中野驛は廣く知られて居るから中野刑務所と名づけたいと進言したが、結局採用されなかつた。）

同監獄は六拾餘萬の巨費を投じて新築した「ルネサンス」式赤煉瓦の建物であつて敷地四萬六百餘坪、建坪八千四百餘坪、獨居五五五房、雜居九百拾壹房、拘禁定員千四百餘人。刑期拾年以下、二拾歳以上、初犯、男受刑者を拘禁する全國唯一の初犯監獄であつた。

谷田局長から常に「舊習打破と云ふやうなことは周到詳密なる研究をしてからでないと容易に手を下すことは出来ない。生意氣なことをするな」と、注意を受けて居たから、暫時靜觀の態度を執つた。ところが、原因不明の疾病があつて衛生状態不良、大正八年の如きは入監者千二百四十四人にして死亡者四十三人を出し、全監不安の色漂ひ、靜觀を許さない状況であつた。局長は之を撲滅すべく命令され、且稻田内科に囑託研究中だが、十分調査改善すべく注意されたのである。

全監戦々兢々として怖れ戦いて居るから病源探究の如き氣長なことは出来ない。其應急の措置として多元的原因と假定し、身體精神の二方面から綜合的對策を講ずることにした。即ち

- 一、營養不良の一元的原因なりや否や。
- 二、營養と他の状況との多元的原因なりや否や。
- 三、暖房装置のないためなりや否や。
- 四、食鹽、脂肪の供給不足が原因にあらざるや。
- 五、懊惱、煩悶の結果、營養の攝取不十分にあらざるや。

以上の諸點に注意を拂つて、試に左の對策を講じた。

第一に四分六を米五分麥五分に改め、豆乳、食鹽、胡麻、肝油を出來得る限り多量に給與した。

第二に汗の出るやうに作業に努力させて、寒氣に抵抗し、運動も亦汗の出るやうに活動させて暖房装置の必要ないやうにした。

第三に人事相談部を開設し、一切の相談に應じ、受刑者の煩悶、心配は此處で解消させることにした。この擔任者は管區の看守長とし、最後に典獄に相談することを認めたのである。

第四に典獄の受刑者面會を勵行し、且人事相談部の事務を分擔することにした。

第五は假出獄の審査、嚴選、迅速に就いて努力した。

第六は教誨、訓誡の徹底に注意し、安心して服役させるやうにした。

大正八年の死亡者四十三人にして、同九年に死亡者十八人になり、同十年死亡者十八人、同十一年死亡者十一人、同十二年死亡者八人に減少し、完全に其疾病を克服した。死亡者中類似の症狀あるもの全くないやうになつた。然しながら其原因を見出すことは出來ない、私は監獄の管理、運営の宜しきを得ざるため起るものであつて多元的原因なりと信するものである。

次に局長は刑期一年以下の受刑者を獨居拘禁とし、適當時機に假出獄を爲し、科刑の効果を増大せむとする企圖である。而して

一、入監當初に於て假出獄の情狀ありや否やを鑑別すること

二、假出獄の可能性あるものは嚴正獨居に拘禁し、拘禁生活に馴れざる間に假出獄の上申を爲すこと

九年間の獨房より釋放せるもの二千七百三十九人中再入者四百四十八人にして百分率一六・四弱であつた。之を刑期終了階級處遇者釋放七千五百九十人中再入千八百六十五人にして百分率二四・六弱に比すれば極めて良好である。

其次は監獄協會發展に關することである。

其一は協會の民衆化の話である。

監獄協會は監獄局の延長か、或は其出張所、支部のやうに思ふ人もあつた。監獄協會と云ふ學會は、監獄當局を激勵し、鞭撻して監獄事業を改善、發達せしむる團體でなければならぬ。彼の獨逸監獄協會は千八百六十四年の設立にして獨逸獨瑞の刑務官、司法官、刑事學者、保護事業家並に一般有志を會員とする有數の學者である。千九百十三年同會提案の自由刑及保護處分執行法案の如きは學界に有名なるものである。局長は協會を獨逸監獄協會の如き有力なる學會にしたいと云ふ熱望からして、理事として民間有力者を加へては如何と云ふ提案をされた。私は局長案に賛成して遊澤さんのやうな方を會長にしたらと主張したけれども、賛成者が少なかつた。結局協會の民衆化の意圖は不成立に了つた(谷田局長編獄制研究資料第 輯参照)。其後二三年を経て協會が基本金五十餘萬圓を募集することになり、私が實業家を訪問したとき、局長の提案通り民間有力者を理事に加へて置けば便利であつたと思つた。結局六萬圓の割當に對し、私は三萬圓前後しか募集出來なかつた。

其二は監獄協會雜誌編輯のことである。

大正九年頃、寄稿が漸次減少して發刊は非常に困難になつた。或日局長は其實狀を話された。私は必ず一篇を書くから、局長さんも一篇だけ書いて頂きたい。當時一つは局長、一つは私のものを掲載した。私は毎月書くのが重荷であつた。局長は少年法論と云ふやうな堂々たる論文で、公務多忙のとき執筆するのが御迷惑であつたらうと思つた。私が局長直接指導の下に實施したもので明確な記憶のあるものは以上の如くである。而して一般監獄行政に就い

て、或は獨逸の事例、或は學者の論述、或は我國の實例を以て實証せられ、縦横無盡、極言痛論眞に驚くべきものがあつた。博士の如きは實に識力深く、眼光高く、光燄萬丈、一世を風動すと云ふべきである。

博士が裁判、行刑、保護の三位一體に努力された偉績に至つては天下既に公評あつて、刑事事業の存在する限り永久に残存するのである。唯惜むらくは博士の思想を傳ふる著述のないことであつて、監獄協會雜誌、法曹記事、輔成會報、法律大辭書の論文に僅に其一端が現はれて居るだけである。

彌生の三月二十日都下の新聞に谷田博士の死が報ぜられた。博士は一陣の春風に散らされ、還らぬ旅へ立たれ幽明境を異にして長へに相見ゆることが出来なくなつた。生者必滅。吾も人も一度は行くべき道ではあるが、昨日今日とは思はなかつた。ありし日の博士を偲び、西大久保の邸宅、司法省監獄局長室に想ひを回らして當時の記憶を辿つたが、春風秋雨、十有八年の歲月流れて漠然捕捉することが出来ないものである。唯私が今在野法曹の末席を汚し、刑事法廷に於て聽訟斷獄のことに携り、犯罪、犯罪人、刑罰に就いて論議するところの資糧の多くは即ち博士の賜にして忘れんとして忘ること能はざるところである。

五月雨降りしきる夜半、護國寺の鐘聲を聞きつつ（六月十七日稿了）

谷田先生が大阪控訴院管内辯護士會の名譽顧問に就任された時期につき當協會の辻敬助氏より元大阪辯護士會々長白川朋吉氏へ宛て照會されたところ、白川氏より左の如き返信があつた。谷田先生の風貌の一端が窺へると思ふのでこゝに掲載する。
拜啓 炎暑の砌益々御清祥奉賀候過日御來示被下候谷田前院長の事早速御返事可申上處兩三日旅行不在中のため基だ延引相成申候本日現辯護士會長片岡誠一氏に御芳墨手渡の上同氏より記録により取調べの上直接及御返事方打合せ置き候間御承引被下度候
谷田前院長のこと片岡氏において取調べの上御回答可申上と存じ候へ共司法保護事業調停法の運用官民間の和睦等常に注意を拂はれたることなどよく話題に上る次第に御座候全國を通じて斯くもくだけたる司法官は珍敷きこと、存じ候
二十三日
辻 敬助 様 侍 史
白川 朋 吉 拜

谷田先生を偲ぶ

芥川 信

私が初めて谷田先生に御眼にかゝつたのは、大正五年二月東京市外西大久保の先生の御自宅であつた。而して私が最後に先生に御目にかゝつたのは、今年二月大阪市内に在る日本生命保險會社の顧問室であつた。この間實に貳拾有貳年を経過したのである。殊に私は大正五年二月から大正十年六月迄の五ヶ年間先生の監獄局長御在任中は直接御指導御鞭撻を受け、又大阪控訴院長へ御榮轉後も毎年一、二度は必ず御眼にかゝつて御教導を蒙つたのである。

今回「刑政」にて、先生の追悼號を出版せらるゝとのことなれば、私は茲に思ひ出づるまゝに先生に付いて一二偲んで見たいと思ふ。

谷田先生は學問の人であつたと思ふ。先生は幼少にして生家を出でられ、苦學力行遂に判事として榮位の親任待遇を賜はつたのである。書生時代讀書に凝り過ぎたので、眼を悪くしたとは、常々先生から承つた所であるが、それにも拘らず、現代と違ふ時代の局長は、毎日司法省へ通勤せらるゝ電車の中に於て迄も讀書せらるゝのを見受けたのは、私ばかりでもなかつたやうである。又私が時折局長室へ質問に御伺ひしたときなども、外國雜誌に讀み耽つて居られたことも稀ではなかつたのである。随つて、先生は、非常な藏書家であられた。法律書就中民法、刑法、刑事政策學、監獄學及び社會學に關する内外の文献は勿論和漢文書をも頗る澤山所藏せられたやうである。私が初めて御眼にかゝつた節、監獄衛生を専攻するには、先づ此の二冊の本を讀破せよと貸與せられた。それは Dr. A. Boer の Hygiene des Gefängniswesens 及 Dr. F. Leppmann の Der Gefängnisarzt 及 S. 4 監獄衛生の専門書也而も監

獄衛生に關する隨一の良書であつたのである。當時この二冊の本を所持して居つた人は、谷田先生より外に我が行刑界には存在して居らなかつたやうである。このやうに、法律書以外に迄互つて文献を集めて居らるゝのを見て、先生が如何に學問に熱心で居られたかが拜察せらるゝであらう。

先生は、獨逸協會法律學校の御出身であらせられた關係にも因ることゝは拜察せらるゝが、獨逸語には堪能であらせられた。實に獨逸語をよく話しよく書かれた。又獨逸語が好きでもあられた。何か一寸御機嫌の悪いやうな場合でも、獨逸語の話を持ち出すと、何時の間にか愉快になられた。私が先生から後に頂いた前述の監獄衛生に關する二冊の書籍の中にある監獄に關するテヒニツクなどに付、不明の點のあつたときなどこれを質問すると、頗る得意になつて教へられた。往々即答の出来ないやうな言葉の出て來た様な場合には、又これを調査研究せらるゝことの御熱心さは常々敬服させられたものであつた。又局長當時部下の典獄の交送送別會などには必ず出席せられ、先づ一條の送別の辭々述べられ漸次醉が廻り御機嫌よくなられたときなどは、必ず獨逸語の歌を口ずさまれたもので、日本語の歌を一度でも聞いたものは誰れもなかつたさうである。私は先生の御葬儀に參列するの榮を得たのであるが、その節獨逸大使の花輪と獨文の弔辭が讀まれたのも獨逸語に通じて居られた爲であつて地下の先生も嚙ぞ御満足のことゝ感ぜられたのである。

又先生は、獨逸語ばかりでなく、英語、佛語をもよく讀まれた。彼の歐洲大戰當時、獨逸語の書籍の輸入がなくなつたときなどは、殊に英佛の本を讀んで居られたやうである。私の知つて居る或る法學士で佛法を出た人は、先生との初面會で先生から佛語の手紙を渡され明日迄譯せよと命ぜられたときなど、その法學士の困つた顔が私にはよく思ひ出されてならない。このやうに先生は語學に興味を持たれ常々この語學を利用して色々のものを讀まれて廣い學問に通曉せられたのであらう。

谷田先生は、又自然科學に非常に理解を持たれて居られたと私は思ふ。私は常々考へて居ることであるが、法學とか文學とかを専攻せられた人々には一般に自然科學に對する認識は少ない様に感ぜらる。殊に數年前から感じて居ることではあるが、大正五六年以前に法學文學を修められた人々には、特に左様に感ぜられるのである。それにも拘らず先生の如き大先輩者に於て、自然科學に對する理解の深かつたことを見るのは稀であると思ふ。これに付ては、先生の御先考が醫家であられたこと、又先生も初めは醫家となつて成功しようなどと考へられた成年時代もあつたのとを先生から承つたこともあるが、私は、先生が學の人であり能く廣く種々の學に互り讀書せられたことも一大原因であらうと思ふ。依つて茲に先生が自然科學に非常に理解を持つて居られたと思ふ證據を一、二述べやう。私が初めて先生に御眼にかゝつたとき、君は明日から監獄衛生を専攻する爲めに東京帝國大學の衛生學教室へ行き一般衛生學を専攻せよ、その手續は、司法省に於て自分がしてやるとの御話があり又監獄衛生専攻の爲めの法學的方面は、自分が指導すると語られたことである。今日では何事でもないやうであるが、當時ではこれだけ理解のある人は少なかつたのである。殊に、私は大學研究室生活二ヶ年半を終り先生の御指示で各地の監獄衛生を視察して居る時代に監獄衛生の實際は、この様にして鮮明にすることは出来るが、學として監獄衛生を完成するには、實驗室の必要を申上げると、直ちに理解せられ今日の府中刑務所の前身である當時の巢鴨監獄内に、約三十坪の衛生研究室を建築して下さつたのである。このとき程私はうれしかつたことはない。この時程私は先生が自然科學を理解して居られると感じたことはない。御蔭で、私はこの研究室で大學で研究した監獄衛生に關する研究を續行することが出來その結果私の學位論文も完成せられたのである。その後この研究室は、彼の大震災で大破せられた爲めと巢鴨監獄の府中への移轉等によつて、今日は何等の影も形もないが、私はこのやうな研究室否今日となつては、行刑に關する各部門の綜合研究所を建設したいと夫れのみ念願して居るが、その實現を今以つて出來ないのがうらめしいのである。

今日の司法省衛生官即ち谷田先生御在任中の監獄衛生官を先生が設置せられたといふことも、谷田先生の自然科学に對する認識の深かつたことが一大原因であると思ふ。勿論先生が監獄制度御研究の爲め歐米各國へ出張せられその獄政を親しく御視察研究せられた當時、既に、英國に於ては、我が國の行刑局に當る Prison Commission の Medical Commissioner 及び Medical Inspector なる官が設置せられ、何れも監獄衛生に造詣深い醫家出身者を以てこれに任ずるといふ制度を視られ、我が國に於てもその設置の必要を感じられたのも一つの原因であらう。又先生が御歸朝後監獄局長に就任せられ監獄事務を掌理せらるゝに及んで、日毎に多い受刑者の情願書等を視らるゝに至つて、益益、監獄衛生の指導改善を痛感せられたのも一つの原因であらう。然し監獄衛生官を醫家を以てする官制とせられたことは、特殊の技術を必要とする仕事の統制指導に付その人を得ればその特殊の技術に修熟して居る人を以つて爲すのが最良であると決論せられた結果であらう。

谷田先生は又實に話術に巧な方であつたと思ふ。先生を訪問した人は、大抵先生から快い印象を受けて歸られたと思ふが、私なども随分御目にかゝつたが一度として悪い感で歸つたことはない。それは御目にかゝると話は次から次へと出で實に御上手で時には、遂に歸るのも忘れる程であつた。その他各種の歡迎會送別會或は葬儀その他あらゆる會合に於ける先生の御挨拶は、有名なものであつた。殊に私が痛切に感じたことは、私が東京帝國大學の衛生學教室で二ヶ年半直接御指導を受けた故緒方正規教授と横手千代之助教授との兩先生に對し御禮の意味で司法大臣が當時に於ける第一流の西洋料理店であつた築地の精養軒へ一夜招待して下さつたときの出來事である。この會は、谷田先生が大正代理となられて兩先生を接待して下さつたのである。而も私も末席に加へられた四人のみの會合であつたのである。私は谷田、緒方、横手の三先生には常に御目にかゝつて居つたのであるが、谷田先生と他の兩先生とはその晩が初めての御面會であつた。殊に緒方先生は六十歳に垂んとする謹嚴そのものゝ老先生、谷田、横手の兩先生は、

將に四十有餘歳の活動期の先生、私は未だ二十有七歳の若輩、又谷田先生と他の兩先生とは、専門の全く違つた間柄であり、宴會に付きものゝ酒に對しては、谷田先生は先づ大の上戸黨他の兩先生は大の下戸黨で殆んど酒に對しては一、二杯のみ口にせらるゝ程度であつたのである。私は三先生の楔であつたのであるが、その晩の席に於いては全く役に立たない楔であつたのも仕方ないのであつた。然るに、谷田先生の兩先生に對する御接待は實に手に入つたもので、話題はそれからそれへとほづみ、殊に、御三人とも縁の深い獨逸國御留學中の話などに至ると話がつきなかつた。御酒に酔はれない兩先生も、谷田先生の話術に、酔はされた様な感であつて一夜にして百年の知己となられ歸る時刻も忘れられた程であつた。

谷田先生の御榮轉に際し先生に御祝辭を申上げる爲め御宅を御訪問した處、先生は私に對し、自分は今度大阪へ行くが御前は誠を以て仕事をやれ、又外の仕事に手を出さずこの監獄衛生を益々專攻し大成せよとの御訓話であつた。私はこの御言葉を服膺して今日もなほ忘れない。これが私の先生に對する御恩報じと思つて居る。

先生が大阪へ御赴任になつてからも、私は關西方面を通過する機會のある毎には、必ず御訪問して何かと御指導御鞭撻を受けた。又先生は御上京あれば御多用中にも拘らず必ず私の室にお寄り下さつたことを感謝して居る。この方が今は幽明境を異にして居る。感慨無量である。

谷田先生は學の人、熱の人、情の人、信念の人であつたと私は思ふ。而して監獄局長御在任中殘された行刑各般の事業施設に對する御功績は枚擧に暇がない。これ等に就ては他日を期し之を記述して又以て先生を偲んで見たい。

谷田先生の御遺言

谷田先生の御長逝を悼む

佐 佐 木 英 夫

先頃「刑政」の編輯長より、五月號には谷田先生の追悼號を出したいから、不肖にも執筆せよとの御話があつたので、謹て御引受をした次第である。然し私は裁判官でも監獄官吏でもないもので、其の方面の御功績に就ては、夫々専門の御方が御書きになると思ふから、私は私の見た先生に就て、

- 一、人としての先生
- 一、先生の學問
- 一、監獄學者としての先生の卓見
- 一、先生と私
- 一、先生の趣味
- 一、先生と酒
- 一、先生と著述
- 一、先生と後繼者
- 一、先生と人格

の諸點に關し少しばかり、所懐を記して先生追悼の縁としやうと思ふ。
先生は人として誠に圓滿のかたであつた。即ち一面に於ては仕事を始められると、寢食を忘れて之を遂行すると云

ふ精力絶倫な方面があると同時に、一面に於ては光風霽月にして後輩の誘導に心を用ゐられた人であつた。一言にして云へば温良恭儉の人であつた。

又先生は語學に精通せられ、獨逸語、英語、佛蘭西語を能くせられたが、殊に獨逸語に秀でられ、殆んど國語と同

一であつて、讀むことも書くことも話すことも自由であつた。
先生は法律一般に通ぜられた。だから民法であつても商法であつても、何でも凡て獨逸語で書かれたものであるならば、何にせよ精讀された。然し其の長ずる所は刑事の諸學であり、特に監獄學であられた。而して其の盛名は遠く海外にまで及んだ。就中敬服に堪へないのは先生が犯罪學に關し、透徹せる見識を有せられたのみならず、普通の學者が犯罪學を心理學や社會學や法律學文を知つてゐれば出来るものと考へてゐたのに、特別に倫理學を最も重要視せられたことであり、獨逸學者でありながら、東洋殊に日本の法制史に通ぜられてゐたことである。

さて私が先生に御目にかゝつたのは、先生が監獄局長の時代である大正八年の初であつて、山岡博士を通じて私を需められたのに因るのである。即ち先生は、法律學者が犯罪の研究をして刑事政策學を大成したり、心理學者が犯罪を研究して犯罪心理學の著述をしたり、社會學者が犯罪を研究して犯罪社會學を完成したのは聞いてゐるが、倫理學者で犯罪や刑罰を研究した人も聞いたこともなし又其の著述を見たことはない、然し實はヴントの云つてゐる通り犯罪及び刑罰の研究は倫理學を基礎とし、心理學や社會學は之に次ぐべきものである。だから是非人を得ようと思ふのである。然るに人がない。君之にあたつてくれまいかと云はれたのである。所が私には警察・裁判及び監獄に就ての知識は全くなかつた。かゝるものが何故監獄に關する學問をやるやうになつたかと云ふに、之は全く先生の斯學に對する御熱誠の然らしめた所である。先生は其の時の御話に依ると、司法省に年々五萬圓の豫算を取り、立派な學校を建て監獄官吏の養成にあたる積であつた。勿論其の事は實際後になつても出来はしなかつたけれども、其の爲に豫め其

の教授を養成するのが目的であつたらしい。其處で夫には其の目的の爲三年や五年は犠牲になる人を作らなければならぬ。否終生刑罰の研究を以て己の任と爲すこと、猶ハワードの如き人を作らなければならぬ。然るに人がない、夫には名譽とか利とかを超越した人を要する。早い話が一年や二年で他の利益ある處へ轉じないやうな人を要する。所が當時は政友會の積極政策で高等専門の學校が二三十も一度に出來たので、平生賣口の悪い理科出や文科出の當り年であつたから、いくら話があつてもやる人は無かつたらしいのである。私は然し恩師山岡博士の御推輓もあり、尤も困難な學問を御引受した。然も男子が一旦御引受した以上斷じて變更しません、國家に對する御奉公は何でも同じことです、やりませうと云つた。

然し私が犯罪及び刑罰を研究するに至つたのには前因もないではない。それは帝大の倫理學科の學生であつた大正の初の頃、中島先生が倫理教育研究室の先生と學生とを引率されて、小田原や川越の少年分監を參觀せしめられたことである。そして先輩の中には、多少少年犯罪のことなどの研究を始められたものもあつたが、現在は殆んど見當らなくなつた。

も一つの原因は、帝大に入る前にも倫理學や法律學等の研究をしてはゐたが、母親の遺言に畔くのも心もとなく思つて、所謂法律家にはならうとはしなかつた。かゝる次第であるから倫理の一學徒として、犯罪や刑罰を研究せよと云はれる谷田先生の御勧めは私の心を打つたのである。然し何と云つても私の心を動かして此の研究に専念せしめるやうになつたのは、一七二七年ロンドンの近傍に生れ一七九〇年ロシアのヘルソンに於てペストの爲に死し、其の生涯の大部分を刑務所状態改良の爲に貢献した英國の博愛家にして、監獄學の鼻祖なるジョン・ハワードの刑務所状態 (John Howard, The State of Prison in England and Wales, 1780) の借覽の榮を得たことである。そこで大學院に入つて『刑罰の道德的基礎』と云ふ論題で研究を始めて以て今日に至つた。大阪に行かれるまで白面の書生を

學者を以て待遇されたこと、又大阪へ行かれても常に指導を下されたことは終生忘れることは出來ない。私としても今に至るまで、倫理學に就ては、中島博士の跡を受けて正教授とられた吉田、深作兩博士の御指導を受けてはゐるが、犯罪及刑罰の研究に就ては、不相變先生の手を煩はした。即ち一年に一度なり二度なりは必ず大阪の御宅なり役所なりへ出向いて、御話を伺つたりしてゐた。御退職の後は一層多く御伺ひした。殊に昨年は母の三十三回忌に相當したので、二十年來研究した犯罪及び刑罰の研究を纏めて、母の靈前に供へる爲、一卷の書となすべく先生の御教示を乞ふたことが多かつた。然るに漸く纏めあげ一は母の靈を慰め、一は先生多年の御芳志に報いんと考へてゐたのに、それを果さない中に急に御長逝遊ばされたことを最も遺憾とする。然し私は其の間にあつても先生に常々研究の報告を爲すことを怠らなかつた。そして今迄の中で最も喜ばれたのは『監獄』と云ふ文字の出典を發見した時であつた。それは昭和八年十二月のことであつて、之を同九年の一月に倫理教育研究創刊號に公にしたのを御送した時であつた。尙私としては西洋方面のみならず、我國の研究もやらうとして、御指導を願つてゐるうちに御逝去遊ばされたので何とも云ひやうがない。只今後は生命のあらん限り驚鈍に鞭ち、假令遼東の豕となつたにしても、斯學を大成し以て御高恩の萬一に御報いしたいと考へてゐるのである。

扱先生は讀書を趣味とせられ、其の講讀範圍は、獨り法律學に止らず、哲學や文學にも及んだ。而して和漢洋何れをも讀まれたのみならず之を熟讀された。だから十數年前御伺ひした時などは専門の心理學者でなければ、餘り見なさやうなヴェントの Volkerypsychologie が今着いたからと云つて見せられたことがある。又ゲーテの作物に就ては随分精通せられてゐたらしく時々御話を伺つたことがある。それから歴史に就ても餘程興味を持たれたと見えて興亡史論の如き豫約ものを引續き取られて之を讀まれてゐた。若夫れ専門の刑事學や監獄學關係の書物に至つては、獨のクローネや佛のタルドは申すに及ばず、細大漏さず之を精讀されたのみならず、これの基礎たるカントやヘーゲルの著

作の主なるもの迄、全部讀破され而して能く之を記憶してをられたのには驚嘆した。だから雑誌の如きも獨り内外の法律關係のもののみならず、監獄學を始めとし哲學や社會學に關するものにまで及んだ。そして忙裡閑を盗んで之を精讀された。只晩年は眼をいたためられたから、壯年時代の如く夜を徹して讀破されるやうなことはなかつた。併し尙關係の新刊書は之を精讀せられた。それだから先生をほんの獨逸學者などと思ふ人があれば、それは皮想の觀察である。漢文は何處で學ばれたか知らないが、昨年御伺した時に拜見したものに奈良刑務所の碑文があつた。それから机の上に早稲田の碩學藻洲先生の遺稿があつた。尙經書なども耽讀せられ書經の御話を伺つたこともある。

さて先生の酒は全く大鯨の百川を吸ふが如くであつた。之は直接先生から伺つたことであるが、アツシヤツフエンブルグの處へ行かれた時に酒を飲むかと聞かれたので飲むと答へたらば、それでは監獄學を研究する資格はないと云はれたさうである。然かも先生は世界的の監獄學者である。又ロンブローゾの學說に従へば先生の人相は犯罪人型であるのに自分は監獄局長であると先生は云はれてゐた。然し之は私に云はせれば世の犯罪學者が犯罪の原因を遺傳や環境におく所の決定論のみを取ることが誤であると云ふ證據となるものである。勿論品性は遺傳環境及び意志の要素に依て構成せられるものではあるが意志の決定力即ち自由意志が中心となつて人格を完成するものである。だから先生が官吏として學者として天下第一流の大家となられたのは其の所である。即ち先生の學說と實際とが反對である所が面白い。

かゝる大學者であり、多讀家ではあつたが著述は非常に少なく殆んど無いと云つてもよい、此の點は倫理學の泰斗中島博士と好一對であり誠に惜しいことである。昨年御訪ねした時も佛蘭西語で監獄學のことを發表したいと云つてゐられたが、多分まだ完成してゐないと思つてゐる。尙晩年は我國古來の刑罰が萬國に冠絶して溫和なものであり典型的のものであるから、是非之を海外へ發表したいと云つて資料を蒐集せられてゐたがまだ發表されたのを聞かなか

つた。只監獄學に關する纏つた學說の伺はれるのは、同文館發行の法律大辭書に、

- 一 監 獄
- 一 監獄衛生
- 一 監獄學
- 一 監獄學の研究方法及研究事項
- 一 監獄官吏
- 一 監獄に於ける重要な建物
- 一 監獄の位置
- 一 監獄の構造
- 一 監獄法

等の諸項に關する説明がある丈である。其の外には『獄制沿革資料第一輯』と『免囚保護事業に就て』の講述と『犯罪及犯罪人』と云ふ題下の講演の筆記等がある丈で、其の他はほんの斷片的のものが一二あるのみであるのは誠に惜しい極である。

先生は既に白玉樓中の人となられたけれども、後繼者として京大法學部在學中の御賢息豊君があらせられるので、澤山の御研究の跡を纏められ、所謂家學紹述の功を積まれること、なほエフ・エツチ・ワキンスのイー・シー・ワキンスに於けるが如く、或は東涯の仁齋に於けるが如きものあるを確信して疑はないのである。

先生は官途にあること四十餘年、正三位勳一等親任待遇にまでなられたが、東京にあられた時にも大阪へ行かれた時にも、尙一層御出世の機會が少くとも三度あつたことを承知してゐる。然るに之を斷はられ自分は後進の邪魔をし

てゐるのが心苦しいのだから、今更左様な位置につくことは欲しないと云はれたと云ふことである。此處に先生の面目がよく現はれてをり、老子の所謂『功成而弗居。……是以弗去。』の類であつて、今尙先生の徳を慕ふものゝ多い所以であらう。今筆を擱くに當り謹んで先生の御冥福を祈ると共に、御家門の御繁榮を御祈して止まない次第である。

谷田先生の御長逝を悼みて 英 夫

師の君のしをりのあとの道かへで

霞のおくの花をたづねむ

(昭和十三年四月八日)

謹みて故谷田博士の一端を語る

白 井 勇 松

私は宿痾眼病(兩眼とも視神経萎縮及緑内障にて、左眼は昭和五年九月退官當時既に失明、右眼は僅かに○・二の視力を存するに過ぎなかつたのであるが、其後段々視力悪化し目下は右眼も殆んど失明に近き視力となつた)の爲め、此頃では殆んど盲目に近い有様となつてしまつたのである。退官後時々眼病を押して執筆し、拙稿を草したりなどして居つたのであるが、昨年夏以來は稿の執筆など不可能の状態となつたのである。今回先般薨去せられたる谷田博士の追悼文を「刑政」誌上に御載せになると云ふことを、「刑政」誌上で拜見したのであつて、故博士には多年多大なる御指導を受け、退官後も御親交を蒙りて居りたる私として、何か思出の一端でも載せさせて頂きたいと思ふて、本文を草するに至つた次第である。

二

私は昭和十三年三月二十二日の東京日々新聞紙上に於て、元大阪控訴院長谷田博士が腦溢血にて、二十日午後五時急に薨去せられたる記事を見、愕然として驚いたのである。間もなく令息より御訃報に接したのである。三ヶ月許りに前に御元氣の筆致にて書面を頂いて居るのであつて、實に驚愕と痛悼の情禁じ難いのであつた。直に弔電其他を以て深く敬悼の意を表し申上げたのである。

私が最終に谷田博士に御目に懸つたのは、昭和十年四月初であつた。當時高等女學校在學中の第六女の休暇を利用し、之を帶同して大阪地方に旅行したのであつて、御影町の谷田博士の邸をも訪問し、久瀧を舒し高話を拜聴し、谷田博士の御案内に依り大阪市に出で晝餐の御饗應に預つた。これが谷田博士に於ける最後の面語となつたのであるが、當時を思出して熱涙に咽んだのである。衷心より敬悼の誠を捧げたのである。

故谷田博士の経歴や、偉大なる功績等に對しては、語るべき人士が澤山あるのであつて、私共が申すのは失禮と存するのである。私は私が在職中直接御指導を受けた關係中の一端等を述べさせて頂くに止めたい。

三

私が谷田博士の知遇を得たのは、明治四十一年三月末からである。私は明治四十一年三月末、甲府監獄（當時建築工事中）の工事主任及第三課長としての看守長より司法屬に轉じ、監獄局獄務課首席屬として勤務したのであるが、其當時は小山博士が監獄局長として就任せられ間もないのであり、故小河博士は清國に招聘せられて出發せらるると云ふ時であり、谷田參事官が獄務課長として就任せられたのであつて、私は谷田博士が行刑事務に従事せられた當時より其部下として御指導を受けたのである。

當時は改正刑法（現行刑法）及監獄法が、其年の十月から施行せらるるのであつて、其施行準備上實に目を廻はす程の忙はしさであつたのである。先づ第一に監獄法施行規則の立案であつた、草案は小河博士時代一通り出來て居つたのであるが、其れを根本より練り直すことになつたので、結局新らしく草案を作ることになつたのである。丁度夏の眞最中になつたのであつて、毎日午前中に常務を片付け、午後から谷田課長の室に、眞木經理課長と私と三人主として集り、谷田課長が筆を執られて、毎日午後六時頃まで汗だく／＼でやつて居つたのである。實に谷田課長は精力的であられたのである。

施行規則の立案が済むと、其他の附屬令規の準備であつたのであるが、實に非常なる忙はしさであつた

四

其れから一面には、指紋法が矢張り十月より施行せらるる豫定であるのであつて其準備であつた。九月司法省に犯罪人異同識別法調査委員會が設けられ、其委員には司法省民刑局長法學博士平沼騏一郎氏（現樞密院議長男爵）、司法省監獄局長法學博士小山濠氏（後司法次官に進み其後野に下り衆議院議員となり辯護士となる）、司法省參事官監獄局獄務課長谷田三郎氏（後監獄局長に進み法學博士となり、其後大阪控訴院長に轉じ多年在職親任官待遇となる）、監獄事務官監獄局經理課長眞木喬氏（退官後故人となる）、東京控訴院檢事古賀行倫氏（後宮城控訴院檢事長）、監獄事務官豊野胤珍氏（退官後故人となる）、司法省參事官大場茂馬氏（法學博士となり故人となる）であつた。私は獄務課の首席屬であつた爲め其委員會書記の任にも當つて居つたのである。

平沼博士は歐洲視察中、英國にて指紋法實行の模様を詳細に調査研究せられ、大場博士は獨逸留學中ハンプルグ式の指紋法を研究せられたのであつた。

調査委員會に於て成案を得られ、愈々十月より施行するの訓令が發せられたのである。之れが施行主任は大場博士であつたが、谷田課長が其施行に付大に骨を折られたのである。九月其施行準備の爲め各監獄の主任者等を集めて講習を行ふことになつたのであるが、關東、北信、東北、北海道所在各監獄の主任者等は司法省に、近畿地方、名古屋地方、四國方面の者は大阪に、中國地方の者は廣島に、九州地方の者は熊本に集めることになつたのである。大阪、廣島、熊本の講習には、谷田課長が臨席せられたのであつて、私が隨行したのである。理論的の事は、谷田課長が講演せられ、私は實地指導に任じたのである。指紋分類の設備等に付ても、谷田課長の大なる考慮があつたのである。

五

私は浦和監獄典獄在任中、谷田監獄局長の指揮と指導を受けて、川越分監（現今の川越少年刑務所）の少年受刑者處遇に付き、大に心血を注いだのであるが、私の浦和監獄赴任當時は、川越分監は少年監として感化院式の遺風があつたのである。三四ヶ年に亙りて監房の改築其他の改築を行ひ處遇や作業の施設等を一變したのである。

谷田局長の指導の下に、川越分監に於て初めて獨逸式に則り累進處遇を試みたのである。當時横濱監獄の小田原分監（現今の小田原少年刑務所）に於ては、點數制にて累進處遇を試みて居つたのであるが、川越分監は谷田局長の指導に依り獨逸の少年監の式に則り所謂期間制にて累進處遇を試みたのである。勿論單に期間丈けではなく、行狀や作業成績や其他の關係をも包含して居つたのである。斯くて相當の成績を擧げて居つたのである。川越分監や小田原分監の少年處遇は、少年法制定の上に於て、大なる參考資料となつたものと信ずるのである。

川越分監に於ては、監房等の改築も出來上りたるが、一面に於ては井水の不足で困つて居つたのである。そこで私は谷田局長の承認を得て掘抜井戸の掘鑿に掛つたのである。幾度か地盤や技術上の故障に遭遇したるも、私は斷念せず督勵して之れが成功を期したのであるが、約三年半の歳月を費やして之れが成功を見たのである。斯く辛抱強く行つたのは、少年受刑者に忍耐力養成の實物教育の爲めであつた。斯く長い歳月を費やして成功を見たのは、寔に愉快であつた。滾々として噴出する水量は、監内の需用を滿たして構外の官舎にまで供給して居つたのである。谷田局長も常に大に督勵を與へられ、又其成功を大に喜ばれたのである。當時の分監長長谷場典獄補（後典獄に進み京都刑務所長を最後として退官）も、大に川越分監の成績を擧ぐる爲め努力し、心血を濺いだるのであつて掘抜井の成功も大に喜んだのであつた。

六

司法保護事業に付ても谷田局長の大なる指導聲援を受け、各地とも事業成績を擧げることを得たのである。

谷田博士は酒豪であるが、出張中など如何に宴會等で酒を飲まれても、翌朝は正確に時間通りに起き出でらるるのであつて、私は實に感心して居つたのである。

谷田博士は下僚を指導せらるる上に於て、其家族等の事などを大に同情せられ、嚴格なる半面に於て大なる溫情を發揮せられつたのである。其他同情心の厚くあられたることは一般周知のことであると思ふのである。

私は最後に御影町の博士自邸及大阪市に於て御會ひした時の御溫容が、今尙ほ髣髴として顔前に在るが如く實に忘るることの出來ないのである。謹みて敬悼の衷情を表し申上る。

故谷田先生に對する追憶

杉野喜祐

谷田先生急逝の計電に接した時は、驚くと同時に彼の再發かと直感し、直ちに弔問して靈骸に禮拜したのであつたが、眞に哀悼の情禁じ得ないのである。

私は近く其月の十三日、即ち第二の日曜に訪問したら、今神戸の福地君が歸つた所だとのこと、約一時間半四方八方の御話を拜聴したのであつたが、其際御健康の状態を御尋ねしたが、格別異狀もないが、唯だ視力が衰へるため讀書に不自由である、醫師の意見では白内障であるから、モットモット進まなければ施術することが出來ないとのこ

とで、閉口して居るとのことであつた。

先生は常に血脈が高く、殊に一昨年輕度の惱溢血の發作があつたが、御恢復後はいつも御元氣の様に御見受せしと、例の御氣質であるから、多少御無理もあつたのではないかと拜察して居るのである。

又先生の酒豪は何人も之を知るのであるが、腦溢血には殊に禁物であるから、吾等知人は機會ある毎に禁酒を御勧めしたのであるが、先生は全くの禁酒は多年の習慣を廢止するので、身體に異狀を來たし不愉快であるとして、御聞入れなく、又宴席等で同好家は腦溢血は酒豪家のみに限らずなどと、勝手な理窟をつけて勸めるものもあり、御自身も御嗜好のこと逆、御過しになつたこともあるのではないかと思ふ節もあつたのである。

生命は自ら定り居るものとは言ふものゝ、酒さへ禁じて居られたならばと今更ながら思ふのである。いつも訪問すると、君は壯健で結構であるが、近頃古い友人が死亡するには驚く、本月に入りて何人であると必ず其話が出るのであつたが、今から考へると、死の問題には大に御懸念があつたのではないかと思はれるのである。併し先生より年長の私が訪問し、而かも健全であるので、或は心丈夫に思はれ、一面又私の健康を喜んで下さつたのであるかとも思ふ。

兎に角先生の如きは、何程長命せらるるも、邦家のためになることは勿論であるが、後進者の爲め利する所少なからざるに、返す返すも遺憾である。

私が先生を知つたのは、今を去る三十一年の昔、即ち明治四十一年の夏で、先生は司法省の參事官で監獄局の獄務課長を兼務せられ、九州方面の監獄を巡閲に來られ、私が長崎監獄に在勤の時であつた。

先生は當時年尙三十七歳で元氣旺盛であり、監獄の事務には私の方が一日の長ではあつたが。何事によらずテキハキして末頼もしく思ひ、長く監獄に關係せられんことを望んだのである。

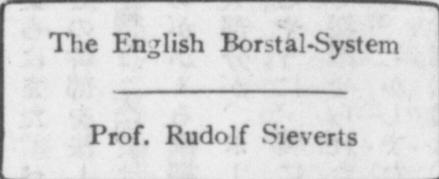
其後獨逸に留學せられ歸朝後監獄局長に榮進、永く斯界に留まり其改善に力を致され、法博の學位をも受けられ、司法部内に重きを爲されたことは私の申す迄もないことである。私は監獄が内務省所管時代に典獄となり、而かも夫れが監獄事務官であつた小河滋次郎博士の推舉によつたもので、人からは小河派と稱せられたものであるが、司法省に移管せられた當時は、省内の口さがなきものは監獄局を臺灣と稱し、吾々は蕃人視され殊に内務省所管時代には、監獄學者として人も崇拜し自らも誇つて居た小河博士も、排斥せらるる運命に陥り、到頭司法省を逃げ出したので、吾も或は其運命を辿るのではないかと、心竊かに考へたのであつたが、寛容なる先生は、十年間も長崎に蟄居の私如きものを、大阪に榮轉せしめられたことは洵に望外で果して先生の御期待に副ふことが出来るやを危んだのである。

さて大阪に來て見ると、種々の問題もあり、且つ起つたのであつたが、其最たるものは前任者時代より、懸案となつて居る監獄移轉問題の解決であり機會ある毎に府市當局とも交渉を進めて居たのであつたが、大正六年に至り漸く其曙光を見るに至つたのであつた。

然るに先生は、大阪市との交渉は一切私に委せられたのであつたが、幸ひ市長の池上君が私の知人であつたため、其交渉も順調に運び、議會も通過し愈々實行の命令を受くることとなり、先生及次官は敷地選定のため、出張せられたるを以て私は先生に對し本問題の解決は、全く先生の御盡力に依り此處に至つたもので、邦家の爲め大に慶賀すべきである。然るに此大建築は長期に涉り、私の如き老齡且つ不能者の當るべきものにあらず、故に敷地買収の終ると同時に、適當なる壯年有能者を選任せられたしと進言せしに、先生は否此大事業は君を信頼して起したものであるから、最後の御奉公として引受け呉れと、次官と共に勸告せられ、微力其任にあらざるも御引受けしたのであつた。大正十二年二月老齡のため退官することになつた。其際先生は已に大阪控訴院長であつたから、直ちに其旨を報告したら、夫れは遺憾である、僕が本省へ言つてやるから尙留まれと勧められたのであつたが、罷めるには良い潮時であつ

たから、御厚意を謝して御断りをしたのであつたが、其送別會及後の落成式等に於て、私に對する御賞讃は洵に恐縮と同時に御同情の厚きに感涙したのである。又私は大正十二年退官後は、大阪府下保護事業の推舉に依り、大阪府聯合保護會に關係することになつたのであるが、先生は斯業の權威者であり、大阪の保護事業とは深き關係も有せらるるので、時々御高見も拜聲して教へを受け、特に私のみでない事業家一同が、産みの親の如く慕ひ且つ敬意を表して居たのである。

先生は誰人に對しても所謂上下の別なく、寛いで御懇談下さるので、誰人も之を喜んで教へを請ひに出たものであるが、殊に吾々は長年月間御交誼を願ひ、教へを請ふたものであるから往時を考へると、實に感慨無量で、今や御影に訪問するも、英姿に接することは勿論、彼の高らかなる御音聲を聴くことを得ず、生き残りたる老生等は一層其寂しさを感ずることである。嗚呼。



英國のボースタル・システム (三)

——少年犯人の教化施設——

ハムブルグ大學教授

ルドルフ・ジーフエルツ

(三) ボースタル式刑罰執行の實施方法

(a) 職員の撰擇と訓練 (つゞき)

ボースタル施設に於けるこの統一のとれた精神は、ロンドンの中央局即ちブリズン・コムミツシヨンの椅子を占める人々が凡庸の人物であつたならば、決して生れては來なかつたであらうと思ふ。ブリズン・コムミツシヨナーズ(註——中央のブリズン・コムミツシヨンの(行刑局)が五人のコムミツシヨナーより成る一個のボード(Board—合議體)であることは、これまで屢々註解して來た)は自分達の管轄區域特にボースタル施設に於ける管理事務に出來得る限り繁文褥禮主義を爰除するに心を勞してゐるのである。自分は、ボースタル施設の職員が、わがド

イツの行刑施設に於ける職員に比べて、殆んど比較にならないほどの少量の文書事務を負はされてゐるかを見て驚いたのである。ドイツでは、職員達は、自分達の教化といふ大切な任務に心身を捧げることの代りに、いつも文書の往復に忙殺されて窒息せんばかりの目にあつてゐるのである。何故にボースタルに於ける職員達が煩瑣な文書事務に煩はさるゝことがないのかといへば、それはブリズン・コムミツシヨンのコムミツシヨナー達が極めて短期の間隔を置いて断えず自分達の管下に屬する施設を巡閲してゐるからである。總てのボースタル施設を親しく統轄してゐるからである。總てのボースタル施設を親しく統轄してゐるコムミツシヨンのチェアマン(局長)たるアレキサンダー・ペーターズンの如きは、恰も自分が施設のディレクター(所長)でもあるやうに、管下の施設に於ける一切の事情

を事實上微細の點まで知り悉くしてゐるのである。實際、彼は少年を一人残らず知つてゐるのである。自分の視察した總てのポースタル施設で感じたことであるが、ドイツならば全施設を神経質な不安状態へ陥し入れるべきこのプリズン・コムミッシヨナーの巡閲も別に不愉快な監視とは感ぜられないで、價値の多い一つの激勵だとして受取られてゐるのである。しかも、實に、アレキサンダー・ペーターズンは自分の部下のポースタル職員全部の上に、物的關係に於てもまた人的關係に於ても、争ふべからざる絶對の權力を持つてゐるのである。しかし、一方では、現在ポースタル施設で働いてゐる凡ての幹部職員は、ペーターズンがこの教化事業のためにすぐり出した人々で、その結果、彼等とペーターズンとの關係は上官と下僚との關係ではなく、全く親身のはなれがたい關係が結ばれてゐるのである。

更らにまた、ペーターズンがポースタル施設に於ける職員としての幹部を決して成年刑務所の職員中から採らなかつたことは、極めて大切なことで特記するに足るの事實である。ペーターズンがかゝる撰擇方法に出た理由は、成年刑務所に於ける職員の大部分が、ポースタル施設に於ける職員採擇の條件となつてゐるやうに、特に教化に適した天分の才に恵まれてゐるの故を以て採擇せられたのではないといふことから自から分明的なのである。しかしまた、長年月現在の形式での成年刑務所で働いてゐた幹部職員は、ポースタルのエデュケーター(教化部職員)

たり得るために、已にそれだけの十分の意氣と彈力とを失つてしまつてゐる、といふ觀察が明かに彼の職員採擇の標準となつてゐるのである。かくして、ペーターズンは、行刑部門に於て素人であるばかりでなく、これまで全く別途の方面で働いてゐた人で、専ら教化の才能に富んでゐるものを職員に採用したのである。しかし、ポースタルの職員が成年刑務所に轉任するのは毫も妨げないのであつて、これは始終行はれてゐるのである。

且つ又、プリズン・コムミッシヨンとポースタルの幹部職員との間に存するこの好ましい相互の了解と相應して、幹部職員と下級職員との間にも同じやうな關係の存してゐることを自分は看取したのである。下級職員は主として陸海軍出の人達であるが、幹部職員は彼等を教化事業に於ける好適な助手に仕立て上げる術をよく心得てゐるのである。この場合、イングランドに於ては一般に平均してみても、元來上官と部下との關係は個々の社會層の間の關係の如く、今迄のわがドイツに於けるよりも一層窮窟でなく遠慮のないものであるといふことが、極めて有利な條件となつてゐるのである。此等の關係に於ては、歐洲大陸に見るが如き一方に於て餘りに多くの優越感 (superiority complex) があり他方に於て餘りに多くの劣等感 (inferiority complex) があるといふやうな忌むべき状態は存在してゐないのである。

「人間が第一で、建物は二の次だ」(First Manner, dann Bauen) といふ原則が事實上實行されてゐるのである。プリズン・コムミッシヨンは、今迄在る施設で必要なだけの職員が養成されてから、初めてポースタル施設の數を増していつたのである。

ポースタル施設に於ける職務に服するものの訓練についての必要條件は普通刑務所に於けるものについてのそれよりも程度が高いのである。ポースタルの下級職員は普通の刑務所の職員の中から特に選ばれるもので、従来はフェルサムに於けるポースタル施設に於て特別の學課で訓練されてゐたのであるが、現在では、各種の刑務職員のために模範刑務所たるウエイクフィールド・プリズン (Wakefield Prison) に特に開設せられたる「刑務官練習所」(Imperial Training School for Prison Officers) に於て九ヶ月の學期で訓練せらるゝこととなつたのである(註——この練習所にイムベリアル(帝國)なる文字を冠せしめたのは、印度政廳の管下に在る刑務官をも茲で養成するからである)。ポースタル施設に於けるハウス(寮舎)の長で普通ハウス・ファザー(父)と呼ばれてゐるハウス・マスターは副舎長 (assistant house master) 級から補充されるものである。彼等は、最後に採用の可否が決定されるため、特にプリズン・コムミッシヨンによつて試験せらるゝのである。彼等は大部分青年のソール・ワーカー(社會事業技師)で高等の學校教育を受けたも

ので、大學教育を受けたものも多數ある。ポースタル施設のデイレクター(長) (Governor) には普通特に適材と認められたハウス・マスターから任命されるのである。ガヴァナーは、現在、施設の大小、在職期間の長短に従ひ、四百五十ポンドより一千ポンドまでの年俸を受けてゐる。ハウス・マスターの年俸は二百ポンドから三百ポンドである。ポースタルのハウス・マスター及びアシスタント・ハウス・マスター(副舎長)は相互の意見を交換するために毎年會議を開くのである。同様に、プリズン並びにポースタル施設のガヴァナー(所長)、保健技師 (medical officers) 及びチャプラーン(教誨師)の會議も開催せられる。

更らにまた、ポースタルの各施設には巡察委員 (Visiting Committee) なるものがある。この委員は施設と社會公衆とを結びつけるべきためのもので、委員のメンバーは名譽職で、施設所在地の地方に尊敬せられてゐる知名の人物中より内務大臣によつて指令せらるゝのである。多くは治安判事 (Justice of the Peace) である。この巡察委員は、普通の會計監査の職務と共に、施設内に起つた官吏に對する重大なる犯罪(毆打暴行、陰謀の如き)の處罰に際してプリズン・コムミッシヨンの裁斷に陪席し、且つまた、假釋放の可否の議に與かるといふ重大な任務を有つてゐるのである。イングランドにはシテイズン(公民)のメンバーより成る會計監査委員によつて國の又は都市の行政

事務の監督をするといふ形式が古くからあるが、ボースタルの巡察委員も全くこの監督形式の一つなのである。自分の判断する所によれば、巡察委員の存在と権限とは施設のガヴァナーによつて決して迷惑がられてゐないのであつて、迷惑どころか、却てボースタル・システムの施設と方法を更らに益々深く委員の管轄地区の公衆をして信用せしめ、由て以て彼等の活潑なる協力をかち得るの願ふてもなき好機會として歓迎されてゐるのである。

終りに、すべてのボースタルは勿論、更らにまた成年刑務所に於ても活動してゐる多くの篤志の助手 (voluntary workers) について一言しなければならぬ。彼等は學課の講義をしたり、罷業後の自由時間に講話をしてくれる人達を特に言ふのであつて、小學校の教師あり、學生あり、牧師ありで、國民のあらゆる社會層から進んでやつてくるのである。固より、誰れでも許可されるのではなく、只自分のこれまでに蓄へ得た智識によつて良い講義をすることのできる上に、教化に適した相當の人格を有つてゐる人のみが許可されるのである。この慎重な人選のために、外部の生活の種々相を施設の中にある人々に傳へると同時に、他の一方では、ボースタル式の刑罰執行の目的を廣く社會公衆に知らしむる此等の教化部の篤志助手は、好箇の聯絡機關として際立つた價值を實證したのである。一九三五年の一年間に英國の凡ての行刑施設に於て一千人を下らざるか

かる篤志家が活動してゐたのである。此等の人は相集まつて行刑施設訪問家協會 (National Association for Prison Visitors) なる一つのアソシエーションを組織し、プリズン・コムミッションの代表者と共に經驗談を交換して更らに得る所を多からしめんがために、毎年一回會同を催すのである。

(b) 施設の分類

現在、イングランドには八箇所のボースタル・インステイテユーションがある。内七ヶ所は男子の施設で、一ヶ所が女子の施設である。一九二七年までは男子のボースタルが只だ三ヶ所あつただけである。即ち、ケント縣のロチエスター市に近きボースタル施設の根原であつたボースタル、ロンドンの南郊フェルサム (ミッドルセックス縣)、及び、南部イングランドのドルセツト縣のポートルランドで、別に、中部イングランドのバツキンガムシャー縣に於けるエールスバリーの女子施設があつた。一九三七年までに更らに四ヶ所のボースタルが加へられたのである。即ち、イングランドの南海岸のワイト島のニューポートに近きキャンブ・ヒル、次に、中部イングランドのノツティンガムシャー縣のノツティンガム市に近き二ヶ所のボースタル、即ちノツティンガム (又はシャーウツド) 及び一九三三年に開かれたロードム・グレンヂ、更らに最新のボースタルとして中部イングランドのリンコンシャー縣のポストン市に近きノース・シー・キャンプがある。

しかし、ボースタル收容 (Boys' detention) を言渡されたものはすぐと直接に此等のインステイテューションの一つへ入るわけではないのであつて、先づ第一に、コレクティンゲ・センター (collecting centre—接収施設) に入るのである。この施設のためには、一九三六年以來ロンドンの西部のワームウツド・スクラツプス・プリズン (Wormwood Scrubs Prison) なる大刑務所の房棟 (cell house) の一つが特に充てられてゐるのである。元來このワームウツド・スクラツプス・プリズンは成年の短期受刑者を收容するための施設であるので、コレクティンゲ・センターに充てられてゐる房棟は他の監區とは障壁によつて厳に分隔されてゐるのである。次に述ぶるが如く、少年は茲處で一ヶ月より三ヶ月まで刑事生物學上の検査を受けるのである。この検査期間の経過した後初めてプリズン・コムミッションの命令によつて本人に適當したボースタル施設の一つへ移されるのである。

この手續によつて、少年男子犯人の刑事生物學上並びに教育學上のタイプに従つて七つのボースタル施設を分類することが可能になつたのである。かくして、ロードム・グレンヂ及びノース・シー・キャンプは、正常な精神の發達を遂げ、將來に於ける社會的豫後も良好で、嚴重な戒護設備を要せざる短期間の拘禁で事足りる少年のために指定されてゐる。ロチエスターに近きボースタルは、精神的の素質はしつかりしてゐるが、已に

以前に處罰されたことがあり、根氣の強い規律訓練を要する少年を收容するのである。フェルサムは智能的並びに精神病的の缺陷に苦しむものを收容する。キャンブ・ヒルは不良性の著しいもの、特に以前にあつた保護收容(感化院)の少年のために設けられてゐる。ポートルランド及びノツティンガムも同じであるが、この二つの施設には年齢の多い不良性の甚しいものが收容せらるゝのである。

猶ほまた、別に、素質の健全な不良性の軽い男性少年のために二施設、不良性の中位なもののために一つ、不良性の特に甚しいものゝために三つの施設がある。なほ下に述ぶるが如く、此等の個々の施設に於ける刑罰執行の態様は決して統一されてゐるのではなく、全く各施設の收容者の特質に適應してそれぞれ異つた態様をとつてゐるのである。是に於てか、ロードム・グレンヂ並びにノース・シー・キャンプの如き等しくオープン(開放せられた戒護設備のない)な施設に於ける處遇の態様は、更らに甚しくクロズド(嚴重な設備のある)な施設の特色を有つてゐるポートルランドやノツティンガムに於けるものとは全く異つてゐるのである。なほ將來に於ては、二十一歳から二十三歳までの少年犯人を收容するために、更らに教化上の理由に基いて年の多いものと少ないものとの間に收容施設の區別をすることが必要にならうと、一九三五年度のプリズン・コムミッションのレポートに逸早く報告されてゐるのである (Prison

Commission Report 1935, p. 21。

なほ亦た以上に加ふるに、ロンドンの南部のワンズワース・プリズンにはボースタルを出て再び罪を犯した少年のために監獄が設けられてゐるが、成年累犯者のために宛てられてゐるこの大刑務所の他の部分からは厳に隔離されてゐる。

ボースタル施設の収容力は、多きは四百三十人より少なきは百七十人である。最大の施設はボースタルである。最も新しい施設の収容人員は最高二百人と定められてゐる。これは實際に試験して適當と認められた數なのである。

後段に述ぶべき最近出来たローダム・グレンジ及びノース・シー・キヤムプ以外のボースタル施設は元來現在の目的のために建設せられたものではない。一部のものにはロチエスターに近いボースタル及びポートルランドの如く古くからの刑務所で、一部はフェルサムの如く以前感化院たりしものである。キヤムプ・ヒルは元來豫防拘禁 (preventive detention) のためのもので、即ち、危険なる常習犯人の保安拘禁のために建てられたものである。

現在使用に供されてゐる建物、特に古い刑務所の建物は、全部と云はないまでも少くも一部は、教化上の要求を満たしてはゐないのである (Mesurier 216, Young Offenders Report 95.)。しかしながら、此等の困難は巧妙な改築と増築と内部の改装とによつて著しく減殺されてゐるのである。たとへ一部のものに

つてゐたからである。

凡ての施設には立派なフットボール及クリケットのグラウンドがある。少年自身の手で作られた戸外の水泳プールを有つてゐるものもかなり多い。各種の體操も亦た注意して奨励されてゐる。工場、農耕地については後章に述べる。

(c) 収容、検査並びに健康手當

ボースタルに於ける刑罰執行に於ては、少年が施設に入つてきた第一日から特別の注意が拂はれるのであつて、これは特色とすべき點である。

収容については、ボースタル拘禁を宣告された凡ての少年についてロンドンのワームウッド・スクラップス・プリズンのコレクテイニング・センター (接收施設) で専門技術的に行はれるのであるが、これは別に特に變つたことはない。たゞしかし、第一日から特に精密な觀察が施され、夙く教化的な處遇に着手せられることは、注意すべきである。

すべての少年は大抵四週間ワームウッド・スクラップスに留まつてゐるのであるが、この間精到なる刑事生物學的検査が施さるゝのである。若し少年が宣告のある以前拘留所たるワームウッド・スクラップスに在つた場合には、少年が裁判官によつてボースタル拘禁を宣告せらるべきものなるかの判断をプリズン・コムミッションに供給するために、前きの検査はこの拘留の段階に於て施さるゝのである。この検査の重要な部分は精神病

は陰鬱な外觀が元のまゝ残つてゐるにしても、内部は「廣い食堂、美しい天井の高い教室並びに各人一室の小さくはあるが快適な寢室に改築せられ」 (Mesurier 216)、建築上の障害にも拘らず實行された新しい教化の精神によくかなつてゐるのである。實用と衛生といふ見地から一切が決定せられてゐて、不必要な贅澤は何處にも見出されないものである。趣味の深い簡素といふことが全體を支配してゐる精神なのである。内部の改築が大部分少年自身の手で完成されたといふことは、色々な點で重大な意味を有つてゐるのである。

居房は廣く、鐵格子のない大きな窓が開いてゐる。見た所普通の刑務所の居房よりも快適で、ベッドのシーツは眞白く、壁には鏡が掛けてある。そればかりでなく、少年は各自自分の趣味に従つて繪畫、ポストカードの類で室内を飾ることが許されてゐる。各自の居房と共に共同寢室がある。即ち、ドミトリ (Dormitory) (合宿所) である。輕微な不良性を帯びた少年のために設けられた最も新しいローダム・グレンジ及びノース・シー・キヤムプの二つのボースタルにも共同寢室がある。

これは、此等の選ばれた少年に於ては建築に金のかゝる寢室を兼ねた居房は廢めても差支ないと信ぜられたのである。しかし、これは自分にはどうかと思はれるのである。といふのは、已にバブリック・スケール (寄宿學校——前號參照) に於ても以前からホモセキチュアリティ (同性愛) が重大な問題とな

學に精通した施設附の醫師の任務に屬し、肉體的にも精神的にもあらゆる角度から徹底的に試験さるゝのである。此の場合、少年の生活に及ぼした環境の影響と共に、遺傳的の要素も慎重に考慮せらるゝのである (プリズン・コムミッションがこの検査に科學的方法を使用するに當りては極めて用心深く、努めて科學偏重の弊に陥ることを避けてゐる)。診査の任務を背負つてゐるフイジアン (醫師)、は半ば名譽職として勞務を提供してゐる婦人世話役によつて補助せられてゐる。この世話役は婦人訪問員 (Lady-Visitor)、とも呼ばれてゐる。此等の世話役は施設内に自分のオフィスを有ち本官として任命せられてゐる婦人社會事業技師 (Socialarbeiterin) の指揮を受けるのである。

この婦人世話係のスタッフ (職員團) は、少年の両親及びあれば兄弟姉妹、少年の傭主又は親方 (職業上の)、學校等を訪問して、少年と家族、職業並びに學校との關係についての必要な材料を蒐集する任務を有つてゐる。この世話係の仕事は容易ならざるもので、一九三六年の一月から十月までに、この方法で千六百六十人有餘の少年についての諸種の關係事實が取調べられたのである。世話係はまた少年を其居房に訪問するのであるが、これがまた大變役に立つのであつて、施設の男子職員よりも許多の事實を聞き出すことができるのである。プリズン・コムミッションの年次報告にも始終此等の婦人助手の勞務の功績がたゞへられてゐるのである。傭主、學校、警察其他の報告は

記入式の質問表が利用される。醫師の心理學上の検査の結果は同じくまたかゝる表に記入せられ、續いて後から更らに修正せられることができるのである。かくして集まつた答申は、大抵の場合警官の手で、餘りに専門的に墮することのない簡明な用語で終局の意見書にまとめ上げられるのであるが、この意見書は特に遺傳上の構造及び性格に於ける少年の積極的な方面を擧示して、單に「悪い」處ばかりを観察するといふ危険を避けてゐるのである。この意見書はブリズン・コムミツシヨンの手元まで提出せられ、ブリズン、コムミツシヨンはこれによつて少年の如何なるボースタル施設へ移さるべきであるかについての決定を下すのである。

この少年についての總括的な意見書は少年の收容せらるゝ施設へ送られ、ガヴァナー(所長)とハウスマスター(舎長)とに教化上のプランの作成に價値ある示唆を與へるのである。しかし、この刑事生物學上の意見が右の教化部員によつて常に控へ目に受け取られてゐるのは、特に自分の注意を惹いた所である。此等の人々は大抵の場合この意見書を読む前に、先入の見を作らないやうに、先づ自分自身少年を十分細心に觀察するのである。といふ理由は、細心精密にして包括する事項の廣い點とではかゝる種類の最良のドイツの報告書にも劣らないワームウッド・スクラツプスの報告も、全體の上から又は個々の點に於て、善かれ悪しかれ、誤つて少年を判斷してゐることが、必

しも稀れではなかつたからである。しかし、この序曲的な報告の誤りがちであるのは避けがたいのである。その理由は、この報告が少年にとつては特に異常な不安な境遇に在つて出来上つたものだからである。特に拘置せられてゐる場合にはこの傾向は甚しいのである。この境遇は餘りにも容易に少年の眞の性格についての印象を亂さしむるからである。(この項つゞく)

Blätter für Gefängniskunde, August-September 1937

海 外 時 報

ルーマニアに於ける刑法改正

— Criminal Law Reform in Roumania —

これまで、ルーマニアに於ては、極めて古臭い時代後れの、甚しくフランス刑法の影響を蒙つてゐた一八六四年十月三十日の刑法々典が施行されてゐたのである。刑法改正の事業は已に久しく企圖されてゐたのであつて、一九二八年及び一九三三年の兩回に亘りて、新しい刑法草案が公にされたが、一九三三年の草案は、根本的ではないが、多少の修正を加へられて、終に一九三六年三月十七日に於て新しい刑法々典 (codul penal) となり、一九三七年一月一日より實施されたのである。刑法と同時、新刑事訴訟法 (codul de procedură penală) が發布せられ、よつて一八六四年十二月二日の舊刑事訴訟法は廢止せらるるに至つたのである。新刑法は六百〇三條より成り、内第五百七十九條より五百九十六條までは違警罪を規定してゐる。新しいルーマニアの刑法は二元的で、刑罰と保安處分とを分つてゐる。第九十五條より百八十三條に於て總則が規定されて

る。

刑罰に在つては、常に普通の犯罪と政治上の犯罪との間に區分が立てられてゐる。普通の犯罪は科せらるゝ刑の種類と輕重とにより、重罪 (Verbrechen)、輕罪 (Vergehen) 及び違警罪 (Übertretung) の三つに分たれる (第九十五條)。刑を量定するに當りては、動機、所爲の重大性、犯人の悪化の程度、その以前の經歷、所爲に對する態度等が考慮せられなければならないのである (第二十一條)。普通の重罪に對する刑としては、終身懲役、三年より二十五年までの懲役、三年より二十年までの禁錮が規定せられ、政治上の重罪には終身監護 (Verwahrung)、五年より十五年までの監護及び三年より二十年までの禁錮が定められてゐる (第二十二條)。普通の輕罪には一ヶ月より十二年までの矯正禁錮 (Besserungseinschlussung) 及び二萬レイ (Lei) までの罰金、政治上の輕罪には十二年までの簡單なる監護及び罰金が定められてゐる (第二十三條)。違警罪の處罰としては一ヶ月までの拘留及び千五百レイまでの科料である (第二十四條)。附加刑については、十年までの公權喪失、六年までの職業禁止、判決の公示及び科料が課せられ得るのである (第二十五條)。懲役刑は強制勞働を科せられ定め施設の施設に於て受刑するもので、刑期の初期に於ては日夜獨房に拘禁さるゝことになつてゐる (第二十八條以下)。同様な規定が禁錮及び矯正拘禁についても設けられてゐる (第三十二—三十三條)。條件附

釋放即ち假釋放が許されてゐる。刑の執行と條件附釋放との中間に過渡の期間を設け、受刑者をして適當の期間をブリズン・コロニー（農場）に過さしむるのである。これ受刑者本人をして自由生活への準備を完からしめ、特に共同生活に適應せしむるがための用意に出づるものである（第四十條）。條件附釋放にはあらゆる義務を賦課することを得るのであつて、若し受刑者に於て行動を誤つた場合には、直ちに取消され得るのである（第四十四條）。

保安處分は裁判所によつて命ぜらるゝもので、明白な社會的危險と行爲者本人の個人的條件に従つて定まるのである（第七十條）。保安處分に關しては、精神病者には瘋癲病院、肉體上又は精神上の異常に苦しむものには救護所（Asyl）、常習犯人には監守所、浮浪者及び乞丐には勞役場、未成年者の法律違反者には矯正施設或はプロベーション（保護觀察）、並びに、別に、一定の場所への出入禁止、一地方よりの追放、職業の禁止、沒收、將來の行動謹慎のための保證の提供、企業の閉鎖、外國人の國外放逐等が規定されてゐる（第七十一條）。常習犯者といふのは、多くの犯罪を行つたもので、犯行への執拗な傾向を示すものを云ふのである（第七十四條第三項）。保安處分は、精神病者及び變態者（アヘン吸飲者の如き）たる犯人に在つては、原則として期間を確定しないことになつてゐる（第七十二、三條）。常習犯人は二年より十年まで監守することを得るのであ

たる犯罪行爲の完成が可能とならなかつた場合にも、亦た犯罪の未遂は成立するのである。この場合には刑の輕減が考慮せらるゝのである。共犯の場合に於て、成年者が同じ處罰せらるべき行爲に未成年者を共犯者となしたる事實を以て成年者に對する刑の加重條件となしたる第二百二十五條は特に注意するに足るのである。共犯の形態は教唆と幫助とに分たれる（第二十條、百二十一條）。累犯即ち受刑後更らに新しい——必しも同種のものとは限らないが——罪を犯すことは刑の加重の理由となるのである（第九〇九條、犯罪に對する責任の形態は故意と過失である（第二百二十六條）。錯誤に關する基礎規定には、何人も刑法々規の不知又はその錯誤を以て自己の責任を免かるゝを得ずとの明文があるのである（第三十五條）。之に反して行爲の錯誤は責任を免かれしむるのである（第三十六條）。犯罪遂行の目的のために故意に酩酊を求むるは刑の加重の理由となるのである（第二百二十九條）。精神の疾患のためなると、其他の原因の結果たるを問はず、行爲の時意識喪失の状態にありたるものは、刑法上責任がないのである（第二百二十八條）。

ルーマニアの新刑法の第三百三十八條以下は少年刑法の詳密な規定を包括してゐる。未成年者（Minderjähriger）とは十九歳以下の人で、十四歳以下のものを準少年（Kind）とし、十四歳と十九歳の間の年齢に在るものを少年（Jugendlicher）といふ

る（第七十四條、七十五條）。乞丐及び浮浪者にも同じ監守の期間が定められてゐる（第七十五條）。期間の制限は他の保安處分にも定められてゐて、例へば、一地方からの追放に在つては、重罪では二年より十年、輕罪では一年より三年、一定の場所への出入禁止に在つては六ヶ月より三年まで、職業の禁止は三年まで、となつてゐる。犯罪者ではないが、社會的危險性あるものに對する豫防處分は規定せられてゐない。常習犯人、乞丐及び浮浪者の保安處分に期間の制限を設けたことの缺點であるのは、特に取り立てゝ言ふを俟たないのである。保安處分は自由刑の滿了後執行せらるゝのである（第八十條）。

原則として、法律違反者は侵害を受けたるものゝ申請ある場合に蒙らしめたる犯罪の損害を賠償する義務があるのである（第九十二條）。賠償はたゞ犯人の所有財産、收入等に及ぶのみで、キエウバ共和國の新刑法に規定せられてゐるやうに、犯人の無一物である場合に、勞働を強制して賠償額を取り立てるといふ方法は、ルーマニアの刑法には知られてゐないのである。

犯罪の未遂（第九十六條）には犯罪遂行の著手の開始が要求せられてゐる。第九十九條に従へば、行使せられたる方法の誤れるか又は不十分なるがためか、はたまた、犯人の先見に缺漏ありたる結果なるか、いづれの場合なるにもせよ、企圖せらるるのである（第三十八條）。準少年及び處罰さるゝことの認識に必要な辨別力を缺ける少年は刑法上責任能力のないもので、一定の感化處分（信用ある家庭、保護施設、感化施設等に於ける收容感化、並びに、保護觀察）に付すことを得るのである（第三十九條、百四十條）。必要な辨別力を有つてゐる少年に在つては、刑罰としては譴責、拘留、矯正禁錮並びに罰金、保安處分としては自由の監視及び矯正感化が適用せらるゝのである（第四十四條）。犯人の一々のケースに於ては、身體並びに精神の状態、以前の經歷、教育の條件、環境、通學其の他に關する詳細の事實と合せて、少年の家庭の物質的並びに精神的の方面の情況が徹底的に研究せられなければならないのである（第三十九條第三項）。少年裁判所が判決を下すに當つては少年の性格についての詳密なる智識を基礎としなければならぬのである。矯正施設に於ける監守は、少年が滿二十一歳に達するまで延長することができるのである（第四十八條）。

各論の劈頭に政治犯が規定せられてゐるが、非常に重い刑が課せられてゐるのであつて、特に今年一九三八年四月一日の國家保護法（Staatschutzgesetz）によりて修正擴大せられ、峻嚴の度が強められたのである（第八十四條以下）。

男性相互間又は女性相互間の反自然的な性の交渉は、公衆の

誹謗を招いた場合に限り、六ヶ月より二年までの矯正拘禁を以て處罰され得るのである。このケースが十四歳以下のものゝ間に生じた場合には、刑は三年まで高められ得るのである（第四百三十一條）。

殺人——熟慮の結果人を殺害する——は終身の懲役刑を科せられる（第四百六十四條）。第四百八十四條は妊娠中斷の正當の理由として次の事實を規定してゐる。（一）母體が生命の危険に暴されてゐる場合、又は母體の健康が危険の状態に在る場合、

（二）兩親の一人が精神病にして且つ生るべき子が同じく重大なる精神疾患に苦しむの虞ある場合（一九三三年の草案には暴行による受胎を以て妊娠中斷の執行を指示する契機として認めてゐるが、實施された新刑法は之を認めてゐない）。この二つである。第一の場合では、醫師は四十八時間以内に妊娠中斷の手術の執行を管轄權を有する衛生局に通告しなければならぬのである。第二の場合に於ては、たゞ衛生局の認可を待つて初めて病院に於て妊娠中斷が行はれ得るのである。墮胎即ち違法の妊娠中斷は——個々のケースの事情によつて異なるが——十年までの自由刑に處せられ得るのである（第四百八十二條）。傳染病特に傳染性の性病に罹れることを秘して結婚するものは三年までの矯正拘禁を以て罰せられ得るのである。但し被害者の申請ありたる場合に限り（第三百七十七條）。手段の如何を問はず妊娠及び出産に反對するプロバガンダを組織したるものは禁錮を以

て罰せらるべしといふ一九三三年の草案の規定は、新しい刑法には存在してゐないのである。獸姦は單に違警罪として取扱はれてゐる（第五百九十三條）。

ルーマニアの刑事訴訟手續は多少イタリヤの新刑事訴訟法に似てゐる。第五百五十六條——第五百七十六條に於て少年裁判所の管轄權が取扱はれてゐる。未成年者の犯罪に對して判決を下すものは少年審判官で、審判官の決定に對する控訴は控訴院へ提起せらるゝのである。控訴院の判決に對しては破毀院（大審院）に上訴するのである。少年審判官は、幸ひに犯罪者ならざるも、不良性ある未成年者には必要の處分を命じなければならぬのである。

終身又は相當期間の懲役、同じくまた、二十年までの禁錮を以て罰せらるゝ重罪は陪審裁判に付せらるゝのである。陪審裁判所は、裁判長として控訴院の判事一人、二人の判事並びに九人の陪審員より成立するのである。刑罰並びに保安處分の執行は檢事の職務に屬する。しかし、假釋放の許可は只だ裁判所の權限にのみ存するのである。

Monatschrift für Kriminalbiologie und Strafrechtsreform, Mai 1933.

全國刑務所長皇軍の武運長久を祈願

刑務所長會同の決議に基き應召職員、戦病死者及び遺家族に對し感謝狀を發送——

思ひ廻らす去年七月七日！あの蘆溝橋事件！正義に敵なく暴支膺懲の聖戦は、今中南支に旭旗翻らぬところもない。敗敵支那は首都を、軍都を次々に抛棄して後退しつゝ、而も長期抗戦を喘鳴して居る。戦は第三期に入り敵將はゲリラ戦に依つて僅かに餘喘を保ちつゝ、微妙なる國際關係の介入を待つて居る。

徹底的膺懲！これこそ何物も恐れぬ我等日本の軍民一致の心なのだ。日々ラヂオにニュースに新聞紙に報ぜられる壯烈果敢なる皇軍將兵の輝かしい武勳、涙なくして感謝する銃後國民は一人もない。灼熱百三十度の曝暑、酷寒零下三十餘度の耐寒、戦線將兵が忠魂を沸らすとき銃後國民の心は結束愈々堅く、艱難を碎いて將兵に後顧の憂ひなからしめることを以て、感激に應へる感謝の心として居る。山村漁邑日の丸の旗ある處人皆この心なのだ。感謝を教化の糧とする我等刑務官は、本年

五月於司法省全國刑務所長會同開催を好機とし、議長吉田刑務所長提案に係る左記事項が極めて嚴肅の下に満場一致を以て可決せられた。

- 一、北支及中南支に於ける陸海軍最高司令官を通じ、皇軍將兵に對し感謝狀を發送謹呈すること
 - 一、司法部職員中の應召者に對し慰問狀を發送謹呈すること
 - 一、右應召者中の戦傷病者に對し、慰問狀を發送謹呈すること
 - 一、右應召者にして戦死又は病死したる者の遺族に對し、弔慰文を發送謹呈すること
 - 一、右應召者に對しては慰問品をも贈呈すること
- 以上の施行方に付ては在京刑務所長並會同係に一任すること
會議終了後在京刑務所長並會同係は、該決議に基づき協議の上次のやうに決定した。
- 一、感謝狀並慰問狀は豊多摩刑務所に於て之を起案發送すること

と

一、香取鹿島の兩神宮に參拜し、應召者のため武運長久祈願祭を施行し、且神符を拜受すること（吉田豊多摩刑務所長安東千葉刑務所長之を擔任）

一、明治神宮に參拜し戰傷病者のため平癒祈願祭を行ひ、且神符を拜受すること（谷内東京拘置所長之を擔任）

一、靖國神社に參拜し、戰病死者の爲玉串を捧げ其の冥福を祈り且神符を拜受すること（前同所長之を擔任）

一、以上拜受したる香取鹿島の兩神符は應召者へ、明治神宮の神符は戰傷病者へ、靖國神社の神符は戰死病死者の遺族へ謹呈すること

一、戰傷病者並戰死病死者遺族に對する慰問狀並神符は、各人所在地の刑務所長に傳達方を依頼し其の他は郵送すること

豊多摩刑務所長は同所職員出征者十餘名の武運長久祈願の爲に、夫妻先導となつて、客秋有志職員と共に香取鹿島の兩神に參宮せられたが、今復全國刑務所長會同決議によつて司法關係職員の武運長久祈願の爲、再び香取鹿島の兩武神に參宮の喜びを新にし、本協會伊藤主事と共に欣然旅裝を整へた。梅雨空低く垂れ籠めた六月十五日の午前八時四十分銚子行列車にて兩國驛を出發。豫て打合の通り千葉驛で安東千葉刑務所長、佐藤戒護課長の一行を迎へ、談笑の裡に佐原驛に着き、直ちにハイヤ

せられ、國礎は確立して建國史上大きな役割を果された神である。神武天皇御東征の砌、本宮祭神の御靈徳を嘉し檜原に御即位後御勅祭遊ばされたのが即ち本神社の創始と傳へられる。

香取神宮と共に官幣大社と祀られ、國民の崇敬を集め、古今の武人其の出征に當つては、先づ本宮に參拜して武運長久、任務貫徹、凱旋歸還を祈り當社の社前から勢揃して首途即ち鹿島立をしたのである。三輪彌宜司祭の下に、前同様崇重嚴肅な祈願祭が行はれ、神前の神符を拜受した。其の頃より梅雨蕭條水天模糊として寒きを覺えながら一行は、雨の十二橋を下り佐原驛に引き返し、兩神宮の武徳を讃え、出征將兵の神護を祈りつつ午後十時歸京此の重任を果した喜びに耽つた。

明治神宮靖國神社參拜

六月二十三日、谷内東京拘置所長は茂木看守長を帶同して、朝露の玉砂利を踏む音も靜かに、宏遠壯重の明治神宮に額づき、玉串を捧げて戰傷病者の爲に平癒の祈願祭を嚴修し、神符を拜受し直ちに高望九段の神域に護國の神と祀られ、靜かに安らかに鎮まります忠勇の英靈を祀る靖國神社に參拜し、宮司の高らかに頌する戰没英靈の御名に玉串を捧拜して、篤く其の冥福を祈願し、神符を拜受し、感謝と弔靈の涙を新にしつゝ其の重任を果した。

一にて香取神宮に參着した。本宮は申す迄もなく千葉縣香取郡香取町に宮居し經津主命を祭神とする武勇神で我國將帥の始祖神である。其の縁基を簡單に尋ねれば

神代の昔 天照皇大神の御子 天忍穗耳尊を豊葦原の瑞穂國の君となし給はんと天降したるに、そこには荒振神が居り穩かでないので、尊は 大神の御もとに還り、瑞穂國は未だ騒ぎてありと申上ぐ、大神は本宮の祭神經津主命と鹿島神宮の祭神を御遣しになられ、兩神は出雲地方より東國開拓の功を遂げ 天照皇大神に復命せられてこゝに 天孫の御降下となつた

とある。

神さびたる神域に澤田宮司の聲高らかに應召者牟田看守長以下千三百餘名の御名を奏聞する神賀詞衍して、神靈も御嘉納あらむ。崇嚴の氣肌に迫る。神前に供へてあつた御神符を拜受した一行四人は再びハイヤーにて水郷の風に吹かれながら潮風煙る潮來に着き、晝食少慰の後鹿島神宮に參拜した。神域は三笠山といひ、境内三十萬坪、老樹鬱蒼枝を交ゆる中に建つ宮居の神神しさよ。其の縁基を尋ぬるに

神代の昔 天孫のこの國土に降臨の際、先住の出雲の大國主命は出雲を中心に廣く國土を開發して、一大勢力を有して居られたので、國土献上の御使を命せられたのが本宮祭神武甕槌命である。命は武勇と仁愛を以て和平の中に國土は献上

東京市及其の近郊所在の戰傷病者並に戰没者遺族に對し、慰問訪問皇軍の精銳として征馬幾月、遂に名譽の戰死病没したる將兵が、赫々の武勳を家門の譽と涙の中に喜びつゝも、訛しく其の靈位を護り、冥福を祈る。其の遺族中或は又戰傷病して今は砲煙の地を離れ、靜かに加療再起の日を俟つ司法省關係出征職員勇士の中、東京市及其の近郊地所在者に對しては

一、柳原刑務所長は七月六日

戰傷病者

- 堀内 芳雄（東京拘置所職員）
島田 健吉（小菅刑務所職員）
關山 禎三郎（宇都宮刑務所職員）

一、椎名府中刑務所長及吉田豊多摩刑務所長は七月十二日東京第一陸軍病院に

- 猪子 國夫（德島刑務所職員）
高橋 政壽（水戸刑務所職員）
岩本 甚藏（宮城刑務所職員）
山西 祐太郎（德島刑務所職員）
田中 政男（神戸刑務所職員）
石田 正男（德島刑務所職員）
垂水 理（同上）

各氏を親しく訪づれて慰問狀御神符等を傳達し、全國刑務所

北支派遣軍司令官
陸軍大將伯爵 寺内 壽一閣下
中支派遣軍司令官
陸軍大將 畑 俊六閣下
支那方面艦隊司令長官
海軍大將 及川古史郎閣下
以上各通

出征者宛慰問狀

拜啓 去夏支那事變勃發するや我帝國は東洋永遠の和平を確立する爲茲に膺懲の聖戰を起し爾來數閱月今や皇軍は北支或は中南支到る處に抗敵支那の主要都市を陥れ更に曩日徐州の會戰には大敵を殲滅して正に戰局の大勢を制し國威を中外に宣揚するに至る之れ偏に神靈の加護皇室御稜威の然らしむる處には候得共又以て卿等陸海空軍將兵の忠勇敢果なる皇魂發露の賜にして其の壯烈盡忠の赤誠は國民の齊しく感激措く能はざる處に有之候

卿等皇軍將兵が御出征以來硝煙彈雨下に耐寒曝暑而かも泥濘に山嶮に將又敵前生死の巷に樹立せられたる輝かしき戰功の程は新聞紙にラヂオに或は戰線よりの御通信により敬承致居候卿等が一身一家を顧みず只管 陛下の爲國家の爲奮戰遊ばざる御勇姿を想望するときは不覺眼淚底涙なきを得ず候

出征以來耐寒曝暑而かも泥濘に山嶮に將又敵前生死の強行軍等に戰功を輝かして神國日本の威武を中外に宣揚せられたることは國民の齊しく涙して感謝する處であります 然るに貴下は曩日〔名譽ある戰傷被遊今は砲煙の地を離れて不幸にして戰病〕加療御靜養に努められて居らるゝ由衷心より御平癒を祈願する次第であります暴支膺懲の皇軍は未だ暮年ならずして首都南京を陥れ北支中南支は聖戰下にすでに平定し近くは徐州の會戰に一大捷報を齎らし國民の意氣頓に昂まるとき貴下は誓死の戰友と伍して盡忠報國の誠を致すべく御焦心の事と拜察し武人の身として御無理もないことゝ衷心御同情に堪へませんさりながら戰期は今や第三期に入り戰局また既に敵の死命を制するに至りましたが其の前途は猶遽に豫測するを許さず將來兵力の増員と國民の堅忍持久の要あるは必然の事と存せらるゝ折柄一意専心御加養に努められ一日も早く御本復以て再起を志し國家の倚頼に應へ奉るの日を迎へらるゝ様切望致します

這回於司法省全國刑務所長會同の際滿場一致の決議により明治神宮に參拜して貴下の御平癒を祈願し其の節拜受の御神符を同封謹呈致します故御受納下され度御慰問旁々茲に滿腔の謝意を表する次第であります

昭和十三年六月

於司法省
全國刑務所長會同員一同

敬具

戰期今や第三期に入り戰局既に敵の死命を制すと雖前途猶遠にして遽に豫斷を許さず國民が卿等將兵に倚頼する處愈厚きもの有之候長期戰時體制下に於て銃後の國民益々自肅自戒し卿等出征將兵の慘苦辛勞に應へ協力一致堅忍持久の精神を堅持し御家族の御慰藉に努め卿等に後顧の深憂なきを期し居候得者益々御自保の上一意専念軍務に邁進遊ばされ度候時下逐日酷暑を加へ而かも雨期に入り卿等の艱苦は言語に絶するもの可有之拜察在罷候折柄益々御武運の彌久に祈念し他日恙なく御凱旋の御慶敬呈の日を切に待望致し居候

今回於司法省全國刑務所長會同の際に際し滿場一致の決議を經香取鹿島の兩神宮に參拜卿等の爲武運長久を祈願し其の際拜受したる同封の御神符を進呈可致候に付御受納相成度茲に謹みて御慰問の誠を披瀝し併せて滿腔の謝意を表する次第に御座候

昭和十三年六月

於司法省
全國刑務所長會同員一同

敬具

戰傷病者宛慰問狀

拜啓 時候不順の折柄其の後の御經過順調の御事と御推察申上げます 陛下の爲國家の爲奮戰遊ばざる御勇姿を想望するときは不覺眼淚底涙なきを得ず候

戰死病死者遺族宛慰問狀

拜啓 殿には に勤務御精勵中今 次の支那事變に際し曩に充員召集の天命を奉じ勇躍御出征邦家の爲御勇戰屢々輝かしき武勳を顯はされ候處〔遽に病を得られ御加療中悲しくも鬼籍に入らせられ〕候趣一身を捧げて殉國遊ばされ候御戰功を偲び敬弔の意を表する次第に御座候

御一家の御柱石に先立たれ候貴家御一統様の御愁傷の程御推察申上候去りながら國家の重大時に際し上 陛下の武人として御奉公の誠を致され遂に護國の人柱となられ候其の御英靈は永へに全國國民の敬慕尊崇する處にして故人の本懐之に過ぐるものはなく御一家の榮譽此の上もなき事と存上候將來御家族御一統様には御自重御自愛の上故人の御榮譽を偲び幾久しく御弔靈の程切望致候

今般全國刑務所長會同に際し滿場一致の決議を經靖國神社に御冥福を祈願致し其の際拜受したる同封の御神符を敬呈致し候間御靈前に奉安被成下度謹みて御英靈に對し敬弔の意を表し併せて御遺族様の御清康を祈上候

昭和十三年六月

於司法省
全國刑務所長會同員一同

敬具

吉田豊多摩刑務所長談

七月十二日椎名府中刑務所長と共に牛込の第一陸軍病院に入院中の猪子國夫(徳島)高橋政壽(水戸)岩本甚藏(宮城)の三君を見舞ひ御慰問を致したのであります。實に感慨無量でしたが三君共に元氣でした。外見上差したる負傷とは見受けなかつたけれ共其の實容易ならぬ傷のやうでした。高橋君の下顎は碎けて居りました。猪子君は後頭部から左眼に銃丸が貫通したので義眼をして居たやうでした。

七月十九日には前同様椎名府中刑務所長と共に神奈川縣高座郡大野村の臨時東京第三陸軍病院へ石田正男(徳島)山西祐太郎(徳島)垂水 理(徳島)田中政男(神戸)の四君を見舞ひました。同所には小田原少年刑務所の職員上野正平君が陸軍衛生准尉として勤務して居るので先づ同君に面會し來意を告げた處同君が色々と斡旋してわれ／＼一行を將校の喫茶室に案内し前述の四名を連れて來て呉れました。

同室に最初に這入つて來たのは田中政男君でした。杖をついてびつこをひいて居りました。左足の關節に貫通銃創を受けて居つたのです。其の次に這入つて來たのは山西祐太郎君でした。松葉杖をついて來ました。見れば左足が無いので吾々は暗然たるものがありました。其の次に石田正男君と垂水 理君とが這入つて來ました。兩君は手の負傷で極めて軽いやうに見受けられたのです。吾々は來意を告げ椎名所長から慰問状とお見

名古屋拘置所落成開廳式

かねて起工中の名古屋拘置所落成開廳式は左の如く本月二日盛大に取り行はれた。打續く連日の霖雨にもかかわらず、當日は朝來薄雲漸く晴はれて燦々たる陽光を仰いだ。式場用意萬端整ふや、先づ職員入場、ついで司法大臣代理瀧川行刑局長を初め、立石名古屋控訴院長、宮城同檢事長、愛知縣知事代理早川警察部長を主なる來賓としての三百餘名は肅々と着席せられ警官等の奏する雅樂の音と共に、式は初められた。玉串奉奠、皇居、神宮遙拜を終り、河邊所長の式辭、長岡工事主任の経過報告、司法大臣(代理)、立石名古屋控訴院長、田中愛知縣知事等の祝辭が左の如く執り行はれた。式終つて後、午後落成開廳祝賀の午餐會が賑やかに催された。

因みに廣表設備の概要は左の如くである。敷地總坪數二、四〇四坪、内廳舎敷地二、〇八四坪、官舎敷地三二〇坪で建築様式は近代式であつて、居房は三階建となり、主要建物及外堀一二六間五分は何れも鐵筋コンクリート造である。尙自家用電氣設備、エレベーター鑿泉等の設置をも施されてゐる。

式 辭 所 長

本日司法大臣閣下ヲ始メ多數來賓閣下諸賢ノ御貴臨ヲ辱フシ、茲ニ名古屋拘置所ノ落成開廳ノ式典ヲ舉行シ得ルハ不肖並

舞金を贈呈した處四君とも非常な感激と喜びに浸つて居たやうです。之れ迄の慰問者は通り一遍の人々で形式に過ぎないのであるが吾々の慰問は職を同じうして居る者の代表者であり且同じ協會員でありさうして肉親のものとは誰一人尋ねて來たものはないのであるから自ら其の感情が違つて居るのは申すまでもないことであります。

石田垂水の兩君は輕傷の爲か上野准尉に向つて早く退院させて呉れと笑ひながら強請んで居りました。それに對し上野君は機能検査の上でなければなかくむづかしいと云つて居りました。兎も角吾々は上野君に向つて此の四人の面倒を見てやつて呉れと懇願し上野君も吾々の意中を察して快諾して呉れたのはありがたかつた。さうして四君に對し呉々も身體を大切にするやう申し述べて同所を去つたのであります。

今回の訪問は實に有意義であつたことを喜びながら暑さも勞苦も打ち忘れて歸宅したときはすでに日が暮れて居たのであります。

ニ職員一同ノ光榮ニシテ眞ニ感謝感激措ク能ハザル處ナリ抑モ舊拘置監ハ明治三十一年現名古屋刑務所構内ノ一隅ニ建築セラレ、爾來幾星霜、檢察、裁判、行刑ニ寄與シ以テ國家治安ノ維持ニ貢獻シ來リシ所ナルガ挽近世相益々複雑ヲ極メ、犯罪現象惡化シ收容者モ亦著シク増加セシ結果其ノ施設規模頗ル狹隘ニ失セリ、且建築物ノ一部漸ク腐朽シ構造亦舊態ヲ脱シ得ズ、加之裁判所トノ距離又遠隔ニシテ不便不尠モノアリ、斯クテ舊拘置監ハ未決ト既決トヲ分離拘禁スルノ理想ニ背馳シ、更ニ訴訟ノ圓滿ナル進展ヲ阻害シ以テ時代ノ進運ト文化ノ興隆トニ順應シタル機能ヲ完全ニ發揮スルコト能ハザルニ至レリ

茲ニ於テカ夙ニ名古屋控訴院北側陸軍省用地ヲ選ビ之ニ新築移轉セントスルノ議在朝在野ノ法曹間ニ起リ屢々當局ニ建議シテ其ノ實現ヲ要望セラル、昭和九年時恰モ司法當局ニ於テハ未決拘禁制度ノ飛躍的改良ノ基礎工作ヲ企劃セラレツ、アリシ際忽チ省議ノ認ムル所トナリ同十一年五月第六十九回帝國議會ノ協贊ヲ經ルニ至リ遂ニ同年六月十日總工費約三十萬圓二ヶ年繼續直營工事トシテ刑務作業ニヨリ新築スベキ事ヲ命ゼラル。同日直ニ地鎮祭ヲ舉行シ次テ十六日記念スベキ起工ヲ見ルニ至レリ

爾來司法當局ノ懇篤ナル指導監督ト又關係官衙市民各位ノ熱心ナル援助ノ下ニ職員並ニ受刑者ノ獻身ノ努力トニヨリ遂ニ今日ノ竣工ヲ見ル

其ノ間受刑者ノ死傷其他些カノ刑務事故モナク又諸物價昂騰ノ難關ヲ克服シテ克ク建築用材ノ調辦ニ當リ而モ材料ノ利用ニ節約ニ是レ努メ以テ當初ノ設計以外ニ新ニ官舎二棟三軒檢事局公衆控所、廊下、車庫、物置等ノ増築ヲナシ滿二ヶ年ノ工程ヲ經テ容姿ヲ一新シ茲ニ名古屋拘留所ノ獨立誕生ヲ見ルニ至レリ。嗚呼幸ナル哉眞ニ感謝感激ノ極ミナリ

惟フニ未決拘禁ハ刑事被告人並被疑者ノ身體及證據ヲ保全シ審理ノ進捗ニ對スル障害ヲ除去シ以テ檢察裁判ノ適正ナル遂行ニ資スルト共ニ其ノ罪アル者ヲシテ反省悔悟ノ念ヲ確保セシメ再犯ノ防止ニ努メ以テ國家治安ノ維持ニ任ズルニアリ。而シテソハ刑罪執行ノタメニスル拘禁トハ其ノ趣ヲ異ニセザルベカラズ。有益無益ナル苦痛或ハ生活ノ制限ヲ避ケ其他諸種ノ惡感情ヲ一掃シ以テ訴訟ノ圓滿ナル進展ト行刑ヘノ準備ニ資シ國家司法權ニ對スル國民ノ信賴ヲシテ愈々厚カラシメ其ノ尊嚴ヲ保持スルニ努メザルベカラズ。是レ即チ法律ガ被拘禁者ノ健康保持ト名譽ノ尊重トニ特ニ留意スベキヲ命ジタル所以ナルベシ。斯ノ如キハ固ヨリ人ノ和ニヨラズンバ克ク其ノ目的ヲ達スルコト能ハザルハ敢テ言フ俟タザル所ナリト雖モ物的設備ノ完否如何モ亦影響スル所極メテ大ナリト言ハザルベカラズ

今ヤ當所ノ落成開廳ニ依リテ未決拘禁本來ノ使命遂行ニ遺憾ナカラシムベク外ニ向ツテハ司法權ニ對スル國民ノ信賴ヲ益々所ノ完成ヲ見ルニ至レリ思フニ工事ノ期間必ズシモ長カラズ建築ノ經費亦多シト言フベカラズト雖モ克ク近代の拘留所トシテノ施設ヲ備ヘ概ネ遺憾ノ點ナシ是レ偏ヘニ建築關係各位ノ結晶ニシテ其ノ勞苦察スルニ餘リアリ之ニ依リ未決拘禁本來ノ使命ハ達成セラルベク巷間人權保護ニ付兎角ノ論議ヲ爲ス者自ラ其ノ跡ヲ絶チ愈々國家司法權ニ對スル國民ノ信賴ヲ厚クスルヲ得ベキヲ信ズルモノナリ

然リト雖モ由來未決拘禁ノ成績ハ制度設備ノ完璧ニ因ルヨリモ寧ロ職員ノ熱心誠實ニ俟ツベキモノ多シ職ヲ當所ニ奉ズル者宜シク其ノ責任ノ重大ナルヲ自覺シ精勵奮闘セズンバアルベカラズ殊ニ支那事變勃發以來庶政百般齊シク緊張至誠事ニ當ルノ時翼クハ益々一致協力敬ニ居テ簡ヲ行ヒ内ニ向ツテハ人格ノ陶冶ト心身ノ鍊磨ニ努メ外ニ對シテハ寛容事ニ當リ温情人ニ接シ内ヲ守リ外ヲ整ヘ以テ其ノ職司ノ遂行ニ邁進セラレムコトヲ聊カ所懐ヲ述ベテ祝辭トス

祝 辭 名古屋控訴院長

御祝ノ御言葉ヲ一言申上マス、本日名古屋拘留所ノ新築落成並ニ開廳ノ式典ヲ擧ゲラル、ニ際シ、臨席ノ榮ヲ得、祝辭ヲ述ブル事ハ欣快ニ堪ヘマセン。

先程河邊所長ノ式辭並ニ司法大臣ノ祝辭ノ中ニアリマシタ如ク、ソレ以外ニ私カラハ別ニ附加スベキコトモ補足スル事モアリマセンガ、此處ニ一ツ二ツ考ヘテ居ル點ヲ申上ゲ様ト思フ。コノ拘留所ノ出來上ル迄ニハ、大分長イ間ノ經過ガアリ、私ガ名古屋ニ赴任シテカラモウ十年ニモナルガ、ソノ以前カラノ

深カラシメ内ニ向ツテハ檢察、裁判、行刑ニ最善ノ效果ヲ齎ラスベキコトヲ信ズ

然リト雖モ設備ハ未ニシテ本ハ人ノ利ニアリ不肖等職ヲ奉スル者益々一致協力更ニ精勵シ國家刑政ノ目的達成ニ邁進スルト共ニ長期戰時局下ニ於ケル重大使命ヲ自覺シ堅忍不拔ノ努力ヲ捧ゲ奉公ノ至誠ヲ披瀝シ以テ 聖恩ノ萬一ニ對ヘ奉ルノ覺悟ヲ誓フ

終ニ臨ミ閣下各位ノ御貴臨ヲ謹謝シ累ネテ將來一層ノ御指導ト御援助トヲ賜ランコトヲ衷心願シテ止マザルナリ 聊カ蕪辭ヲ述ベテ式辭トス

祝 辭 司法大臣

名古屋拘留所ノ新築其ノ工ヲ竣ヘ本日茲ニ開廳ノ式典ヲ舉行スルニ當リ一言祝意ヲ表スルハ余ノ深ク欣幸トスル所ナリ惟フニ未決勾留ハ犯罪ノ嫌疑アル者ヲ拘留シテ之ガ逃走及ビ證據ノ湮滅ヲ防止セントスルモノニシテ刑事手續上必要止ムヲ得ザルノ手段ナリト去レバ刑罰執行ノ爲ニスル拘禁トハ自ラ其ノ趣ヲ異ニシ其ノ施設經營亦刑事裁判審理ノ遂行ニ資スルト共ニ本人ノ健康保持ト名譽尊重トニ特ニ留意セザルベカラズ當局ガ法規ヲ改正シ從來ノ名稱ヲ變更シ或ハ建造物ヲ新築シテ設備ヲ整頓スル等制度施設ノ改善ニ努力ヲ拂ヒツ、アル所以ノモノ實ニ此ニ存ス舊名古屋刑務所拘留場ハ明治三十一年ノ建築ニシテ時代ノ進運ト文化ノ變遷トニ伴ヒ規模狹少トナリ構造亦舊態ニ墮シ加フルニ裁判所ト甚タシク離隔セルヲ以テ審理上不便渺カラズ因ツテ三十萬圓ノ工費ト二ヶ年ノ歲月トヲ費シ茲ニ本拘留

懸案デアツタ様デアル、又コノ敷地ガ手ニ入ルニ付テハ之レ亦種々ノ經緯ガアツテ元陸軍幼年學校ノ舊敷地ガ武平町ニアツタ、所長、檢事正ノ官舎等ノ敷地ト交換スルト云フ事ニナリ、ソレニツイテモ在朝在野ノ法曹其他有力者諸君今日モ來テ居ラレル岡本實太郎氏ヤ加藤正衛氏、服部英明氏、物故サレタ齋藤最氏等ノ絶大ナ御盡力ヲ賜ツタノデアルトノコトデ、此處ニ私ハ司法部ノ一員トシテ厚ク感謝ノ意ヲ表ス次第デアリマス。

ソレデ先程モ申上ゲタ如ク、此ノ敷地ガ幼年學校ノ跡デアアルガ、彼ノ日清日露ノ戰役ニ武勳ヲ輝カシタ勇士ガ此ノ場所ニ於テ、養成サレタノデアル、又最近支那事變ニオケル將校ノ方々ニモ關係ノ深いデアリマス。此ノ土地ハコノ様ナ名譽アル歴史ヲ有スルノデアアルガ、世ノ變遷ト云フベキカ、其處ヘ世間カラ嫌ハレテキル人ヲ一時的ニモセヨ入レルト云フコトニナツタノハ誠ニ不思議ナ因縁デアリマス。

然シ未決ノ拘禁ハ先程モ河邊所長ノ云ハレタ通り普通ノ刑務所ト異リ刑ト云フ觀念カラ全ク考ヲ別ニシテヨイト思フ、ソウ考ヘルト此處ニ出來タノガ必ズシモ過去ノ名譽ヲ汚スモノデナイト思ハレル、私ハ更ニ一ツノ希望ヲモツテキル、刑事事件ハ今日デハ警察、檢事局、裁判所ニヨリ始メテ解決サレテ居ルガ、即チ罪アルモノハ必ズ罰スルト云フ原則ノ下ニ刑政ガ行ハレテ居ルヤウデアアルガ私トシテハ、罪アルモノデアツテモ必ズシモ之ニ刑罰ヲ加ヘナイデ何トカ他ノ方法デ解決シテ行ク處ニ大キナ刑事政策ヲ樹立セネバナラヌノデアアルマイカト思フノデアアル、其處ニ私共ノ將來ヲ考ヘネバナラヌ重點ガアル様ニ思

アノデアル、一言ニシテ云へバ刑事裁判ノ仕事ハモツトモツト縮少サレネバナラヌト思フ、其ノ方針ヲ進メテ行クナラバ、此ノ拘留所ハ遂ニハ無用ノ長物トナルガ、私ハソレヲ希望スルノデアアル、コレハ私一個人ノ考デアアルガ、コノ拘留所ガ將來或ハ社會事業ノ會館ニ或ハ市民ノ娛樂所、修養所トモナルヤウナコトニナルナラバ、名譽アル將士ノ養成サレタト云フ此ノ地ノ沿革ニモビツタリト添フ事ニナル、私ハ少クトモ此ノ拘留所ノ中ニ仕事ヲサレル人、又之ニ關係シテ仕事ヲスル方々ガ、私ノ申ス事ニ多少デモ理窟ガアル賛成ダト云フ人ガアレバ、セメテコノ様ナ清新ナ建築ト種々ノ施設ノ改善サレタ如ク、大イニヤツテモラヒ度イ、

全然刑罰ト言フコトカラ離レタ場所デ、又ソウシタ觀念デ仕事ヲシテ頂イタナラバ、ソレハ獨リ職員トシテ氣持ガヨイバカリデナク、國家進展ノ上ニ大イニ意義アル事ト思フ、甚ダ簡單デアリマスガタビコノ二點ヲツケ加ヘテ祝辭ノ一端ト致シマス

祝 辭 愛知縣知事

本日茲ニ名古屋拘留所ノ新築落成開所式ヲ舉行セラル、ニ當リ不肖亦席末ニ列シ一言所懷ヲ述ブルノ機會ヲ得タルハ寔ニ欣幸トスル所ナリ願フニ拘留ハ刑事被告ノ對シ裁判審理上證據ノ保全ト逃走トヲ防止センガ爲メ已ムヲ得ザルニ出デタル手段ナリ故ニ其ノ身體名譽ノ保全ニ就キテハ充分ナル留意ヲ要シ其ノ處遇ニ當リテハ最善ノ方策ヲ講ズベキハ言フ俟タザルベシ舊拘留所ハ建築以來相當ノ年月ヲ經過シ時代ノ進展ニ伴ハズ

之ガ改築ヲ要望セラレツ、在リタル所ニシテ當局素ヨリ既ニ其ノ必要ヲ痛感セラレ多額ノ費用ヲ以テ新拘留所ヲ建築セラレ本日茲ニ落成ヲ見タルハ洵ニ時宜ヲ得タルモノト謂フベシ今其ノ構造ヲ看ルニ通風採光設備等各般ニ互リ完備セザルハナク内容外觀共ニ清新明朗叙上ノ目的達成ニ遺憾ナキヲ信ジテ疑ハズ由來檢察裁判行刑ハ未決拘禁ノ完璧ニ因リ其ノ成果ヲ發揮シ刑事政策有終ノ美ヲ收メ得ルモノト確信ス庶クハ職員各位ノ益々御健闘アラソコトヲ

祝 辭 名古屋辯護士會長

名古屋拘留所新築竣工シ茲ニ落成並開所式ヲ舉行セラル、ニ方リ御寵招ヲ辱ウシコノ盛儀ニ列シ名古屋辯護士會ヲ代表シテ祝辭ヲ述ブルノ機會ヲ得タルコトハ私ノ光榮且ツ欣幸トスル所デアリマス名古屋刑務所ヨリ未決拘留所ヲ分置セントスル問題ハ多年ニ互ル懸案デアリマシテ之レガ實現ハ多數官民ノ冀望シテ已マザルトコロデアリマシタ、我名古屋辯護士會モ亦司法事務進歩ニ人權尊重ノ點ヨリ見テ夙ニ其ノ必要アル事ヲ痛感シ大正十三年以降當局ニ對シ屢々之レカ實現方ノ建議ヲ爲シ來リマシタ處、縣市會並ニ各方面ノ有力ナル御協力ト相俟ツテ倅ニモ當局ノ認メラル、トコロトナリ茲ニ之レガ實現ヲ見ルニ至リマシタ事ハ洵ニ慶祝ニ勝ヘナイ次第デアリマス、人權ノ尊重スベキコトハ憲法ノ保障スルトコロデアリ又罪否未定ノ被告人ニ對シテハ丁寧親切ヲ旨トスベキコトハ刑事訴訟法第三百五條ノ明定スルトコロデアリマスガ名古屋刑務所從前ノ實狀ヲ見マス

ルニ拘留場狹隘ナル爲メ社會上相當ノ地位身分ヲ有スル者ニ對シテモ其レニ對應スル處遇ヲ爲シ得ザルノミカ時ニ或ハ勞役場留置者ノ收容房ヲ拘留場ニ流用シ以テ過剩人員ノ收容ニ一時ヲ彌縫シ居タルガ如キ實狀ニアリ未決拘留人ノ處遇ニツキ衛生上缺クル所ガアリマシタノミナラズ人權尊重ノ點ヨリ見ルモ甚ダ遺憾ノ點ガ存シタノデアリマス。然ルニ新築ノ拘留所ハ最新式建築様式ヨリナル宏壯ナル建物デアリマシテ加フルニ採光換氣其他ノ諸施設モ亦完全致シテ居リマス、コノ拘留所新設ニヨリ從來拘留場狹隘ノ爲メ刑事被告人ノ蒙リタル精神上ノ苦痛及衛生上ノ缺陷ガステ除去サレ且ツ未決拘留者ノ地位境遇ニ順應シテ適宜ノ處遇ヲナスコトヲ得延イテ人權尊重ノ實績ヲ擧ゲ得ルニ至リマシタコトハ誠ニ慶賀ニ勝ヘザル次第デアリマス、申ス迄モ無ク人權ヲ尊重擁護シ正義ヲ顯現シ以テ國家社會ノ安寧秩序ヲ維持スルコトハ我々在野法曹ニ與ヘラレタル一大使命デアリマス、故ニ本拘留所ノ分置新設ハ在野法曹全體ノ立場ヨリ見ルモ大イニ意義アリト言フベク一層喜ノ感ヲ深フシ衷心ヨリ祝意ヲ表スル次第デアリマス

祝 辭 全國刑務所長代表

本日司法大臣代理瀧川閣下ヲ始トシ多數閣下諸賢ノ御貴臨ヲ悉ウシ茲ニ名古屋拘留所新築落成並ニ開所式典ヲ擧ゲラル、ニ際シ不肖其ノ席末ヲ汚シ參列ノ光榮ニ浴スル事ハ衷心感激ニ堪ヘザルトコロデアリマス

ルト申シマス私共其職ニアル者ハ何レモ未決拘禁方法ノ理想化ヲ要望シテ止マザル事ハ多年デアリマス、ソハ唯單ニ檢察裁判行刑ノ好影響ヲ考慮スルタメノミニ非ズシテ全ク人道上ノ問題ヲ考フルガ故デアリマス、即チ未決拘禁ノ適否設備ノ是非ヲ以テ影響スルトコロ大ナルガタメデアリマス

今ヤ時代ノ流ハ俄然日支事變ヲ契機トシ諸般ニ互リ昭和維新ノ理想化斷行ヲ要望シテ止ミマセン否着々トシテ實現セラレツツアル事ハ諸賢各位ノ已ニ御承知ノ通りデアリマス。我が行刑界ニ於キマシテハ曩ニ理想的新莊ノ東京拘留所ノ落成ヲ見今又中部日本代表都市名古屋市ニ於テ在朝在野各位ノ要望ヲ實現シテ間然スル所ナキ維新拘留所ノ竣工ヲ本日見ルニ至リマシタ事ハ誠ニ慶賀至極ニ存ズル次第デアリマス

恐クハ此ノ東京、名古屋ノ二大理想の最新式拘留所ノ落成ハ全國各地ノ先驅トナリ、全日本ヲ通ジテノ拘留所ノ維新ヲ促進スル力トナルデアリマセウ其ノ外貌ト内容トノ徹底的明理化ハ收容者ノ精神的ニ肉體的ニ及ボス影響ノ大ナル事ハ勿論デアリマス。從ツテ檢察、裁判、行刑ノ維新化ニ好影響ヲ招來シ引イテハ全ク國家ノ司法權ニ對スル國民ノ信賴ト國法ノ尊嚴ヲ愈々厚カラシメ以テ、銃後國家ノ明朗化ヲ招來スルコトヲ信ジテ疑ハヌ次第デアリマス。

終ニ臨ミ當拘留所ノ將來ニ國家奉公ノ活躍ヲ祈願スルト共ニ冀クバ我々刑務ノ職ニアルモノ、タメ在朝在野諸賢各位ノ變ラザル御指導ト御援助ヲ寄セ賜ハランコトヲ

些カ蕪辭ヲ述ベテ祝辭トナス

殉國の英靈

姫路少年刑務所看守部長
陸軍歩兵上等兵

故 山口一郎氏



故山口一郎氏は客年八月二日充員應召、勇躍出征し第一線に奮戦中偶々本年

四月二十四日徐州〇〇方面の激戦に於て、敵の迫撃砲弾を受け壯烈なる戦死を遂げられた。
故人は姫路市御立の出身にして本年二十七歳、幼にして父を喪ひ弟妹を扶けて母に仕へ常に孝養を怠らず郷黨での模範青年であつた。昭和八年入營し現役中には滿洲事變に出動、赫々たる武功を樹て上等兵に進級、精勤章並に善行證書を附與せられ勳八等白色桐葉章を賜つた勇士

である。昭和十年十二月十七日姫路少年刑務所看守を拜命するや恪勤精勵克く職責を全うし殊に教練係を命ぜられ熱心に當り七百有餘の少年受刑者より嚴父慈母の如く慕はれ質實剛健にして前途有爲の少壯刑務官で戦死當日の日附を以て看守部長に昇進された。因に遺族は母堂並に應召二ヶ月前に結婚された若き未亡人の他未だ幼き弟妹の四人暮である。

臺北刑務所看守部長
陸軍歩兵上等兵

故 小池三藏氏



故看守部長小池三藏氏は、本年三月十七日中支方面の戦闘に於て、勇躍身を挺して勇戦力闘中あたりに迫撃砲弾の命中する處となり、名譽の戦傷を受けられた。爾來宜興野の病院にて手篤き看護の

甲斐もなく護國の鬼となられた。
氏は昭和二年歩兵第四七聯隊に入隊、伍長勤務上等兵として成績拔群、除隊後、豪後同四年十一月臺北刑務所看守拜命、氏は大分縣出身宇佐中學を四年にて中途退學、資性剛毅明朗、將來を囑望せられた人。享年三十三歳。

廣島刑務所看守部長
陸軍歩兵上等兵

故 淺野勅登氏



故淺野部長は岡山縣淺口郡大島村に呱呱の聲を擧げ、昭和六年三月岡山縣金光中學を卒業、同八年一月現役兵として歩兵第十聯隊に入隊、同年二月事變勤務の爲め渡滿、同九年七月歸休退營家事に従事し居たる處、同十二年二月二十七日廣島刑務所看守に任ぜられ教習科程卒業後尾道刑務支所へ轉任勤務中支那事變勃發するや、同十二年八月二日勇躍應召出征し各地に

轉戦奮闘せられしも、同十三年四月二日〇〇方面の激戦に於て敵砲弾の爲め全身に砲弾破片傷を受け遂に護國の神となられた、同日附看守部長に昇進。享年二十七歳。
同氏は、眞摯熱烈にして、看守奉職以來恪勤精勵勤務成績優秀將來を囑目せられて居た。

大阪刑務所看守
陸軍歩兵伍長

故 中原榮吉氏



昨夏支那事變勃發するや、召されて征途につき、〇〇本部隊に屬し、分隊長として北支の廣野に轉戦中、本年四月二十六日〇〇〇〇東北方〇〇〇を夜襲の際、敵陣に突入し猛戦中不幸咽喉、兩胸、其他全身に數發の敵彈を受け、壯烈なる名譽の戦死を遂げられた。
君は鳥取縣東伯郡由良町に生れ、昭和六年現役兵

として松江聯隊に入隊、引續き滿洲事變に出征、戦役の功に依り勳八等に叙せられ白色桐葉章を授けられたる勇士である。
昭和十二年大阪刑務所看守に任ぜられ、爾來和歌山刑務支所勤務として精勵恪勤し、前途有爲の刑務官として囑目せられたるもの、享年二九。

名古屋刑務所看守部長
陸軍歩兵軍曹

故 牧野良徳氏



故牧野良徳氏は昭和七年十二月滿洲國獨立守備隊に入隊、國境警備の大任を果し累進して歩兵伍長となり同九年十二月滿期除隊するや翌十年十二月名古屋刑務所看守を拜命、精勵恪勤中、今次事變の先陣を承つて勇躍應召壯途に上り、〇〇敵前上陸以來幾多の激戦に参加し、其の間二回の戦傷を蒙りたるも白衣の歸還を拒絶し三

度戦線に立ち、彼の〇〇大會戦に於て六月四日、〇〇の地點にて惜しくも護國の人柱となられた。
戦死と同時に看守部長を命ぜられたが同氏は齡二十七歳、未だ春秋に富む有爲の青年刑務官吏であつた。

甲府刑務所看守部長
陸軍歩兵伍長

故 堀内巖氏



故堀内部長は客年九月應召勇躍出征の途に上り、〇〇部隊に屬し上海方面に出動早々戦傷を受けられたるも全癒し、再び戦線に加はり赫々たる武功を樹て活躍中、本年四月二十四日〇〇〇〇方面の激戦に於て、不幸頸部並に腹部の貫通銃創を受け、遂に壯烈なる名譽の戦死を遂げらる。
氏は昭和九年一月現役志願として歩兵第四十九聯隊に入營、無線電信教習所に派遣、無線電信科一級技術證明書を附與

せられ歩兵上等兵に進み、昭和十年十一月現役満期除隊、昭和十二年二月甲府刑務所看守拜命、資性温厚職務に精勵前途を嘱目せられたる有爲の青年刑務官であつた。戦死當日付を以て陸軍歩兵伍長に昇進看守部長を命ぜらる。

享年二十五歳。

福岡刑務所看守部長
陸軍歩兵伍長

故 柴田彌太郎氏



君は福岡縣筑紫郡岩戸村の出身、昭和九年一月福岡歩兵第二十四聯隊に入營、除隊後昭和十一年七月十四日福岡刑務所看守拜命、翌年一月七日土手町刑務支所勤務を被命、爾來同所戒護係として恪勤精勵實直にして進取の氣象に富み、上司並に同僚間の信望篤く、模範看守として將來を

期待せられしに、今事變勃發に依り昨年十月應召勇躍征途に就き、〇〇附近の戦闘に於て赫々たる幾多の武功を残し、本年五月八日の激戦に分隊長代理として勇敢にも全身を乗出し、敵前に於て射撃指揮中不幸敵の一弾は君の頭部に命中し、駆寄る戦友の腕に凭れ幽に 陛下の萬歳を唱へつゝ悲壯の最期を遂げられた。因に同君には出征後出生の洋子さんがある。享年二十六歳。

秋田刑務所看守部長
陸軍歩兵准尉

故 佐々木金治氏



故佐々木君は昨年〇月〇日〇〇部隊〇〇隊に編入勇躍出征、爾來北支の廣野に轉戦奮闘を續けたる處本年四月二十八日山西省〇〇〇〇高地の激戦に於て、斥

候長として敵偵察並に敵右翼の大力制壓の命を受くるや勇躍快速なる行動を以て敵陣に進撃克く偵察の重任を果し拔群の武功を樹てられた。引續き進撃中、不幸敵彈の爲胸部を貫かれ壯烈無比なる名譽の戦死を遂げられた。

因に同君は秋田縣仙北郡荒川村宇水澤の出身で當年三十五歳大正十四年一月現役志願として歩兵第〇〇隊入隊、昭和二年歩兵軍曹に昇進、昭和六年十一月滿洲事變に出征、同年十二月チ、ハル附近の戦闘に於て左下腿部に貫通銃傷を負ひ、翌七年十月公傷の爲現役免役、この戦功に依り勳七等青色桐葉章を授けらる、昭和九年五月秋田刑務所看守を拜命、爾來恪勤精勵極めて優秀なる刑務官として大に將來を嘱望されてゐたが、今次事變勃發と共に出征昨年十一月曹長に昇進、更に今回准尉に昇進し、尙戦死の日附を以て看守部長に昇進したのである。遺族は兩親、未亡人の外一男一女がある。

★ ★ ★



刑務所便り

水害現地報告

神戸刑務所

是は餘りにも生々しい記録であり、苦闘した私一個人の體驗談でもありません。其の日、昭和十三年七月五日。

數日來の降雨、陰鬱な天候を仰いで雲行の怪げなるに、益々降雨の激しきを知り得れど、誰か今日の此の神戸市の惨狀を豫測し得たか。唯、暗澹たる六甲連山の煙るを見て重苦しい氣分に震はれつゝ、在りし折も折、四日朝來より五日未明に掛けて、一晝夜の豪雨は沛然として凄愴な戦慄をさへ覺えしめた。

午前九時、當日は戒護課長、北海道出

張中、典獄補並に戒護看守長は、應召出征兵見送の爲め神戸驛頭に在りて不在、收容者九一三名の戒護の重責を感じつつ、構内の降雨被害状況を視察、巡回を終りて自席へ歸りし時、所長より降雨被害を問はれ、構内異狀なき旨報告、二、三の注意事項を承りて戒護に歸りし刹那、表門立番よりの興奮せる報告は「表門外溝渠氾濫し道路上五寸、刻々増水の傾向あり、且つ構内に浸水せんとす、至急警備を頼む」と告ぐ。

扱てはと矢庭に玄關に走り出して眺むれば、五分程以前の巡回時とは打ち變り、表門路上を迸る水流は矢の如く玄關口に殺到、忽ち一面濁水の巷と化し去らんとす。

此處に於て直に非常警備の意を固め、折から歸宅準備中の非番看守を召集指揮し、工場より受刑者五十名を選抜、自ら指揮しつゝ柔道道場の疊、數十枚を剥ぎ、濁水を蹴つて表門に運搬、鐵格子に結び付けたるも濁流は刻々増水、凄じき

怒號を擧げて殺到、さしも頭丈を誇る表門々柱及び鐵格子をも押し倒さん勢に、愈々事の重大なるを知り續いて交代休憩中の看守及受刑者五十名を動員し、炊事倉庫より米空俵を搬出、構内全所に涉り既に五寸餘の浸水なるを以て土砂を得るの途なく、依つて炊事用の石炭を之に詰込み、配食車にて水煙を擧げて搬出、積重ね防水に死力を盡しつゝあり、時に午前十時三十分、構外と構内の水深差五尺餘、爲めに水壓は我等が必死の肉壁をも打ち破り貫き倒さんと、勢益々熾烈、増水に増水を重ね、人力と自然の激しき闘争の眞中、嗚呼、絶叫とでも稱せんか哀切號泣、未だ今日にして尙、耳を打ち、心を慄へしむる程の悲鳴隨所に起り、瞬間、外塀外を物凄き濁流に吞吐、流れ去る人影、「ア、」と切齒する暇もあらばこそ、上流より二人、或は三人、激流に吞吐さるゝ人を見て、防水作業に死闘しつゝ、在りし職員、受刑者は我を忘れて奔流に飛び入り、流木を避け、濁水を抜

き切つて之を助くる姿。

あゝ神ならずや、否人なり。是唯人間本然の姿、見る我にして感涙滂沱、止むる能はず、疲勞困憊の救助者被救助者を安全地帯に引き上げつゝ、聲出でず。熱涙を飲んで固く握りしめて感謝するのみ。我にして戒護指揮の重責なくんば水泳に絶對の自信を有する我、死するとも救助に乗り出さんも、如何せん、今は千餘の收容者の生死に關する危局、徒に一命を得て千命を失ふの誤事を許されず、涙をふるつて部下をして激流中に馳驅せしむる悲痛、胸に拜手して部下の安全なるを祈る。斯くする内、尙時々刻々の増水は遂に構内二尺、構外に於て九尺、水深差實に七尺、文に綴る愚しさとは此の事、餘りなる是の當時の狀況は言語に絶する等の文字を遙に超越し、體驗せる者に於てのみ想ひ、語り得る境地なり。

我等は斯くして完全に白然の暴威を遮蔽し續けた。然るに何ぞ、此の人力と自然の闘争も遂に、午前十一時二十分に至

り意外の終局を見せるに至つた。

外塀上に立ちて暫時の形勢を觀望せんとしたる折、水深差七尺の重壓は、嗚呼、遂に厚さ三尺餘、煉瓦建の北外塀五十間を瞬時にして倒壊せしめた。揚る水煙と百雷の落つる響、ハツと呆然自失も道理、誰かこの外塀が、三尺餘もある外塀が倒壊の危機に在りと夢想だにしたりや。

「收容者」と電撃の如く頭中を擦過した時、思はず「收容者を開放せよ」と叫んだ一語、今の今迄、防水に必死の力を奮ひ、極度に疲勞せる職員、受刑者は忽ち飛燕の如く監房に、工場に走り、開放開放と連呼し開錠に全力を擧ぐ、構内に浸入する濁水は崩壊せる外塀を越えて瀑布の如く奔流、十餘分にして全構内は水深十尺となる。

職員は、受刑者は、互に抱き相助け、屋上へへ／＼と逃れ、暫し呆然と満水の所内を眺むる有様、如何に重要なりと雖も何物を取り出し得べきか、否身をも危険

に暴露の狀に在り、僅に身を持つて逃るのみ。

「萬事終りしか」悲しくも瞑目して待つ此の時の如何に永き事か、過去に於ける幾多の事實が幻像の如く頭中を去來して止まず、逃れ得ずして監房に、工場に閉ぢ込められつゝ、惨死せる姿、其の斷末魔の姿、顔、腫、私は狂はんばかりの苦悶、焦燥に胸を掻きむしられつゝ、次第次第に集る部長、擔當看守の報告を待つ。遂に最後の一人より「全員開放」の報告を受けた時の歡喜、安堵、涙をのみ、唇を噛み、ジツと壓へ立たんとするも能はず思はず屋上に腰を落して涕泣す。

折も折避難し來れる一受刑者、軍需作業の防水外套をソツと我が背に掛くるも、何ぞ甘んじて是を着用し得るや。全員殆んど濡れ鼠となりて雨中に立ち盡す有様、私は靜に厚意を謝して、その受刑者に着せしめんとするに「看守長殿は命の恩人です、今此處で病氣にでもなられては誠に申譯なし」と一言、何たる言葉

ぞ我は最早、涙を以て答へ黙々として、其の厚意を受く。

横臥中の三十餘名の病者すら、醫務課員の必死の努力に依り救出し得たりしは何の喜びぞ、一人にて二人を背負ひ、或は狂人を勞はりつゝ、避難する姿、是が受刑者として嫌惡せられ、苦呻する人の姿か。

午前十一時五十分、遂に構内に於ける最深、十一尺、忽ち南外塀と表門は内部よりの水壓と激動に全壊、こゝに全く所内は自然の翻弄する儘に放任するの止むなきに至つた。

されど見よ、周圍民家の如何に慘たるや、外塀に押し潰された家屋の下から、或は激流の中から咆哮にも似た悲鳴と死前の姿に、漸く屋上に避難したる職員、受刑者は人間として何ぞ之を默視し得べきや、蹶然起ちて、流木の奔流に溢るゝ危険を度外視し、相次いで水渦の中に飛び込んで行く、壯絶と言ふべきか、悲絶と言ふべきか、同じ同胞として死を共に

せん意氣、正に賞すべく、感謝の辭なし。

午後二時に至り降雨、漸く止みたるを以て、全收容者を屋上傳ひに集合せしめ點檢す、然るに何ぞ、嗚呼、死者一名、重傷一名、行衛不明一名を數ふ、如何したらんと尋ねるに、屋上に迷れたるも不運に濡れたスレート瓦に足を捉られ、再び濁水に轉落、流水中の散亂せる木工素材に胸を強打して即死、同じく眼部を強打して重傷、他の一人は目撃したる同囚の談に依れば、溺れんとする幼兒を救けんと激流中に飛び入りたるも、不幸激流と流木中に其の姿を見失ひたる由(當人は翌日正午支所に出頭す)深く安否を氣遣ふと雖も今は既に術なし。

然して最早、個人の職責を論ずる場合に非ず、直に幹部を集め、非常會議をなし、外部との交通連絡の途を講ぜしむるを第一義とす。收容者は勿論、職員と雖も未だ晝食を喫せず、空腹と濡れたる被服の寒氣、夕暮を控へて焦燥、事の緊急

重大なるを覺えると雖も、如何せん、四圍濁水、濁流滔々として連絡の方途なし。午後二時五十分に至り、漸く決死隊員の奮闘に依り、消防用梯子を持ち出すを得て外塀上より民家に架し、屋根傳ひに堤防に出ざるを得たり。

後、間もなく典獄補一行も歸所、途中に於ける市中の洪水模様を語り、如何にして收容者を安全地帯に移送するかに付き擬議、早速に支所に傳令を派し打合せ、全員を橋通支所に移送する事に決す。

時に四時三十分、愈々、全員一致、此處に無戒具にて壹千餘名の受刑者を移送するの大冒険を敢行する事となつた。先づ十名を一組とし、看守をして前後を守らしめ、外塀上を遅々と渉らせる事一町餘、それより梯子を傳ひ民家の屋上傳ひに、トラックの駐車地點に出で四十名を一班として乗車、愈々第一便を發す、市中は當時、全くの混亂狀態、各道路は氾濫、浸水數尺、爲めにトラックは避難民

を分け、高地を選び、左右曲折し數町の移送に約一時間を費して漸く第一班を收容し終るの状態なり。

全市に渉る大水害は、例へ重大なる移送と雖も、他所に應援を求むるの途なく、終始獨力之を完行すべき餘儀なき有様なれど、全收容者は、唯一語の罵言、不平を發せず黙々として職員に命に従ひ、從順、徹底、護送の危険は些少も感ずる處なく、午後九時に至り、百數十名の受刑者を明日の復興作業の工夫として作業製品庫屋上に残し、漸く移所を完了するを得たり。

然るに、亦々安堵の暇もなく、打續いて鳥原水源池決潰の危機との報、頻りに至るを以て職員移所に決し、極度に疲勞せる職員を激勵、月無き暗夜、豆ランプを唯一の燈火として爪先にて道の安全を探りつゝ、遂に午後十一時四十分に至りて、全く完行するを得たり。今にして考へ想ふに、誠に戰慄すべき危険と雖も、當時に於ては、職員受刑者共善く四圍の

狀況自己の立場を理解し、日本人として本然の姿に立ち返りて一糸亂れざる統制に服し、無事なるを得たるは、同災に遭ひて阿鼻叫喚、混亂捨收の方途なかりし周圍社會の現状に照し合せて、神戸刑務所として誇るに足るべく、全職員の面上には期せずして歡喜の微笑さへ浮び上つた。

同夜は全職員徹宵警戒、靜に外堀上に立ちて、轟々たる激流の響を聞き、飛び交ふ職員の携帶する豆ランプの燈を眺め、一瞬にして潰滅し去つた神戸刑務所の姿に、感慨無量、新任僅に二ヶ月餘にして、直接此の慘事に逢着した私として、自己が自然と人生の歴史の一頁に躍つた事を誇ると共に、此の事實は尊い體験人として永遠に生し續け度いと思ふ。さあれ、人間の姿は結局に於て、始めて純眞で在つた。斯の如き渾然一體、一致協力の偉大なる姿は神戸刑務所の存在を斯界に輝かしむると共に、其の平素に於ける訓練は、此處に結實して、今燦然と

光芒を放つて咲き香つて居る。

思ひ出の日を去る五日間、今や窓外、泥土尺餘の構内には、數百の受刑者がスコップを奮ひ、モッコを擔ひ汗と土にまみれて槌音高く、神刑再生の唄を奏でて居る。その意氣、その掛聲を聞きつゝ、私はこの文を草しつゝ、最後に私は、常に若輩の私の命を守り續けて呉れた職員と受刑者に、滿腔の感謝の思ひを致して擱筆する次第であります。

(文責 筆者)

水害報告

橘通刑務支所

本月四日數日來の雨は、篠を衝く如く沛然として到り、翌五日午前十一時に至り最高頂に達し、二十四時間の坪當り實に廿一石餘神戸測候所開設以來の豪雨であつた爲、神戸市内の河川は忽ち汎濫して、人家を倒壞、橋梁を呑み、かくて市内は溺死、埋没等算なくその慘狀言語に

絶した。當支所に於ても當日午前十時半本支所間三本の電話何れも不通となり、爲にその危険を察知憂慮して本所との連絡をとるべく支所長外三名即刻輕裝して出發したるも、何れの通りも水勢急にして、通行不可、依つて裏山傳ひに行かんとして、山際より本所を望見するに、屋上に收容者の避難せるを見て愈々焦慮し、あらゆる危険を冒して泥水、奔流中を突進し、本所の附近に到達せるも、外堀は上部より約三尺を餘す迄に浸水の有様に施す術なく、途次の交番より警察電話を以て支所受刑者を總動員し、多量の焚出しを命じ、更に外堀、流木を利用して、本所に到り、時正に午後三時半。

茲に始めて本所との連絡なり、處置打合せを終り、市バス一臺、トラック二臺に依り翌日午前〇時三十分迄に全收容者九一二名を當支所に避難收容した。

支那事變一周年記念行事

福岡刑務所

昨夏七月七日北支の一角に蘆溝橋事件の突發以來、こゝに早や一周年を迎へた。この記念日に於て赫々たる皇軍の戦果を回顧し、國を擧げて諸種の記念行事を実施し、前線將士の勞苦を偲び、其の武運長久を祈願し、戦歿將士の英靈を弔ひ、時局の認識を新にし、學國一致戰時體制を益々鞏固にし、聖戰所期の目的に向つて邁進せんとすることは、洵に意義深き催しと謂はねばならぬ。當所に於ては、六月七日往第一五六七號秘書課長御通牒の御趣旨に基き、左記の通記念行事を実施した。

當日午前十一時四十分職員收容者全員遙拜所前に參集、先づ國旗掲揚式を行ふ。

指揮者の號令に依り一同不動の姿勢、一齊に國旗に注目すれば、剽唳たる喇叭の音につれて國旗は竿頭高く掲げられた。折柄の南風に翩翩としてハタメク國旗を仰ぎ見る一同の眼には、感激の涙さへ光つて居る。

次で一同遙拜を行ひ戦歿將士の追悼並出征將士の武運長久祈願祭に移り、當日招聘の當地紅葉八幡宮社司の修祓祝詞奏上、所長、職員總代、收容者總代の玉串奉奠一同列拜終れば時恰も正午「サイレン」を合圖に一齊に黙禱に入つた。

北の日霖雨漸く霽れて、朝來快晴灼くが如き眞夏の炎天下に直立し、流るゝ汗をものともせず、一同感激に滿ち終始いと嚴肅裡に式を閉じた。

外堀を隔て、百道の松の緑も一入濃く、颯沓たる松風は矢石の聲かと疑はしめるのである。

是より前本月三日免業教誨席上、所長は一般收容者に對し、記念行事を豫告し併て其の趣旨を説示し置き、記念當日には職員收容者共一榮主義を勵行したが、些の不平の色なく、全衆時局の認識を新にし一段の緊張を加へ、銃後奉公の誠を致さんことを決意せるものゝ如く、即日獻金を申出たる者二百三十一名、其の金額四百拾九圓貳拾九錢であつた。

猶所長は職員一同を代表して、出征職員に對し、左の慰問狀を發送し、又高等官同待遇者は各金貳拾五錢、判任官同待遇者（看守を除く）は各金拾五錢、看守部長以下各金拾錢を醸出して、戰歿職員遺族並應召職員家族に對し聊か慰問品を贈呈した。

そして夜間は日勤看守退廳時より職員一同俱樂部に集り、座談會を開催し、出征歸還職員の實戰談を聴くことゝしたが、其の語るところ實に壯烈凄絶眞に皇軍奮戰の狀を眼前に彷彿たらしめ、聴く者をして深く感激せしむるものがあつた。

拜啓 時正に盛夏江南江北の酷熱如何ばかりかと御察し申上候
此の時に當り諸士は各地に轉戰或は水に入り或は草に臥し困苦缺乏に堪へつつ硝煙彈雨の間を馳驅して暴支膺懲の聖戰に奮闘せらるゝ御勞苦に對し職員一同感謝に堪へざる處に御座候
聖戰既に一星霜を閲し戰線は愈擴大而

報國貯金申合

福島刑務所

當支所職員は事變勃發以來時局の重大性を深く認識すると共に本年二月行刑局申合事項に則り互に精神の緊張を圖り保健衛生に關心を持し物資の愛護に心懸け廢物の利用日常生活に於ける冗費を省き諸事節約を旨としそれに依りて得たる經濟餘力は報國のため貯蓄し銃後の國民として責務の一端を竭さんとの議一決し、從來採り來たる義務貯金の外客年十一月より新たに職員並に其の家族を含めて三年間据置の報國貯金を申合せたるところ七十一名の賛同あり各々月收高に應じ最高十五圓より最低五十錢の範圍にて競ふて勤儉力行を續け皇軍將士の尊き犠牲に對し眞心より感謝し銃後の護りに缺くる處なからむことを期したり。然るところ國民精神總動員に基き今回更に國民に勤儉貯蓄獎勵の爲め本日より強調週間を實施せらるゝに該り既に貯蓄報國の一端を

も皇軍の意氣益々軒昂向ふ處敵なく戰へば勝ち攻むれば取る、早や武漢攻略も近きにありと報道せらるゝ今日彼は未だその蒙を悟らず我軍の仁義を解せず徒に抗戰を策し禹域四億の蒼生をして戰禍の巷に彷徨せしめつゝあり誠に黄河決潰の如き其の愚其の暴俱に許さざる處に有之候

東洋永遠の平和確立の大理想に立脚せる皇國の眞意争でか天に通せざらん、必ずや 皇恩四百餘州に光被し長江水悠悠として流れて盡きざるが如く永遠に東洋平和確立の日は近きにあるを確信致候

現に蔣政權は早既に秋風落莫民心離反辛ふじて餘喘を保ち居るに過ぎず而して新政權は次々に成立し日華提携の實を擧げつゝ有之殊に旭旗翻る處支那民衆は雀躍して皇軍の仁義に歡喜しつゝあるの狀は何を物語るものに候ぞ
上御一人の御稜威は固より亦以て諸士忠烈の賜にあらずして何ぞや銃後國民

の齊しく感激措く能はざる處に御座候然りと雖も所期の戰果を收めんには未だ以て必ずしも樂觀を許さず實に今後に於ける國民の努力に繫り眞に「是からが大和魂の見せどころ」と存じ宜しく前線銃後打つて一丸となり皇運を扶翼し奉り所期の目的貫徹に邁進せざるべからざる處と信じ申候本日は恰も事變勃發一周年に相當致候我等の忘れんとして忘るゝ能はざる此の記念日に當り銃後強化の方策として學國各種の行事實施せられ當所に於ては別紙の通り記念行事を實施し以て遙かに諸士の赫赫たる武勳を讃へ且つ御勞苦を御慰び申上候

希くは各位一層御自愛東洋平和の爲御奮闘御願申上候茲に一周年記念日に際し職員一同を代表し一書を呈して以て貴下の御勞苦を感謝し併而御武運の長久を御祈申上候
敬具

支那事變 一周年記念日 遙拜所ニ於ケル默禱 福岡刑務所

ノ美風ヲ涵養シ貯蓄心ノ獎勵助

長ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第三條 本會ハ福島刑務支所職員ヲ以テ之ヲ組織シ福島刑務支所職員ハ

總テ本會會員タルモノトス但囁

託員ハコノ限リニ非ラス

第四條 本會員ハ第二條ノ目的達成ノタ

メ毎月俸給給料ノ支給ヲ受クル

際各自金五拾錢ヲ貯金スルモノ

トス

第五條 毎月ノ貯金ハ會員ヲ代表シテ會

長名儀ニテ郵便貯金若シクハ確

實ナル銀行ニ之ヲ預金ス

第六條 會員ノ貯金ハ在職中如何ナル理

由ニ因ルト雖モ拂戻ヲナササル

モノトス

第七條 本會會員タルモノ退職死亡轉勤

ノ場合ニ於テハ其際積立タル總

金額ニ相當スル額ヲ拂戻スモノ

トス

第八條 毎年度ニ於ケル預金ノ利子ハ會

員ニ分配セス其ノ利子高ノ程度

ニ依リ之ヲ福島刑務支所職員規
約第七條ノ會費ニ充テ相當期間
同條ノ會費ヲ徴收セサルモノト
ス但職員會費ヲ徴收セサルモ
ノニ付テハ其都度之ヲ考慮シ猶
年度中途ノ退職死亡轉勤者ハ其
期間ニ於ケル利子ハ之ヲ寄附ス
ルモノトス

第九條 本會ノ役員ハ福島刑務支所職員
規約第四條ノ役員ヲ以テ之ニ充
ツ

第十條 會長ハ毎年一回會員ニ對シ收支
ノ決算ヲ公示ス

第十一條 本規約ノ改正ハ會員總數ノ二
分ノ一以上ノ賛成アルコトヲ要
ス

第十二條 本會ノ解散ハ會員三分ノ二以
上ノ賛成者アルコトヲ要ス

附則

本會ハ國民精神總動員貯蓄報國強調週間
實施ノ昭和十三年六月分ヨリ之ヲ施行ス

支那事變一周年記念に
關する新聞記事

岡崎少年刑務所

當所に於ては、支那事變勃發一周年記
念日をトして、記念式その他の行事を催
はし、職員收容者共に銃後の赤誠を披瀝
し收容者の教化に資する處大なるものが
あつた。

左は當地方新聞記事にして御參考迄に
掲げた。

岡崎少刑の事變記念日

今事變勃發以來、職員、收容者が一如
となつて、銃後國民としての麗しい赤誠
を披瀝して來た岡崎少年刑務所では明七
日聖戰一週年記念日を迎ふるにあたり聖
戰の意義を更に新たに認識し銃後の赤誠
を表示する可く左記行事要綱の下にこれ
が記念行事を催しこの意義ある記念日を
おくることとなつた。

△皇軍武運長久並に陣歿將士慰靈祭を

午前八時から所内遙拜所で職員並收容
者全員參列の上執行一式は最敬禮に始
まり國歌君ヶ代の合唱、神宮、宮城の
遙拜、黙禱、勅語奉讀あつて鈴木所長
の訓示、講演の後愛國行進曲を一同合
唱して閉式。

△職員並に收容者中の出征者に對し慰
問品の送附一從來も職員一同々慰問を
して來たが、この際職員は當日禁煙し、
五十錢以内收容者は一錢を醸出慰問金
乃至慰問品を送る、尙これにつけて職
員、收容者はそれぞれ慰問文も送る。

△訓令訓示に基き當日を物資愛護消費
節約デーと定め、各課各係は物資の節
約をなし收容者にはこれが趣旨の勵行
徹底をさせる。

△教誨師は晝食時ラヂオで、教師は授
業時に今次事變の意義を教示、徹底さ
せる。

△七夕祭一の執行當日は七夕祭にあた
るので陣歿將士の靈を慰める可く陣歿
將士にちなんだ俳句、和歌を短冊にし

たため、感謝報恩の念を強固にする
△當日は收容者に感想文を日記帳に書
かせ、尙兩親、知己宛發信を特に許可
する。

日支事變戰病者將士追弔

會執行

長崎刑務所

日支事變は早くも此處に勃發一周年を
迎へた。當所に於ては此の意義深き記念
日を迎ふるに當り、不幸陣歿せられたる
戰病將士の英靈を慰め、併せて皇軍感謝
の誠を捧げる爲、去る五日職員收容者一
同追弔法會を嚴修した。定刻午前八時三
十分一同教誨堂に入場すれば、莊嚴せら
れたる佛前には「日支事變戰病將士
の靈」と書かれたる位牌が安置されてあ
る。今目前に、殉難烈士の英靈を拜した
る一同は、肅として聲なく、自ら哀惜の
念胸を衝き、心からなる感謝の赤誠を捧
げたことであつた。

式は先づ岡田教務課長の此の追弔法會
を執行せらるゝに至りたる開會の辭に始
まり、次で同課長導師にて、阿彌陀經の
讀經、職員收容者代表の燒香あり終つて
更に教務課長の「事變一週年に當つて國
民の覺悟」と題する教誨があり、多大の
感銘を與へて式を閉じた。

因に事變一周年當日は、遙拜所に於て
左記の記念行事を執行し護國の英靈に
感謝の黙禱を捧げ皇軍の武運長久を祈
願した。

- 一、國旗掲揚
- 一、國旗に敬禮
- 一、國歌合唱
- 一、皇軍の武運長久祈願
- 一、護國の英靈に黙禱

以上

廣島控訴院管内教務研究

會開催狀況

乙亥會常任幹事 堀川實然

廣島控訴院管内乙亥會第六回研究會は

六月十二日午前九時より松江刑務所に於
て開催せられた。時恰も梅雨季にも拘は
らず山口、岡山、廣島等の遠隔の地を始め
管内各地より教務關係者多數の出席を得
て誠に盛大なる會合であつた。

定刻に至るや國歌合唱堀川常任幹事よ
り開會の辭あり高野瀬松江刑務所長の挨拶、赤松山陰教區管事の挨拶の後江藤廣
島刑務所長の古代の刑罰思想に就ての講
演、堀川常任幹事より教務課長會同の報
告ありて休憩に入り午後一時再會、廣島
刑務所教誨師吉田順道氏の苦心の統計に
基く「累犯者の一考察」と題する少年刑
務所釋放者の再入狀況を詳述したる研究
發表があり次いで廣島刑務所教務課長堀
川實然氏を議長に推し各所教務課提出の
左記協議事項を協議した。

協議事項

- 一、一ヶ年位ヲ標準トシテ集合教誨ノ題
目ヲ豫メ選定スルノ要ナキヤ、又其ノ
方法如何

(岩國)

意見聴取

二、特殊受刑者教化上特ニ効果ヲ奏シタル教化方法其ノ他ノ事項ヲ参考資料トシテ其ノ都度當該教務課ヨリ他ノ教務課宛通報シテハ如何 (岡山)

可決

三、教誨師トシテ個人教誨總集教誨ノ何レニ重點ヲ置クベキカ各員ノ意見ヲ承リ度シ (松江)

意見聴取

四、毎月兩度ノ教誨ニ資スル教誨ノ徳目ヲ月別ニ制定シコレヲ教案トシテ一貫セル指導精神ヲ確立シ以テ教誨ノ統制ヲ期スル要ナキヤ (鳥取)

第一項ニ併合

五、銃後人的資源充實ノ爲メ釋放者保護善導ニ資スル良策ナキヤ (鳥取)

保護會ト連絡シ善處スルコト

六、短期受刑者教化上特ニ留意スベキ點如何 (山口)

左ノ點ニ留意スルコト
イ 悪風ノ感染ヲ避ケシムルコト

ロ 保護者トノ連絡ニツトムルコト
ハ 假釋放ノ勵行

會員の熱心なる研究討議は時の經つを忘れしめたが既に四時を過ぎ見學の都合もあるので惜しくも協議を打ちきることとなり那須當番幹事より閉會が宣せられ一同打ち揃つて遊覽バスに便乘世界的文豪小泉八雲の舊居並記念館等を見學し晚餐を共にし本會の發展と使命達成を誓ひつ午後九時散會した。雨に明けて雨に暮れたことではあつたが稀に見る有意義な會合であつた。

合葬式 (狀況)

網走刑務所

明治四十四年一月以來昭和九年十二月迄に於て、當所並二見ヶ岡刑務支所收容中不歸の客となれる九十九名の合葬式を、去る五月二十六日當所教誨堂に於て盛大に舉行せり。當日は細雨頻りに降り精靈を迎へ祀るに相應はしく、午後一時恰人の奏でる出仕樂と共に開式、網走

町永專寺住職寺永哲英師を導師として小經讀誦あり香煙縷々として莊嚴極まりなし。

收容者一同は不幸不歸の客となれる同輩の身を偲びてか、何れも涙滂沱たるを見る。

次で所長の弔祭文の朗讀あり、愈々嚴肅の氣堂に滿ち咳聲一つだに發する者なし。次で北海道刑務所長代表の弔辭、北海道帝國大學醫學部長始各來賓の燒香、收容者代表の燒香等ありて、式はいとも嚴肅裡に盛大に終了せり、尙當日式終了後大谷派本願寺布教師小川敏雄氏の「無常迅速」なる題の下に教誨ありて收容者一同に多大の感動を與へたり。

合葬式法要次第

- 一、收容者教誨堂に入堂
- 一、職員入堂
- 一、奏樂
- 一、來賓入堂
- 一、法中出仕
- 一、御導師出仕樂

「五人の斥候兵」の收容者に與へた時局認識の深化、銃後國民としての自覺の宣揚、共に著しきものがあつた。左は彼等の感想の一端である。

感想錄 ○○○番 森 隆(假名)

「五人の斥候兵」
「海行かば水つく屍、山行かば草むす屍……」

今から幾年か前の小學校時代にこの句を教はつた。そして忘れるともなく今日迄私の頭の中から消へてゐたものが、この映畫の中から新にハッキリと記憶に甦つた。透徹した昂奮と感激とが私の良心を間斷なく叩いた。全卷を一貫して流れる祖國愛と友情とが、こよなく強く美しく描かれてゐる。此國民の報國への感激と陛下への感謝は無意識の中に君が代を口にするのである。若し私の今の境遇にして許されてゐたなら私は屹度あのトキーに合はせて高らかに歌つてゐたに違ひない。皇軍への感謝で始めから終り

- 一、總禮
- 一、伽陀
- 一、登高座樂
- 一、小經
- 一、伽陀
- 一、下高座樂
- 一、三重念佛和讚
- 一、廻向
- 一、總禮
- 一、退立樂
- 一、所長燒香並祭文 (北海道刑務所長代表)
- 一、來賓弔詞 (北海道醫學部長並網走町長)
- 一、職員代表燒香 (醫務課長)
- 一、收容者代表燒香 一名 (大谷派本願寺布教師小川敏雄師)
- 一、法話

「五人の斥候兵」に就て

小倉刑務所

感想文 ○○○番 三島春夫

まで私の涙は止度もなく流れるのであつた。五人の斥候が隊長の命令を受けて敵地に乗込むあたりからの移動撮影に私の魂も共に一緒に引張られてゆく感じがしてならなかつた。私にも屹度「出来る」さう云ふ昂奮と自己満足とを強く深い意味で最う一度反省して見ると同時に「出来る」の境遇をいろんな場合に想像して見た。そして私の良心が或物へ向つて突撃を試みる。私はこの突撃を成功せしめた。自らさう希ひもし誓ひもして見るのである。何と云つても斯んな境遇にあつてあんな完成した「映畫」を觀せて頂くと云ふ事に私は心から禮を云はねばならない。この映畫に依つて時局の再認識と國民の覺悟を知るなら、そこには恐らく人間としての良心が動き始めてゐるやうに思はれる。これが瞬間的や短時日のものでない事を私は願ふ。尠くともそれは私の一生を通じての衝動である事を私は深く自覺する。

「五人の斥候兵」

豫て「人」誌を通じて其のアウトライ
ンを行刑局長閣下に依り紹介され多大の
期待をかけてゐた待望の映畫「五人の斥
候兵」を見る。

快ろよいソフトフォーカスに藝術味豊
かな撮影振りを見せ血生臭い戰場から
「人間」皇軍をピックアップした處に私達
の魂を揺り動かす切實なものを感じる。

今迄の戦争映畫と確に趣を異にしてゐ
る、私達は今此の映畫に人間の持つ至高
の特權たる「敬愛」と「信頼」と「友情」
とが、陛下の軍人たる名譽を透して脈々
と波打つてゐる事實を見た。

兵は上官を信頼し敬愛し、上官は又兵
を慈しみ、兵と兵とは友愛のスクラムを
がつちりと組み混然一丸となつて、陛下
の御爲、祖國のため、東洋平和の大理想
のため、身を鴻毛の輕きに置いて或は草
に打伏して敵中深く敵状を探り、或は彈
丸雨飛の中に友の安否を思ふ。又數時間

を經過するも友は歸還せず、友情は雨降
り注ぐ夕暮の城門に友の身を思はしめ、

一度友の任務を果して歸り来るや歡喜限
りなく身を盡して友の勞をいたはり生還
を喜ぶ、友は此のヒシ／＼と胸を打つ友
情に感激の涙止めやらず再會の嬉しさと
眞心こめた友の心やりの一個の玉子に、
一杯の水に、手は打慄へ、此の感激の嵐
のうちに湧然唇を突いて出る涙のコーラ
ス「君ヶ代」上官も兵も唯涙。

私達の逼迫せる感激は奔流の如く全身
を馳け巡り涙なくして此の場面を目視す
る事が出来なかつた。

皇軍の強味は是だ。
此の將兵の勞苦を思へば私達の苦しみ
は何でもない。九牛の一毛にも足りな
い。此の皇軍の勞苦に對し私達は何を送
ればいゝのか？ 銃後の赤誠だ！ 是が
唯一の錢けだ！

最後に私達は此の映畫に依り愛國心を
一層喚起せしめられ時局の認識を深め得
た事を此の映畫を選定して下さつた行刑

巡回映畫「五人の斥候兵」

佐賀刑務支所

に折込まれた感激の場面の數々、中にも
ラストシーンをかざる涙の君が代、私の
まぶたにも何時しか熱い感激の涙がにじ
んで参りました。私は今迄に何度も映畫
を見ましたが、一回もこんな勇壯にして
悲壯ひし／＼と心に迫る映畫は初めてで
した。劇とは思へません、實戰そのまゝ
を見る様です。ひるがへつて私達は北中
支那の山野の空に映畫より以上の悲壯な
苦戰を續けて居られる將兵の有る事を思
はねばなりません。銃後國民の一人とし
て私達も總てを忍び最善の努力を盡し皇
國初期の目的達成の爲に奮闘せねば成ら
ぬと思ひます。

あゝ大和櫻の名も香んばしく散つて護
國の鬼と化した英靈に深甚の謝意を表す
ると共に萬難を排して益々御健闘の將兵
の方々の武運長久を蔭乍ら御祈りする次
第であります。

局長閣下に心から感謝いたします。

巡回映畫に就ての感想

熊本刑務所

當所に於て巡回映畫「五人の斥候兵」
を上映した處、その教化的効果著しく左
の如き感想文がものされた。

感想文 ○○○番

待望の日私達の心待ちに待つた巡回映
畫を見せて戴きました。非常時日本の戰
時下に相應しい五人の斥候兵と云ふ題で
外にも二卷の映寫がありました。巡回映
畫としては始めての軍事劇であり、亦オ
ールトキーである故に、私達も大きな
期待を掛けてみました。

刻々に映り行く劇に見入る私達、部隊
長の號令一下突撃に移る勇ましい兵士、
一地點の占領後の國旗掲揚式。勇壯な中
にも嚴肅な場面です、覺えず襟を正さし
めるものが有ります。短い一片の劇の中

り漸次雨量増加、二十八日午後三時頃よ
り俄然豪雨襲來、雨勢愈々強烈となり刻
刻増水し、二十九日晝頃に至り各河川、
沼等の氾濫を見、豪雨降り續くこと實に
五十有餘時間に達し、三十日午後一時過
ぎに至り漸く晴れ間を見たるも、水魔の
跳梁は更に止む氣配なく愈々増水した。
堤防の決潰等相續き一面の泥海と化し、
家屋の流出等算なく交通、通信機關も殆
んど不通となり、罹災民は小船に依り辛
うじて救出さるゝの慘狀で、百年來未曾
有の大洪水を招來した。

水戸刑務所に於ては所在地高臺なる關
係上、浸水の危険がなかつたが、全職員
は自發的に早期登廳をなし警備に就き待
機して居つた。外堀に接する二百餘坪の
土壌崩壊と、水戸市外細谷所在の耕耘地
浸水のみで、損害は輕微であつたが職員
には多數の被害を受けたる者もあつたが
幸に死傷者は無く、衆情頗る平穩であつ
た。

水害狀況

水戸刑務所
土浦刑務支所

雨天連續二旬、六月二十七日夕刻に至

土浦刑務支所は水害を蒙る危険性多く、刻々増水の危険が有つたため全職員登壇非常警戒に就いてゐた處、二十九日夜半に至り各所の堤防決潰の爲め、急激なる増水にて瞬時にして一面の泥海と化し、水勢物凄く門外及排水口より所内に激流となりて襲來、忽ち事務所、舍房等を浸したため、水戸本所に對し唯一の通信機關たる警察電話を以て急を報じ、看守應援方を依頼したが、時既に遅く、鐵路、並道路崩壞のため交通全く杜絶して、止むなく支所職員一同協力應急救助策として不取敢舍房屋根裏に一時收容者を避難せしめ、重要書類領置品等を運搬した。拂曉を待ちて霞ヶ浦海軍航空隊等の援助を受け、小舟を舍房内に漕入れ、或は泥水胸を没する中を職員收容者協力、老弱不具者を背に託し等して救出、職員收容者共一名の死傷者もなく無事に土浦中學校へ避難することが出来た。だが此處設置する事は不可能なので、七月

二日朝に至り本所に於ては決死的自轉車應援隊を組織し二名を派遣した。同應援隊は途中或は自轉車を背に、或は濁流渦巻く河川を丸木橋に依り渡河する等、凡ゆる危険を冒して行程十有餘里を五時間半を費して辛うじて到着、應援の任務を遂行した。七月七日に至り汽車が水戸驛の次驛（赤塚驛）まで開通したので、掃除夫七名を支所に残留せしめ、残り九十名を二回に分けて、水戸刑務所に無事收容し、目下善後策を考究中である。

此の災害に際し、職員は危険刻々迫れる家族を捨て、自己の身命を度外視して濁流渦巻き、深さは胸を没する泥水中を泳いでよく其職責を全うし、奉公の誠を盡し、偉大なる精神力を發揮した。尙職員罹災者五十有餘名に上つたが、死傷者は一名も出なかつた事は不幸中の幸であつた。

（土浦支所の水害詳報は紙面の都合に依り次號掲載）



海外異聞録

ドイツの物價取締り

罰金三萬マーク

商工省の最高標準物價の制定に伴ひ、各々わが國にも各商品のお目付役である物價監視役たる「經濟警察」の制度が採用されることになつた。これは標準價格を自治的に守らせるために監視させようといふ趣向であるが、本場のドイツでは中々そんな手ぬるいものでなく、一九三三年末來ヒトラー總統が心血を注いだ一つだけに、實に嚴格を極め、その統制ぶりも一糸を亂さぬほどである。各商品についての價格を形成する立法部としては經濟省の一部に「價格監督局」といふのが設けられてゐる。そしてその監督局は各案各品種別に形成されてゐる各中央統制機關の報告を參酌して、價格をきめてゐるが、



各中央機關側では毎月一回全國代表を一堂に集め、大々的に評議を行つてゐる。監視については各縣に散在する「價格監督局」の支所が、地方的に責任をもち、同支所は地方々々で各商業別に組織されてゐる各種の組合員をつかつて同業組合員間を嚴重に監視させてゐる。即ち販賣者である組合員は、同時にお互ひに監視者でもあるといふ珍現象を呈してゐるが、こゝいらが所謂ナチスのナチスたるところで、互ひにナチス精神に違反するものは大いに組合員中から除外し合はうといふのだ。違反者は罰金刑か、營業禁止の何れかに處せられるが罰金刑は通常二、三萬マークといふ莫大なもので、處せられたが最後一生浮ぶ瀬がなく、しかも公德を犯したものととして新聞紙上に廣告され、社會的にも裁きを加へられる。

床屋に行く時は

ブラシを携帯のこゝ

健全なドイツ國民の養成に大童のナチスでは、特別國民の保健衛生に細心の注意を拂つてゐるが、先づ保健工作の始めとして理髮店規則改正に乗出し、最近理髮店業特別規則を發してゐる。この新規則によるとドイツの床

街頭で柔術宣傳

まんまと失敗

テキサス州オースチンのジョー・ウエルヒといふ柔術狂の青年が、その途で生計を立てようと町に道場を開いたが、當にしてゐた縣立鐵道警備隊からもトンと弟入りがなく、一向に商賣にならぬので一計を案じて柔道宣傳の「投げ」を始めた。目指すは勿論お客になりさうな鐵道警備隊なので、ウエルヒ君は夜なく、ポロポロの腹を

屋さんは今後整髪用鬚剃用の種類の如何を問はず二人以上の客に對し同一ブラシを使用出来ないことになつた。従つて客が床屋に行く時は原則として銘銘自用のブラシを携帯して行かなければならないが、若し自用のブラシを持たなければ床屋さんは自身の手を以てブラシの代用をすることになつてゐる。この趣旨は衛生的見地に基き從來の不潔で屢々黴菌の策となるブラシよりも、清潔な手の方が未だましだといふわけだ。この新立法により皮膚病傳染豫防の効果が期待し得られるわけだ。なほこの規則に違反すると十二マークの罰金が課せられることになつてゐる。

善用に及んで警備隊前を徘徊し、ホルド・アツプに潰つたなら得意の「ジョージ」で取つて投げ、投げては押へて「ジョージ」の偉力を目のあたり發揮し、實地に宣傳をしようといふ魂膽だつた。或夜やうやく願ひ叶つて見ん事竊盗に出遇つたまではよかつたが、この竊盗君柄になく力が弱く、腰投げをかけようとすればへた／＼と地べたに坐り込んで仕舞ふ始末に、折角の柔術も偉力を發揮出来ず、徒らに町の物笑ひの種となつたばかりで、今だに弟子入もないといふ次第だ。

◇風變りなロシアの乞食

ロシアの乞食は一寸風變りである。乞食の前身は何れも貴族、工場主、金融業者、地主といつた前支那階級であつて、彼等は現政權に對し不死身な反抗を續けて居り、差出された仕事も頑強に拒絶してゐる。彼等は給料のいゝ役人よりも乞食の方が數倍収入が良いと云つてゐる。バクーでは以前石油業者の大立者であつたゼインザロフが乞食の中から發見されたが、彼は數千ルーブルを貯め込んでゐた。又前のウク

ライナの大地主アントノフはキエフ、ハリコフ、オデッサの街で稼ぎ、毎年クリミヤのロシア一番の保養地で休養を樂しんでゐた。これらの乞食は投機的才能が秀でてゐるので市のマーケット村のバザーなどで品物の非合法行商を行つて政府を手古摺らす智慧も持つてゐる。前の工場主ゴウヂェンコは集團農場の書類を大仕掛に贗造して捕縛されたが、こんな譯で政府當局は乞食の動向にまで警戒を怠るわけに行かないのである。

◇樂聖ハイドンの頭蓋骨問題

一八〇九年ヴィーンにおいて永眠した樂聖フランツ・ハイドンはヴィーン郊外の墓地に葬られたが、埋葬後二日にしてハイドンの頭蓋骨が何者かのために盗みさられてゐたといふ事件があつた。盗み去つたのは熱狂的音樂ファンの醫學生だが、事件勃發十一年後の一八二〇年までは全く誰れも氣付かず、同年ハイドンの遺骸をアイゼンシュタット市近郊の墓地に移しかへるに當

つて遂に大騒ぎとなり、警察の活動により或る頭蓋骨蒐集家の手にあることが判明、無事ハイドンの遺骸に還り再び墓に埋められた。ところが還された頭蓋骨といふのが眞赤なニセ物であることが數年後頭蓋骨を盗んで逃亡した醫學生の臨終に際して告白され本物のハイドンの頭蓋骨は彼の友人たる或るヴィーンの著名醫師の手を経てヴィーン音樂愛好者協會に寄贈されてゐることが判明した。偶々ハイドンの親友でパトロンたるエステルハイツ公爵家が宏壯なハイドン靈廟を建てハイドンの遺骸を移しかへるに當つて本物の頭蓋骨の返還をヴィーン音樂愛好者協會に求めたが、兩者とも正當所有を固持して相譲らず紛議に紛議を重ねて問題は全オーストリアの音樂家の間にまで擴延して今日にまで至つたが、最近ナチスは右係争問題に裁判を下しヴィーン音樂愛好者協會に對してハイドン頭蓋骨をかへすやうに命じたといはれる。しかしヴィーン音樂愛好者協會の方でもハイドン頭蓋骨取得の合法性を盾に返還を肯せず、却々強硬だとの評判である。

書道講坐

高橋白鴉

書道の變遷 十三

△隨の能書家

隨の時代に於ける能書家としては、智永、丁道護、智果、趙仲將、張公禮、楊素、等を擧げることが出来る。この時代には相當の書手が多かつたと見へて近世になつてから書者不明の墓誌銘等が何百種と出てゐる。其の中でも最も代表的の人は、智永、丁道護、張公禮等である。

智永は隨の人である。字は法極と云ひ年少の時より佛道に入り、後に永禪師と號して、吳興の永欣寺に住した。晋時代の書聖王羲之の七世の孫に當り、書は主として王羲之を學んだ。その溫雅な書風

は後世の書學者に珍重されてゐる。

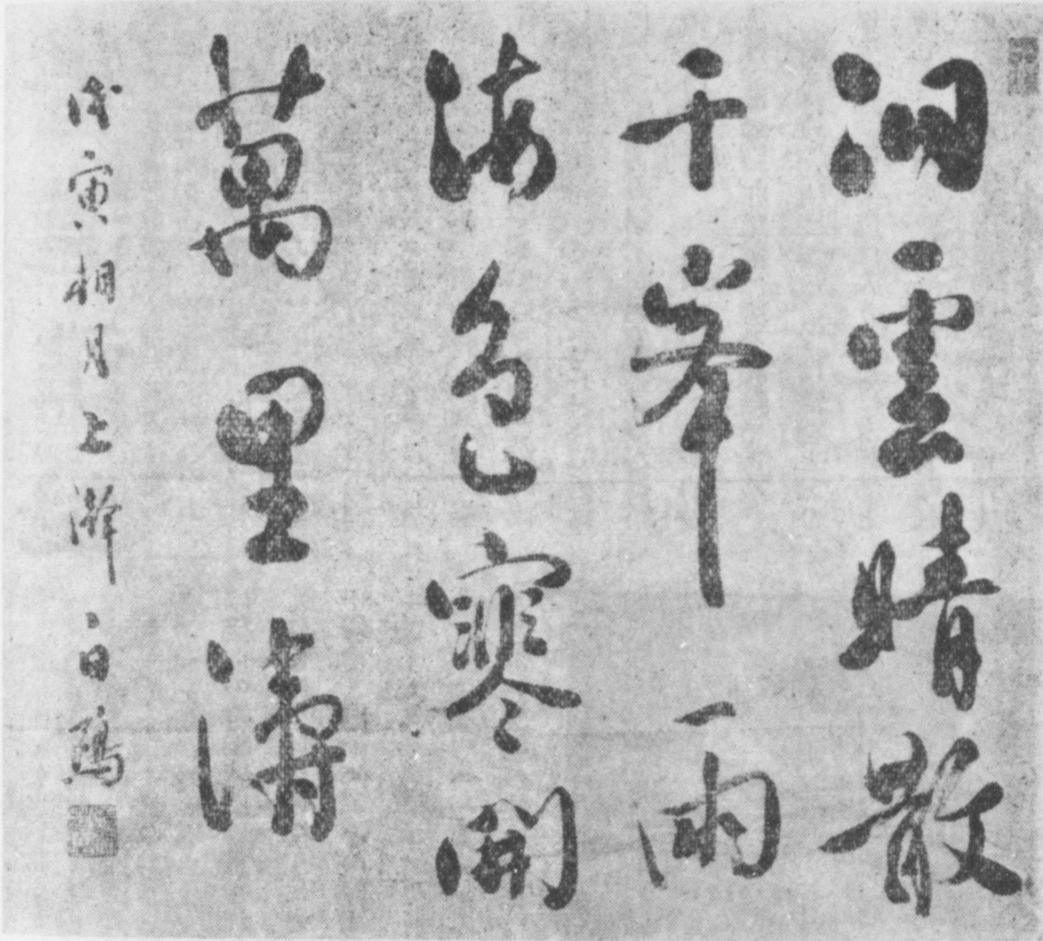
智永は永欣寺の樓上にて、書道に精進すること四十年、その間王羲之の千字文を臨したものが八百本に及んだ。後にこれを江東の諸寺へ一本宛施入したと云はれてゐる。又その使ひ古した筆が、一石入

の大籠に五杯もあつたとのことである。後に至つて穴を掘りその使ひ古しの筆を埋めて、塚を作り退筆塚と云つた。

業成り樓を下れば教を乞ふ者、その書を求むるもの、朝夕門前に人滿ちて、押すな／＼の盛況でまさに門前市をなした。人波に押されて門扉は常に穴を穿つので、鐵板で門を作つたので、世人これと呼んで鐵門限と云つた。

智永は、各體をよくした。殊に草に巧





みであつた。眞草千字文は、智永の書中에서도傑作と稱されてゐる。

眞草千字文は、温雅、秀潤、圓勁、の書風にて、どう見ても非點の打ちどころのない、八面俱に具はるもので、後世學書家の範とされてゐる。この書風は、次の時代の唐代に於ける諸大家に影響を與へてゐる。

眞草千字文には古來三種ある。寶墨軒千字文、關中千字文、谷氏舊藏眞蹟千字文、これである。寶墨軒本は古意には乏しいが刻がまことに鮮明であるので手本として習ふには最も適してゐる。關中本は古意もありしかも王羲之、父子の衣鉢を傳へるものとして世人の推賞を買つてゐるが、磨滅が多いので手本として習ふには、初歩の人には骨が折れる。

眞蹟本は或は唐時代の人の臨書であるともいはれてゐるが、肉筆であるだけに價值あるものとされてゐる。

(寫眞掲載は寶墨軒千字文の一部)

直養氣和養性
 樂天理安義命
 志有定心自靜
 處萬變主一敬

季迪定靜銘 白鷗齋

明、季迪定靜銘

直は氣を養ひ、
 和は性を養ふ。
 天理を樂しみ、
 義命に安んず。
 志定る有らば、
 心自ら靜かなり。
 萬變に處するに、
 一敬を主とす。

御斷り

雪山川田瑞穂先生は、御病氣未だ全快致されず、残念ながら漢詩欄は本月も休載の止むなきに到りました。で御投稿の諸賢も左様御承知を願上ます。

選歌しつ (二四)

大翼

人麿と赤人とは、古來歌聖とまでいはれて居るすぐれた作家であるが、遺憾なことには、その一代の履歴が今日まだ判然としてゐない。たゞ人麿が、新田部、高市の諸皇子に従ひ、又、聖駕に陪して紀伊、伊勢、大和、筑紫などの國々を歴遊し、その晩年を石見の國に送り、その地で歿したことを、赤人もまた鳳輦に隨うて近畿の名勝を探り、或は瀬戸の海を渡つて遠く伊豫の靈泉に浴みし、或は東海の富嶽に千秋の雪を望み見て、そのゆたかなる吟懐を行つたことなど、いづれも残された作品によつてこれを知ることができるのである。

さういふ次第で、經歷の詳しいことは知る由もないけれども、この二人はわが國の歌の歴史の上では、あたかも曉星にも比べらるべき存在である。これを作品によつて見ても、奥の深い重厚な感情と、潔く高朗な思想とが、自由で富瞻な想像の力と結んで、人生と自然の姿をさながらに寫し出し、あくまでもその極趣と美とを穿たねばやまぬといふ行きかたであるが、しかもその詞藻や風態はいかにも雄渾で韻致に富み、氣魄にみちたものであつて、上下二千餘年に互るわが文學史上、まことに傑出せる歌人といふに憚らぬのである。

かの古今集の序に「人麿は赤人の上に立たん事かたく、赤人は人麿か下に立たん事かたし」といつて居るやうに、人麿赤人の優劣はこれを定むることが困難とされて居るのであるが、私自身の好みからすれば、歌柄の大きい點、思想の奥の深いこと、氣魄の張りつめてゐる點、文詞の雄渾にして壯麗な點など、はるかに人麿の世界に心を牽かれるものである。但し一般の史家は、人麿を特に長歌に長じ、赤人は特に短歌に長ずるものとして居るが、私などは人麿の特色が長歌に於いて最も

毎月 募集 刑政歌壇 當季雜誌 縮切 毎月十日限 用紙ハガキ一葉三首

心升くろく選

- 一 成鏡 岡本 舜水
- 二 東京拘置所 喜代志
- 三 高松 紅蘭 生
- 秀逸 砂山に咲く晝顔のかけに啼ききりぎりすの聲も衰へにけり
- 山形 銀嶺 生
- 閑古鳥聞くごとに我が里の古き椋の木戀ほしみ思ふ 名古屋 高島 明峯
- 鉢植の朝顔一つ花もちぬこの初咲きの花白きかも 水戸 植松 紀代子
- 雨ははや風さへ交へ烈しきに爆音高く機飛び來る 函館 杉田 思秋
- 佳作 ひやんくと今は眠りし愛し子へ母の軍歌のまだ續きをり 福島 信夫 岡
- 從軍の門票みれば未知の家も言葉かけたき心湧きくる

- たまさかの休みの雨に子等騒ぐ馬になれよとわが耳ひきて 小菅 三浦 瑞司
- 青森 一
- 山形 銀嶺 生
- 慰靈祭の庭につどへる遺族等に幸多かれと祈りぬわれは 新潟 本間 曉雨
- 堀高くさまいかめしき囹圄にも午後の陽射しは霞めきにけり 金泉 有馬 草夢
- 向つ丘の松の木叢の闇ふかみ生れ出し月のみづ／＼しかも 札幌 來生 忠次
- 健やけき身を父母にいたゞきておろがむあさ日大きかりけり 名古屋 祥子
- 夏夜の部屋に倦びしくまろびるて燈下にむらがる虫を見入りき 浦和 根本
- 新聞もはかなくぬれてとゞきけり強雨降りて出水の朝 千葉 泣人
- 緑濃き廣間が丘の病院の窓のゆふべに母こひにけり 高松 美樹 晴朗
- 病める身の夜半に眼覺めてふと見れば蚊帳にかけさす月のさやけさ 函館 船樹 たを
- 五機六機空爆行の翼連ね渦巻く雲に天翔り行く 沼津 常春
- 梅雨晴れの窓越しに見る家屋の上親の雀が仔に餌をやしなふ

よく現はれてゐることを認めると共に、短歌に於いても彼は獨歩の地位に在るものと考へて居るのである。

山上憶良は、天武天皇の時に遣唐少録となり、後、聖武天皇の時に筑前守となつたが、その外の履歴については傳はらない。漢文漢學を能くした人で、その作品は、いづれかといへば生活、人生を主題としたもので、思想も想像も、歌の風趣と共に甚だ深刻にして遒強である。

×

舜水君、一首には雨間の明るさのやうにほのぼのと心にとほる明るさがある。その素直さがほゝゑみとなる。

喜代志君「報じ來ましぬ」の一句に含まれた感慨を見おとさないやうにしたい。

紅蘭生「咲く」「啼く」のあたり一考を要するが一首として感の通つた歌である。

○ 八王子 西 弘 秋
居残ておそく歸りし我家の障子に妻の影うつり見ゆ

○ 福島 鈴 木 正
梅雨晴れて今朝の射す陽の明るさよ里の薬屋根水蒸氣立ちにつゝ

○ 札幌 來 生 忠 次
くまざさの廣葉繁れるわがやどは蟬のなくねも涼しかりけり

○ 網走 津 田 滴 水
假釋放恩典に浴して出征する囚徒の眼に涙光れる

○ 千葉 沙 汀
小雀が巢はこはしあり卵一つ二つころびて梅雨に濡れたる

○ 長野 梓 玲 子
梅雨晴れの明るきあした飛燕草紫の花鮮かに咲く

○ 山形 銀 嶺 生
ひさびさに山の温泉に入り思ひきり手足伸して深呼吸しつ

○ 福岡 木 下 白 馬
梧桐に降れる五月雨音のして壁にとまりし蠅の動かず

○ 開城 遠 藤 城 陽
まどゐしてかたらひにけり日もすがら教のすべをいかにせばやと

○ 土浦 離 的 生
なが雨に水かさまさる昨日今日黄河の奔流いかにこと思ふ

○ 岐阜 櫻 子
白露の葉かげに潜む紫の初茄子ちぎる心うれしく

○ 札幌 來 生 忠 次
○ 札幌 來 生 忠 次
日毎日毎進む工事の打鐘は青葉のなかゆ尊くひよく

飛の魚その他

花 叢

飛の魚翔ちてわがまつしぐら 鯨 洋
「翔ちて」といふのは飛ぶといふのとは違ひます。今わが舟はまつしぐらに進んでゆく、飛魚は舟の襲來を遁れやうとして大飛躍を試みて海面を飛翔して行くのです。海面を飛翔する飛魚を追つてまつしぐらに舟を走らせて行くのは爽快でせう。

起されて夜振の魚をもらひけり 水 舟
寝てゐるのを呼び起されて門口の雨戸をあけてみると夜振に行つた人が獲物を持つて來てくれたのです、夜中のことだから魚籠は明日返すこととしてそのまゝ貰つて置いたこととせう、夜振の獲物が澤山あつて近所の家に分けるのに寝てゐるのを起してまで持つて來てくれるところに田舎の人達の朴訥な人情が何はれて面白いです。

單衣裁つ缺の鈴のちらからと 落葉女
夏は暑いけれども夏の涼味といふものは又格別です、「單衣裁つ」といふそのことには涼しい夏を楽しむ心持があります、ち

募 集

刑 政 俳 壇

題當季隨意
用紙官私製葉書

俳 小 と 選

橋脚につないで馬を冷しけり 岡崎 犬塚風句子
浸け馬のじつとしてゐて川暮るゝ
夕焼のうつれる川や馬冷す
一と時は明るくなりて梅雨暮るゝ 滋賀 深田五角
螢火のふわりと一つ木の間より
早乙女に引かるゝ牛のすなほなる
梅雨の蝶ふらくと上りけり 同 同
のほり來て松蟬の森眞下なる
野茨に比叡の霞濃かりけり 同 同
滯杭の翡翠水に映りけり 小菅 同
翡翠の羽づくろひする舟びさし 滋賀 同
はるかなる湖の白帆や田を植うる 同 同
むくつけき毛虫のをりぬ薔薇の花 同 同
少年 囚 ミシン踏む窓立葵 同 同
雨はれし背戸の葎池行々子 千葉 同
同 和 田 不 二 斗
同 橋 本 泣 人

法學協會雜誌

第五十六卷 第八號
八月一日發行

有斐閣

論說

「意思欠缺」と「動機錯誤」……東京帝國大學助教授 川島武宜
酒精性犯罪の刑事學的研究(二)……東京帝國大學助手 高橋正巳
民法第一七七條と惡意の第三者……法學士 有泉亨

資料

中世人身法制雜考(一)……東京帝國大學助教授 石井良助
紹介
ルイ・ジョツスラン『契約の公法化』……東京帝國大學助教授 福井勇二郎

新刊短評

學界消息

近時西法學界の消息……東京帝國大學助教授 石井照久
法理研究會記事「有限會新法について」

判例研究

民事訴訟法判例批評(一九二)……東京帝國大學名譽教授 加藤正治
行政法判例研究(四)……東京帝國大學名譽教授 美濃部達吉
民事法判例研究錄(昭和一三年度・三) 民事法判例研究會

法學論叢

故京都帝國大學名譽教授法學博士跡部定治郎君省僧並哀辭

論說・資料

御成敗式目と道理の意識……牧健二
船荷證券の要因性……大橋光雄
強制和議の内容……小野木常
露佛關係とパリー會議(一)……立川文彦

一八五六年に於ける

批評と紹介

希臘の新國際私法草案……齋藤武生
『世界危機』論集……田畑茂二郎

判例

〔民事法〕 包括遺贈の減殺……近藤英吉
運送取扱人の責任の範圍……大隅健一郎
上告審に於ける請求拋棄の效力……山田正三

雜報 研究會記事

昭和十三年八月八月號
第三十九卷第二號
發行所 京都帝國大學法學會
發賣所 東京 有斐閣
壹冊金五拾錢郵稅貳錢
半年分郵稅共金參圓
一年分郵稅共金六圓

昭和三十二年六月中入出監並月末在監人員

Prison Population during the Month of June 1938

	越員	入	監	出	監	現	員	前月末日現在	前年同月末日現在	比較	
										増	減
受刑者	48,816	4,820	4,874	48,762	48,816	50,804	54	△ 2,042			
被疑者	181	1,100	1,125	155	181	278	26	△ 123			
刑事被告人	3,615	3,091	3,235	3,471	3,615	4,175	144	△ 704			
勞役場留置者	407	600	560	447	407	564	40	△ 117			
乳兒	7	5	4	8	7	11	1	△ 3			
男	52,225	9,379	9,578	52,026	52,225	54,915	199	△ 2,889			
女	801	237	221	817	801	917	16	△ 100			
計	53,026	9,616	9,799	52,843	53,026	55,832	183	△ 2,989			

備考 受刑者現員中ニ朝鮮人 2,319人ヲ合ム

本表中外國人ヲ國籍ニヨリ區別スレハ左ノ如シ

國名	性別	受刑者	被疑者	刑事被告人	勞役場留置者	計
中華民國	男	51	—	18	—	69
滿洲	男	—	—	1	—	1
亞西	男	?	—	—	—	2
總計	男	51	—	18	—	69
總計	男	53	—	19	—	72

法曹會雜誌

第十六卷第八號
昭和十三年八月一日發行
定價 金五拾錢

司法省構内 法曹會
振替口座
東京一五六七〇

○刑法に於ける違法の實體(一)……………東京控訴院 久禮田益喜

○株主總會決議無効の訴(二)……………函館地方裁判所 野間繁

○企業簿記の構造(その五・完)……………東京民事地方裁判所 波多野義熊

○フランス・ベイコン卿とサー・エドワード・コウ
ク―英國普通法裁判所と衡平裁判所との對峙(三)……………法學博士 寺田四郎

○往年を追懐して(下)……………前朝鮮高等法院 國分三亥

○名判官物語(三十八)○脇坂安董(その二)……………前司法大臣 小山松吉

○震浦遊藻を讀む……………横濱地方裁判所 西村卯

○支那滿洲視察談……………司法省秘書課長 船津宏

○法曹會決議○司法省訓令通牒回答○大審院判例要旨
○新法令○雜報

法學新報

第四十八卷第八號
昭和十三年八月

中央大學法學部門機關

立法權とは何ぞや……………教授 天野徳也

刑事責任の變遷について……………講師 久禮田益喜

判例法主義の價值……………教授 穂積重威

工業所有權保護同盟條約説明……………講師 吉原隆次

英國の辯護士制度……………宗宮信次

刑事判例研究
住居侵入罪と姦婦の承諾(草野豹一郎)―同時に自己の刑事被告
事件にも關係ある證憑の湮滅(吉田常次郎)―共犯と中止犯(吉
田常次郎)

根柢當と被擔保債權の範圍(岸田新)―借家法第五條の適用・留
置權と同時履行の抗辯權・敷金と其の當然相殺の時期(岡村玄
治)―運送取扱人の責任の範圍(森清)―虚偽契約と合意に因る
撤回(梶田年)―是非を辨別するに充分なる意思能力を有する子
の引渡請求(前野順一)

海外法律事情
婚姻豫約不履行に對する賠償制度の廢止(右田政夫)―家事裁判
手續の確立(右田政夫)―ドイツ市町村制(瀧内禮作)

東北帝國大學
教授法學博士
大北帝國大學
教授

小町谷操三著
伊澤孝平著

〔商事法研究叢書(3)〕

商事判例回顧

四六判布裝
總頁四六二
定價二・八〇
送料一四

新刊

本書は昭和六年以降十年迄の五ヶ年間の商事に關する大審院判例六百餘件の興味ある回顧である。著者は當該年度の判例が從來の判例に對し如何なる地位にあるかを示すと共に、更に進むで關係判例並に學界主流の動きを明にする爲め、下級審及外地裁判所の判例並に文獻等をも引證せられた。従つて本書は單なる回顧の域を超えて、或る意味に於ては、寧ろ判例法の現狀の正しい理解と將來の展望に眞の力點をおいてなされたものといひ得る。この兩教授の美しき協力の成果は、連年「法學」に掲載されて好評噴々、之が公刊に對し各方面より熱烈なる希望が聚り來つたが、今や重大なる修正補筆を加へて、茲に本叢書の一として何人にも親しみ易き體裁を以て現るるに至つた。蓋し本書は年々山積し、發展し、流動する商事判例法最近の動向を知らむとする人々、殊に動もすれば判例への洩れたき注意を拂ふに日頃大きな困難を感ずる實務家・學生・受験者諸氏にとつて、實に座右必備の指針書である。敢て大方に薦む。

(1) 表示行為の公信力

(2) 經濟的需要と商事判例

東北帝國大學教授 伊澤孝平著
定價 一・八〇
送料 一〇〇

京城帝國大學教授 西原寛一著
定價 二・〇〇
送料 一〇〇

町保神・田神・京東

有斐閣

振替東京三七〇番

犯罪生物學原論

アドルフ・レンツ 著
吉益修夫 譯

菊判上製 三五〇頁
定價二・八〇 送料・二一

新刊

原著者レンツ教授は法律學の權威であるばかりでなく、自然科学の造詣深く、世界の學者を網羅する犯罪生物學會を創立し、自ら總裁として多年學界に貢獻した。本書は教授の著の一であつて、哲學、醫學、法律學に於ける一つの人格學說の基礎づけを完成し、之を犯罪者に應用せんとする意圖に成るものである。教授に依れば、犯罪とは環境の影響の下に於ける身體的・精神的な可能性即ち人格の實現に外ならない。一方に於て現代の全體性の學說に立脚し、その理論的根據の確固たると同時に、他方に於て常に興味ある多數の寫眞によつて具體的な犯罪者人格の躍如たる姿を再現し完全な理解を得せしめる。犯罪心理學を學ぶ人の好個の入門書であると共に最高の指南書である。尙教育學者や感化、保護、裁判、行刑の實際に携はる人々にとつて重要な參考文獻である。

東京 東一
神田 橋
岩波書店
振替 二六

定價表	
一冊 (稅共)	金 二十五錢
六冊 (稅共)	金 一圓五十錢
十二冊 (稅共)	金 三圓
廣告料	
一等	金 五十圓
二等	金 四十圓
普通	金 三十圓

注文は總て前金のこと
御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但しなるべく振替を利用せられたし、口座は東京二五〇五九番刑務協會とすること
御注文の際は必ず送附先明記のこと、從つて轉居の際は新舊住所を御届げ下されし

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
昭和十三年八月五日發行
昭和十三年八月五日發行

編輯兼 伊藤 忠次郎
東京市葛飾區小菅町二八四番地一
印刷所 大河内 恭三
東京市葛飾區小菅町二八四番地三
發行所 東京市龜町區霞ヶ關一丁目一番地一
電話銀座 二三四・三八二五番
振替口座 東京二五〇五九番

1	2	3	4
5	6	7	8
9	10	11	12
13	14	15	16

17	18	19	20
21	22	23	24
25	26	27	28
29	30	31	32